



323
176



始



323-176



橫尾 謙纂集
峰間信吉譯註

新皇朝靖獻遺言

東京 廣文堂書店發行

大正
5. 7. 8
丙交

皇朝靖獻遺言叙

騰采閣主寄此書乞序其書做體淺見民原選而專收此邦諸公行事是爲撰者特見嗚呼士之所尙不在寸智而在節義一當國家無事如無其驗者一旦有急其能有爲者舍節義之士其誰也夫死生亦大矣能冒鋒刃蹈湯火視死如歸者非平時講習理精義焉能致之哉自古正士立朝則義雄膽寒阿乘枋則國脈委茶節義所關至重如此豈曰守一身云爾哉向者淺見氏有見於此輯靖獻遺言以風厲節義其益世道人心不淺少也但其所載局於

皇朝靖獻遺言叙

皇朝靖獻遺言叙

騰采閣主此書を寄せ、序を乞ふ、其書體を淺見氏の原選に倣ひ、専ら此邦諸公の行事を收む、是撰者の特見たり。嗚呼士の尙ぶ所、才智に在らずして、節義に在り、國家事無きに當りて、其驗無き者の如し、一旦急有れば其能く爲す有る者、節義の士を舍きて、其誰ぞや。夫死生も亦大なり、能く鋒刃を冒して、湯火を蹈み、死を視ること歸るが如き者、平時講習理を燭にし義に精しきに非ざれば、焉ぞ能く之を致さんや。古より正士朝に立てば、義雄膽寒く、阿枋を乗れば、國脈委茶す、節義の關する所、至重なること此の如し、豈一身を守ると云ふのみならんや。向には淺見氏此に見る有り、靖獻遺言を輯め、以つて節義を風厲す、其世道人心を益すること淺少ならざるなり。但其載する所、彼國の人に局し、我邦の諸公に於ける、概して收めず、大に人心に歎ざる者有り。今此編載する所の

皇朝靖獻遺言叙

彼國之人於我邦諸公而不收有「大獄」凡心者今此編所載諸公忠勇節烈與日月爭光者悉係皇朝人則使讀者振起皇國靈勝讀彼中書萬々則其編輯之功雖倍前人可也足以見作者之苦心矣近日瑣々兔園冊子陸續上梓概皆贅言徒喧人耳至能激發人心者則有「此書」耳可謂鳳鳴朝陽遂書以與之

明治六年五月渡邊世順撰于攝津伊丹僑居

(一)

諸公、忠勇節烈、日月と光を争ふ者、悉く皇朝の人に係れば、讀者をして皇國の靈を振起せしむること、彼中書を讀むに勝るもの、萬萬なれば、其編輯の功、前人に倍すと雖も可なり、以つて作者の苦心を見るに足る。近日瑣々の兔園冊子、陸續上梓せらる、槩ね皆贅言のみ、徒に人耳を喧嗽す、能く人心を激發する者に至りては、此書有るのみ、鳳朝陽に鳴くと謂ふ可し。遂に書して以つて之を與ふ。明治六年五月渡邊世順攝津伊丹の僑居に撰す。

皇朝靖獻遺言例言

- 一 此書摹倣彼靖獻遺言而其位置體裁勢可同者同之勢不可同者異之要使觀者易誦讀耳
- 一 此書本以尊王爲主而不擡頭闕字者全襲大日本史日本外史等舊轍非敢臆斷私意欠其尊崇略其敬禮也擡頭闕字云詳見日本外史例言中
- 一 諸公列序之上下非敢輕重優劣唯以年代時日之古爲上其新者爲下
- 一 彼靖獻遺言限以八名此亦限以八名其跡似照對比較彼此之人物苟照對比較焉至

皇朝靖獻遺言例言

(一)

皇朝靖獻遺言例言

- 一 此書彼靖獻遺言に摹倣し、其位置體裁、勢同じかる可き者は之を同じくし、勢同じくす可からざる者は之を異にす、要するに觀る者をして誦讀し易からしむるのみ。
- 一 此書本尊王を以て主と爲し、而も擡頭闕字せざる者は、全く大日本史、日本外史等の舊轍を襲ふ、敢て臆斷私意其尊崇を欠き、其敬禮を略するに非ざるなり、擡頭闕字云々、詳に日本外史の例言中に見ゆ。
- 一 諸公列序の上下は、敢て輕重優劣するに非ず、唯年代時日の古を以て上と爲す、其新なる者を下と爲す。
- 一 彼靖獻遺言、限るに八名を以てす、此も亦限るに八名を以てす、其跡彼此の人物を比較するに似たり、苟も照對比較すれば、我邦人物の高絶を瀆すに至る、固より照對比較するに非ず、特彼人員

讀我邦人物之高絶一固非二器
對比較一特徵三彼人員編入得
其宜一耳

一楠氏篇專取南木誌一新田氏篇
取日本外史一其他每篇以常
藩史爲根據一而其叙事發端
不書原本之名號一者於位置
體裁一不平易簡雅一之故也讀
者諒之

一傳文論贊雖天下公行之名文
佳詞一可刪者刪之可存者存
之欲此書之切實而不繁
冗一非敢僭越加丹黃一評一其
是非之謂也

謙 七 識

編入其宜を得たるに倣ふのみ。
一楠氏篇專南木誌を取り、新田氏篇日本外史を取る、其他の每篇、
常藩の史を以て根據と爲す、而も其敘事の發端、原本の名號を
せざる者は、位置體裁に於て、平易簡雅ならざる故なり、讀者之
を諒せよ。

一傳文論贊、天下公行の名文佳詞と雖も、刪る可き者は之を刪り、
存す可き者は之を存す、以て此書の切實にして繁冗ならざるを欲
す、敢て僭越に丹黃を加へて、其是非を評するの謂に非ざるなり。

謙 七 識

皇朝靖獻遺言

目錄

奏 路 誦 十 諫 無 上 關
上 所 三 夜 上 城
言 策 言 詩 歌 表 書

物 藤 和 菅 平 楠 新 源
部 原 氣 原 重 正 義 田
守 鎌 清 道 重 正 義 田
屋 足 呂 眞 盛 成 眞 房

引用書目録

大日本史
日本書紀
皇朝略
國史略
南北誌
古道訓蒙頌
吉野拾遺
三才圖繪
神皇正統記
忠臣往來
北野天神記
夜航詩話

鷗齋文抄
本朝文粹
靖獻遺言
神考
讀史雜詠
幣幣集
皇朝分類
日本詩史
今世名家文抄
書後題跋
新葉集
關城史略

日本外史
皇朝史略
國史纂論
國史紀事本末
大統歌
正氣歌
山陽詩註
讀史偶論
沙石集
新論
菅家文章
俗神道大意

殘樓記
讀史餘論
讀史纂略
三忠傳
圭堂遺稿
今日鈔
讀史贅議
下學遺言
日本政記
弘道館述義
令義解

皇朝靖獻遺言卷之一

播磨山崎 横尾 謙纂集

奏言

大連守屋

物部弓削守屋尾與子也繼父爲大連一敏達帝朝佛法漸行于世大臣蘇我馬子首崇信之守屋心不喜頗有規諫十四年人民多疫死守屋奏言焉此奏言大夫中臣勝海亦與今略詔從之守屋躬自往寺踞于胡牀毀塔宇燔佛像棄餘燼于難波堀江是日無雲而雨守屋

皇朝靖獻遺言

新譯皇朝靖獻遺言卷之一

播磨山崎 横尾 謙纂集

奏言

大連守屋

物部弓削守屋は尾與の子なり、父に繼ぎて大連と爲る。敏達帝の朝佛法漸く世に行はれ、大臣蘇我馬子首として之を崇信す。守屋心に喜ばず、頗る規諫する所有り。十四年人民多く疫死す。守屋奏言す、(此奏言大夫中臣勝海も亦與る、今之を略す。)詔して之に従ふ。守屋躬自ら寺に往き、胡牀に踞して、塔宇を毀ち、佛像を燔き、餘燼を難波の堀江に棄つ。是日雲無くして雨ふる。守屋雨衣を被り、馬子及び其徒の佛を信する者を責め、佐伯御室を遣り、馬子の崇信する

被_二雨衣_一責_二馬子及其徒信_レ佛者_一遣_二佐伯御室_一逮_二馬子所_一崇信_二三尼_一馬子啼泣出_レ之吏人奪_二其衲衣_一撻_二於海石榴市_一馬子甚耻_レ之由_レ是構_レ怨

守屋嘗與_二穴穗部皇子_一相善皇子使_二守屋率_レ兵攻_二三輪逆_一守屋往斬_レ之馬子歎曰天下之亂不久矣守屋曰非_二汝小子之所_一知也

用明帝二年帝不豫詔欲_レ歸_レ佛令_二羣臣議_レ之勝海奏曰背_二國神_一而敬_二蕃神_一臣等所_レ未知也此奏言守屋亦

所_二の三尼_一を逮_二ふ。馬子啼泣して之を出_二す。吏人其衲衣を奪_二ひ、海石榴市に撻_二つ。馬子甚だ之を恥_二づ、是に由りて怨を構_二ふ。

〔註解〕尾輿。荒山の子、欽明帝の朝大連となる。●大連。連のかばねの頭、大臣と並びて政を執ること、後の左右大臣のごとし。●規諫。君の過を正し諫む。●疫死。疫病にて死ぬ。●胡牀。腰掛け。●塔宇。堂塔屋宇。●餘燼。やけ残つた灰。●衲衣。僧侶の服。

守屋嘗て穴穗部皇子と相善し。皇子守屋をして兵を率ゐて三輪逆を攻めしむ。守屋往いて之を斬る。馬子歎じて曰く、天下の亂久しからじと。守屋の曰く、汝小子の知る所に非ざるなりと。

〔註解〕三輪逆。用明帝紀に寵臣とあり、敏達帝に寵愛せられたる人と見ゆ。用明帝の二年、帝不豫なり。詔して佛に歸せんと欲し、群臣をして之を議せしむ。勝海奏して曰く、國神に背きて蕃神を敬するは、臣

典焉今馬子曰臣請奉_レ詔略_レ之

乃引_二豐國法師於禁中_一廐戸皇子握_二馬子手_一隕_レ涕曰三寶妙理人不_二之識_一妄生_二異議_一今大臣歸_二心福田_一何喜如_レ之馬子叩頭曰賴_二殿下聖德_一與_二隆佛法_一臣死之日猶_二生之年_一守屋大睥睨

押阪部毛屎密告_二守屋_一曰今羣臣圖_レ卿將_レ要_二於路_一守屋乃退居_二於阿都別業_一聚_レ兵自備勝海亦聚

等の未だ知らざる所なりと。(此奏言守屋も亦與る、今之を略す。)馬子の曰く、臣請ふ詔を奉せんと。

〔註解〕不豫。喜ばざる意にて病氣のこと。●國神。日本にて古來より崇敬し來れる神々。●蕃神。外國の神、佛をいふ。●廐戸皇子。乃ち豐國法師を禁中に引く。廐戸皇子馬子の手を握り、涕を隕して曰く、三寶の妙理人之を識らず、妄に異議を生ず。今大臣心を福田に歸す、何の喜か之に如かんと。馬子叩頭して曰く、殿下の聖德に賴りて、佛法を興隆す。臣死するの日、猶生くるの年のごとくならんと。守屋大に睥睨す。

〔註解〕禁中。宮禁の中、即ち皇居の中。●三寶。佛、法、僧の三寶。●睥睨。にらむ。押阪部毛屎密に守屋に告げて曰く、今群臣卿を圖り、將に路に要せんとすと。守屋乃ち退きて阿都の別業に居り、兵を聚めて自ら備ふ。勝海も亦兵を聚めて之に應ず。既にして勝海事の成らざるを知り、

兵應之既而勝海知事不成就
水派宮歸于彦人皇子舍人迹
見赤橋伺其出宮而擊殺之守
屋使三人謂馬子曰竊聞羣卿謀
我我故退焉而馬子益招集其黨
日夜警備及帝崩守屋欲舍諸
皇子而立穴穗部皇子爲嗣託
獵淡路而與穴穗部皇子相
謀事泄馬子遣兵殺穴穗部皇子
與宅部皇子而與泊瀨部竹田
豐聰耳難波春日諸皇子及紀男麻
呂巨勢比瓦夫膳賀梅夫葛城烏那
羅俱率師攻守屋遣大伴噲

水派宮に適きて、彦人皇子に歸す。舍人迹見赤橋其宮を出づるを伺ひ、撃つて之を殺す。守屋人をして馬子に謂はしめて曰く、竊に聞く群卿我を謀る、我故に退きたりと。馬子益其黨を招集し、日夜に警備す。帝の崩するに及びて、守屋諸皇子を舍きて穴穗部皇子を立て、嗣と爲さんと欲し、淡路に獵するに託して、穴穗部皇子と相謀る。事泄る。馬子兵を遣して穴穗部皇子と宅部皇子とを殺し、伯耆部、竹田、豐聰耳、難波、春日の諸皇子、及び紀男麻呂、巨勢比良夫、膳賀梅夫、葛城烏那羅と、俱に師を率ゐて守屋を攻め、大伴噲、阿部人、平群神手、阪本糟手、春日臣をして、澁川の第に抵らしむ。守屋自ら子弟及び家兵を率ゐ、稻城を築きて拒ぎ戦ふ、兵勢甚だ壯なり。守屋樹に登りて雨射す。諸皇子の軍恐怖し、三たび退く。豐聰耳及び馬子兵を整へて進み攻め、迹見赤橋守屋を射墜し、遂に守屋を殺す。

〔註解〕 阿都。河内國澁川郡跡部なりといふ。守屋の別莊ありし

阿部人平群神手阪本糟手春日臣
抵澁川第一守屋親率子弟及家
兵築稻城拒戰兵勢甚壯守屋
登樹雨射諸皇子軍恐怖三退豐
聰耳及馬子整兵進攻迹見赤橋
射墜守屋遂殺守屋 謙案或
討佛不以術却自取亡滅一旦
使天下後世懲其所爲爲箝口不
敢議嗚呼是何言哉當時佛法盛
行實不可當之勢也縱令有善
謀奇計亦未如此之何而已故守
屋之意以爲如此之熾雖以術
討之遂不能滅絕也若設術
自彌久不如無術而速死而使
後人奮發相繼因是觀之滿身
義氣奔酒風生果無暇設術也
而或者答之是不知守屋又不
知時勢者也嗚呼其不以術
而赤手討之是所以爲守屋也

なり。●舍人。皇族の近侍雜使の官。赤橋は厩子皇子の舍人なること太子傳曆に出でたり。●稻城。竹木を立て、作る、元來は刈りたる稻を掛けて乾す具をいふ。
〔謙案するに、或ひと云ふ、守屋の佛を討する、術を以てせず。却つて自ら亡滅を取り、且天下後世をして、其爲す所に懲り、口を箝して敢て議せざらしむと。嗚呼是何の言ぞや。當時佛法盛行は實に當る可からざるの勢なり。縱令善謀奇計有るも、亦之を如何ともするなきのみ。故に守屋の意以爲らく、此の如きの熾なる術を以つて之を討つと雖も、遂に滅絶すること能はず。若術を設けて自ら久しきに彌るは、術無くして速に死して、後人をして奮發相繼がしむるに如かずと。是に因りて之を觀るに、滿身の義氣奔酒風生し、果して術を設くるに暇無きなり。而も或者之を咎む、是守屋を知らず、又時勢を知らざる者なり。嗚呼其術を以てせずして、赤手にして之を討つ、是守屋たる以所なり。〕

自先朝以速陸下疾疫流行生民將絕此豈非由蘇我臣首唱佛法歟請宜禁絕讀史雜詠曰偉哉物部公議議聞邪辟已在千載上預知百世瘡伽藍付一炬鬼教頓剪關捕鳥部萬當馬子攻守屋將兵一百守難波宅聞守屋死乘夜潛逃抵茅渟有真香村與其妻訣遂匿山中朝廷議萬懷逆心當盡族誅會萬身被敵衣執弓劍而來有司遣衛士數百圍之萬隱于叢篁以繩繫竹搖之令人謬言所在衛士疑惑萬連射倒數人衛士恐不敢

〔註解〕 奔酒風生。義氣のほとばしり充ち、風生するが如き勢をいふ。●赤手。空手なり。
先朝より以つて陛下に速ぶまで、疾疫流行、生民將に絶えんとす。此豈蘇我臣首として佛法を唱ふるに由るに非ずや。請ふ宜しく禁絶すべし。
〔讀史雜詠に曰く、偉なるかな物部公、讒議邪辟を闢く、已に千載の上在り、預め百世の瘡を知る、伽藍を一炬に付し、鬼教頓に剪關すと。〕

〔註解〕 物部公。守屋をいふ。●讒議。正義なり。●邪辟。よこしまにて佛法をさしていふ。●百世瘡。百代の後堂塔伽藍建立の爲人
民の瘡するをいふ。●一炬。一本の松火。●鬼教。亦佛法をいふ。
捕鳥部萬馬子守屋を攻むるに當り、兵一百を將ゐて、難波の宅を守
る。守屋の死を聞き、夜に乗じて潜に逃れ、茅渟の有真香村に抵り、
其妻と訣れ、遂に山中に匿る。朝廷議す、萬逆心を懷く、盡く族

近萬遁走衛士追射皆不能中有一人疾馳伏于河上一射萬中膝萬拔其矢張弓發箭乃倒地號呼曰萬將爲天皇之盾而効其勇何不問其故窘迫至此吁汝等來前願聞我罪追兵競馳射之萬連截飛矢殺三十餘人既而投弓劍于河以刀自刺其首而死萬有畜狗繞屍而吠遂啣其頭收置古冢臥其側不食而死

誅するに當すと。會萬身に敵衣を被り、弓劍を執りて來る。有司衛士數百をして之を圍ましむ。萬叢篁に隠れ、繩を以つて竹に繫ぎて之を搖し、人をして己の在る所を謬らしむ。衛士疑惑す。萬連に射て數人を倒す。衛士恐れて敢て近づかず。萬遁走す。衛士追射す、皆中る能はず。一人有り、疾く馳せて河上に伏し、萬を射て膝に中つ。萬其矢を抜き、弓を張り箭を發し、乃ち地に倒れ號呼して曰く、萬將に天皇の盾と爲りて其勇を効さんとす。何ぞ其故を問はず、窘迫すること此に至る。吁汝等來り前め、願はくは我が罪を聞かんと。追兵競馳して之を射る。萬連に飛矢を截り、三十餘人を殺す。既にして弓劍を河に投じ、刀を以て、自ら其首を刺して死す。萬に畜狗有り、屍を繞りて吠え、遂に其頭を啣み、古冢に收置し、其側に臥し、食はずして死にき。

〔註解〕 族誅。一族を誅罰すること。●敵衣。やぶれたる衣。●叢篁。竹藪なり。●窘迫。苦しめせまること。●競馳。先を競つて

臣馬子私奉之與皇子廢戶等一黨比與造伽藍。賴襄曰吾讀三感于佛說以致亂亡者皆是吾邦未至如彼也而有酷肖焉者夫人臣行弒逆開闢以還所無可謂天地之大變矣而設之過去之報幾乎三綱淪而九法敗矣廢戶智慧過絕人姑爲太子以屬人望其志在異日即眞擅乎天下而倚於馬子之勢馬子與大連相軋欲除之而自選亦倚太子以濟其姦而皆藉於佛說遂致誦咒呪典禮堂塔塗膏血王業之衰大端在此我邦君臣之義度越萬國而西竺之說壞之歸之於土灰沙塵而止焉而開其端者廢戶馬子也可勝慨哉

自是僧徒日衆爭鼓其說一民志於是乎離渙矣大寶之制列神祇於大政之上隸僧尼於支蕃可

馳せ來る。●古冢。古きつか。新論に曰く、佛法の中國に入る。朝議謂らく國家に祀典あり、蕃神を拜す宜からず。而も逆臣馬子私に之を奉じ、皇子廢戶等と、黨比して伽藍を興造せり。

〔註解〕 中國。四方の夷狄に對して自國を中國といふ。古來支那にては自國を中華、中國と稱し來れり、こゝにては著者の見識にて、我日本を稱して言へり。●祀典。神を祀る典禮。●黨比。朋黨比周。即ちなかつたこと。

〔賴襄曰く、吾三韓の史を讀むに、其君の佛說に惑ひて以つて亂亡を致す者、皆是なり。吾邦未だ彼が如きに至らざれど、酷肖する者あり。夫人臣の弒逆を行ふ、開闢以還無き所、天地の大變なりと謂ふ可し。而も之を過去の報に誘す。三綱淪びて九法敗るゝに幾し。廢戶智慧人に過絶し、姑らく太子と爲りて以つて人望を屬す。其志異日眞に即きて、天下を擅にするに在り。而も馬子の勢に倚る。〕

謂知國體。然猶不免於分。祭政爲二者當時人情世態既非如往日之純一也而及聖武孝謙之朝一則佛事益盛朝政延議無非所以奉佛者遂置國分寺諸道與國府並立以布其法國郡一使佛事與政一上之所好用以爲政爲之下者孰不爭趨之是以天下靡然唯蕃神是敬及西竺之說作而赫赫神州冒以佛名。林道春神社考曰夫本朝者神國也神武帝已來相續相承皇緒不絕是我天神之所授道也中世佛氏移彼西天法變吾俗神道漸廢而其異端以離我而難立故設左道之說曰伊非諸丹

馬子大連と相軋し、之を除きて自ら逞しくせんと欲し、亦太子に倚りて以つて其姦を濟す。皆佛說に藉り、遂に誦呪典禮に嬖び、堂塔膏血を塗るを致す。王業の衰ふる、大端此に在り。我邦君臣の義、萬國に度越して、西竺の說之を壞り、之を土灰沙塵に歸して止む。而して其端を開く者は、廢戶馬子なり、慨するに勝ふ可けんや。

〔註解〕 賴襄。字は子成、山陽と號す。●酷肖。甚だ善く似る。●過去。佛法には過去、現在、未來の三世迭に因果を相成すといふ説あり、所謂三世輪廻の説なり。●三綱。君臣、父子、夫婦。●誦呪。經文を誦し呪を爲す。●典禮。故事禮法。●膏血。人民の膏や血。●大端。端緒、はじめなり。●西竺。印度をいふ。是より僧徒日に衆く、争ひて其説を鼓し、民志是に於いてか離喚せり。大寶の制、神祇の大政を上列し、僧尼を支蕃に隸す、國體を知れりと謂ふ可し。然も猶祭政を分ちて二と爲すを免れざる者は、當時の人情世態、既に往日の純一なるが如きに非ざればなり。而も

者梵語也日神者大日也故名曰日本國一或其本地佛而垂跡神也
大權同座故名曰權現一結緣利物故曰菩薩一時之王公大人信
伏不悟遂至令神社佛寺混雜而不疑巫祝沙門同位而共居
嗚呼神在而如亡神如爲神其奈何哉雖然猶幸有日本書紀延喜式等之書一而
可辨疑

誣天欺人舉吾民所瞻仰者悉爲胡神之分支末屬一變神明之邦一以爲身毒之國一驅中原之赤子一以爲西戎之徒屬一內既自夷國體安在也至一向專念之說作一雖名祠大社在祀典一者不許一瞻禮之一以過一絕報一本反始之心一而專奉一胡神一民是以知

有西戎一而不知有中原一知有僧尼一而不知有君父一及其叛亂一則指一仗義討賊者一以爲一法敵一乃至於使一時忠烈之士挽弓揮戈而反仇君父一忠孝之廢民志之散可謂極矣
又曰令云凡僧尼上觀一玄象一假一說災祥一語及一國家一妖一惑百姓一并習一讀兵書一殺一人奸盜及詐稱一得一聖道一並附一官司一科一罪別一立一道場一聚一衆教化妄說一罪福一官司知而不禁止一者依一律僧尼一卜一相吉凶一及小道巫術療一病者

聖武、孝謙帝の朝を及びて、佛事益盛に、朝政延議、佛を奉ずる所以の者に非ざるは無く、遂に國分寺を諸道に置き、國府と並立して以つて其法を國郡に布き、佛事をして政と一ならしむ。上の好む所、用ひて以つて政を爲す。之が下爲る者誰か争ひて之に趨かざらん。是を以つて天下靡然として唯蕃神を是敬す。西竺の説作るに及びて、赫々たる神州冒すに佛名を以つてす。

〔註解〕 離渙。人心上を離るゝこと。●大寶。天武の年號、律令制定せらる。●玄蕃。治部省に屬し、諸外國の事を掌り、兼て僧尼を管督す。●國分寺。國々に建立せしめし寺。●國府。國毎にある國司の役所。●赫々。光耀ある形容。

〔林道春の神社考に曰く、夫本朝は神國なり、神武帝已來、相繼ぎ相承け、皇緒絶えず、是我が天神の授くる所の道なり。中世佛氏彼の西天の法を移し、吾が俗を變じ、神道漸く廢して其異端我を離れて立ち難きを以つて、故に左道の説を設けて曰く、伊弉諾、伊弉冉は

梵語なり、日神は大日なり、故に名づけて日本國と曰ふ。或は其本地佛にして垂跡神なり。大權座に同じうす、故に名づけて權現と曰ふ。縁を結び物を利す、故に菩薩と曰ふ。時の王公大人信伏して悟らず。遂に神社佛寺をして、混雜して疑はず。巫祝沙門、位を同じくして居を共にせしむ。嗚呼神在して亡するが如し、神若神たらば、其奈何ぞや。然りと雖も、猶幸に日本書記、延喜式等の書有り、以つて疑を辨す可し。)

〔註解〕 林道春。羅山の弟子、林家の祖。●異端。論語異端を攻むるは是害のみ。異端は端を異にする道。●左道。幻術なぞ正しからぬものを左道といふ。●大日。大日如來。●本地垂跡。本地垂跡の説は奈良朝に始る、佛を本地とし、神を其垂跡とす。●權現。權はかりの意、衆生の爲に假に此世に現るゝを以て稱す。

●菩薩。菩提薩埵の略にして梵語、大心ありて佛道に入るの義。●沙門。亦梵語、善を勤め惡を止むる意。●日本書記。舍人親王

飲酒醉亂及與人鬪打者皆選俗將三寶物餉遺官人若合稱朋黨擾亂徒家作音樂博戲者服用綾羅綿繡者僧房停婦女尼房停男夫者阿黨朋扇浪舉無德者使俗人歷門教化者皆苦使有日數凡僧尼不得私畜園宅財物及輿販出息凡如是之類其所以下設禁防以使用保身體免罪戾者不一而足如能使僧尼謹守律令從佛家之法則樹下石上樂以沒齒亦可也但其不奉邦靈是以其害至此而已

又曰唐傳奕上書高祖言令僧尼匹配即十餘萬戶云云武宗廢佛寺其上東都留二僧寺一節鎮各留一寺毀寺四千六百餘區提提蘭若四萬餘區歸俗僧尼二十六萬五百人收夏田數千萬頃奴婢十五萬人據之則唐國土地之大而其佛寺之多不及神州十分之一然時人尚以爲夥則神州佛寺可謂盛也
下學邇言曰身毒法之行權臣假以張私門燈同列專威福從

撰、六國史の一。●延喜式。延喜年代に制定せる法式。天を誣ひ人を欺き、吾が民の瞻仰する所の者を擧げて、悉く胡神の分支末屬と爲し、神明の邦を變じて、以つて身毒の國と爲し、中原の赤子を駈りて、以つて西戒の徒屬と爲す。内既に自ら夷たり、國體安に在らんや。一向專念の説作るに至りて、名詞大社祀典に在る者と雖も、之を瞻禮するを許さず。以つて本に報い、始に反るの心を遏絶し、専ら胡神を奉ず。民是を以つて、西戒有るを知りて、中原有るを知らず。僧尼有るを知りて、君父有るを知らず。其叛亂あるに及びて、義に仗り賊を討つ者を指して、以つて法敵と爲し、乃ち一時忠烈の士をして弓を挽き戈を揮ひて、反つて君父に仇せしむるに至る。忠孝の廢する、民志の散する極れりと謂ふ可し。

〔註解〕瞻仰。仰ぎて尊ぶこと。●胡神。蕃神に同じ、胡は北方の夷人、蕃は南方の夷人の稱。●分支末屬。佛を本地と爲し、神を垂跡とすれば、彼れは本源にして、我は其分支末屬たり。●身毒。

印度のこと。●赤子。人民をいふ。●一向專念。他の宗教宗派を信すれば雜行とて利益なしとの説なり。●祀典。延喜式に在る神社を式内の神といふ、所謂祀典に在るものなり。●報本反始。我が神道は祖先を祀るものなればしかいふ。

又曰く、令に云はく、凡そ僧尼、上玄象を觀、灾祥を假説し、語國家に及び、百姓を妖惑し、并に兵書を習讀し、人を殺し奸盜し、及び詐りて聖道を得ると稱するもの、並に官司を附し、罪を科し、別に道場を立て、衆を聚めて教化し、妄に罪福を説き、官司知りて禁止せざる者は律に依る。僧尼吉凶を卜相し、及び小道巫術病を療する者、酒を飲みて醉亂し、及び人と鬪打する者、皆還俗せしむ。三寶の物を將つて官人に餉遺し、若くは合稱朋黨して、徒衆を擾亂し、音樂博戲を作す者、綾羅錦繡を服用する者、僧房に婦女を停め、尼房に男夫を停むる者、阿黨朋扇して、浪に徳無き者を擧げ、俗人をして歷門教化せしむる者、皆苦使日數有り。凡そ僧尼私に園宅財物

茲而三世輪廻之説入レ民捨ニ生前之彝倫ニ而求ニ身後之冥福ニ移レ畏ニ神天ニ敬ニ君父ニ之心ニ而乞ニ哀於佛陀ニ徒祈ニ一身之往生ニ神天之威靈輕君父之恩之義薄加レ之汚ニ神明ニ以ニ佛號ニ日域之神明變爲ニ身毒胡鬼ニ億兆敬ニ天朝ニ之誠轉爲ニ戀ニ身毒ニ之心ニ而率土之民爲ニ身毒之民ニ馬子大逆朝廷不レ討レ之玄昉道鏡亂ニ宮壺ニ不レ正ニ典刑ニ

北齊主母胡氏與ニ僧曇獻ニ通事詳ニ北史ニ唐時僧懷義幸ニ於武氏ニ縱橫犯レ法具見ニ唐史ニ元至正中寵ニ西蕃僧ニ廣取ニ女子ニ惟淫戲是樂至ニ男女裸處君臣宣淫ニ群僧出入禁中ニ醜穢外聞竟至ニ滅亡ニ亦

元史ニ僧徒縱淫漢土歷史所載往住有ニ類レ此者ニ又竺書云釋迦託レ睡故露ニ下體ニ使ニ婦女視之竺土之風不レ知羞ニ醜態ニ如レ此僧之無レ慙好ニ淫亦

を蓄へ、及び興販出息することを得ず。凡そ是の如きの類、其禁防を設け、以つて身體を保ち、罪戾を免る、所以の者、一にして足らず。如能く僧尼をして謹みて律令を守り、佛家の法に従はしめば、樹下石上、樂みて以つて齒を没せしむるも亦可なり。但其邦憲を奉せず、是を以つて其害此に至るのみ。

〔註解〕 玄象。天象即ち天文のこと。●灾祥。災やよきさが。●小道巫術。祈禱禁呪の類。●還俗。俗に還らしめ僧籍を削る。●餉遺。おくる。●博戲。博は元來圍碁の事なれども、後多くは博奕、即ち袁玄道のことに用ふ。●歷門。門毎に。●苦使。苦役なり。●興販出息。商業を営み、利銀を得ること。●没齒。身を終ること。

又曰く、唐の傳奕高祖に上書して言ふ、僧尼をして匹敗せしむれば、即ち、十萬餘戸云々と。武宗佛寺を廢し、其上都及び東都に二寺を留め節鎮各一寺を留めしめ。寺を毀つこと四千六百餘區、提々たる蘭

若四萬餘區、歸俗の僧尼二十六萬五百人、良田を收むる數千萬頃、奴婢十五萬人、之に據れば、唐國土地の大にして、其佛寺の多き、神州十分の一に及ばず。然も時人尙以つて夥しと爲せば、神州の佛寺も亦盛なりと謂ふ可し。

〔註解〕 傳奕。唐の人、武德中太史令となり、上疏して佛法を除く。●武宗。名は瀝、穆宗の子、文宗の後を承ぐ。●節鎮。唐の世節度使を置きて地方を治む、之を節鎮といふ。●蘭若。阿蘭若の略、寺をいふ。

下學邇言に曰く、身毒法の行はる、權臣假りて以つて私門を張り、同列を殲し、威福を專にす。茲よりして三世輪廻の説民に入り、生前の彝倫を捨て、身後の冥福を求め、神天を畏れ、君父を敬するの心を移し、哀を佛陀に乞ひ徒に一身の往生を祈り、神天の威靈軽く、君父の恩義薄し。之に加ふるに神明を汚すに佛號を以つてし、日域の神明、變じて身毒の胡鬼と爲り、億兆天朝を敬するの誠、轉

じて身毒を戀ふの心と爲り、率土の民身毒の民と爲る。馬子の大逆、朝廷之を討せず、玄昉、道鏡宮壺を亂りて、典刑を正さず。

〔註解〕 下學通言。水戸藩儒會澤安の著書。●身毒法。印度の法にて、佛法をいふ。●私門。自家一家、朝廷に對していふ。●威福。威權福德。●三世輪廻。過去、現在、未來の三世、因果轉々輪の廻るが如きをいふ。●彝倫。彝は常にて、人倫をいふ。●佛陀。梵語、佛のこと。●往生。淨土に往きて生るゝこと。●日域。日本のこと。●胡鬼。人の死したる靈を鬼といふ。●宮壺。後宮のこと。●玄昉。義淵の弟子、内道場の主となり宮中に出入して横暴を恣にする。

〔北齊主の母胡氏、僧曇獻と通ず、事北史に詳なり。唐の時僧懷義武氏に幸せられ、縱橫法を犯す、具に唐史に見えたり。元の至正中、元主西蕃の僧を寵し、廣く女子を取り、惟淫戲を是樂む。男女裸處し、君臣宣淫するに至り、群僧禁中に出入し、醜穢外に聞え、竟に

滅亡に至れり、亦元史に見えたり。僧徒の縱淫、漢土の歴史載する所、往々此に類する者有り。又竺書に云ふ、釋迦睡に託し、故に下體を露し、婦女をして之を觀せしむと。竺土の風、醜態を羞ぶることとを知らざること此の如し。僧の慙無く、淫を好むこと亦由りて來る所有るなり。)

〔註解〕 北齊。東魏の高洋、孝靜帝に逼り、其禪を受け、國を齊と號す、所謂北齊なり。北齊國を建つる五世、三十餘年。●武氏。武士燮の女、初太宗の才人たり、後高宗の皇后となり國柄を執る。高宗崩じ、自ら璽と名づけ、皇帝と稱し、國號を周と改む。初僧懷義を寵し、後張易之、張昌宗兄弟を寵す。所謂則天武后なり。●至正。元の順宗の時の年號。●裸處。裸にて處る。●宣淫。淫事を宣ふ。

延曆、園城、興福諸寺、兵を弄し宮を犯すも、寧ろ之を避けて敢て之を罪せず。武人制を專にするに及び、守護の威を以つて、之と

延曆園城興福諸寺弄兵犯宮寧
避之不敢罪之及武人專制

以守護之威不能與之抗。或萬乘自奴或披剃屏跡上皇必難染居。法宮登假則火化皇子盡入緇流。以剪瓜麤絕不億之天胤。終歲朝儀讀經修法祈禳薦福慶佛度僧飾刹創寺。維日不足上則不問貪吏之聚歛。培克權勢之際欺侵流。唯佛是佞。唯僧是供。聚歛之財暗入緇徒之懷抱。置四海困窮於度外。恤下之仁安在也。下則不怪姦民之逋租。逃役富豪之占田。併宅唯僧。是施唯正之供。陰虧子來之輪納。

抗すること能はず。或は萬乘自ら奴とし、或は披剃して跡を屏し、上皇は必ず雍染して法宮に居り、登假すれば火化し、皇子は盡く緇流に入り、以つて瓜麤を剪り、不億の天胤を絶つ。終歳の朝儀、經を讀み法を修し、祈禳して福を薦め、佛を慶し僧を度し、刹を飾り寺を創むるに、維日も足らず。上は則ち貪吏の聚斂培克、權勢の隱欺侵漁を問はず、唯佛に是佞し、唯僧を是供す、聚斂の財、暗に緇徒の懷抱に入り、四海の困窮を度外に置く。下を恤ふるの仁、安くに在りや。下は則ち姦民の租を逋れ役を逃れ、富豪の田を占め、宅を併すを怪まず、唯僧に是施し、唯正を之供し、陰に子來の輪納を虧き、邦用の盈縮を視ること、胡越の相關せざるが如し。上に奉ずるの義、安くに在りや。仁義墜廢し、上下交らず、人心渙散して風俗薄惡に、天神忠孝の教、湮晦して見る可からず。

〔註解〕 守護。鎌倉の時諸國に守護を置けり。●萬乘自奴。支那の制、天子の國、戰車萬乘を出す、故に天子を稱して萬乘の君と

視。邦用盈縮。如胡越之不。相關。奉上之義安在哉。仁義墜廢。上下不交。而人心渙散。風俗薄惡。天神忠孝之教。湮晦不可見。

若夫佛寺之耗。民財亦天下之一鉅害也。古昔佛寺之在。畿外諸國者。不過國分二寺。在延喜時。蓋亦未甚。猥多。每年度僧不。過二三百人。而識者尙謂天下之費十分而五。今天下佛寺殆五十萬。一說四十九萬六千餘。通計緇徒及其僮僕無慮數百萬人。游手浮

いふ。萬乘自奴は、聖武帝自ら稱して三寶奴といへる事實をさす。●披剃。墨染の衣を被り、頭を剃りて僧となること。華山天皇の故事を指す。●雍染。雍髮し、染衣を着る。●登假。天子の死ぬること。●火化。火葬にすること。●緇流。緇は黒きこと、緇流は僧侶をいふ。●瓜麤。麤は小さき瓜、こゝにては血族をいふ。●祈禳。佛にいのること。●培克。重き租税を取立つること。●侵漁。他のものを侵し取る。●四海困窮。書經に四海困窮すれば天祿永く終へん。●子來。孟子庶民子來す。子の親を慕ひて來るが如く來ること。●盈縮。國の財政の足る足らぬ。●胡越。胡は極北に國す、越は極南に國す、故に彼此全く關係なし。若夫佛寺の民財を耗するも、亦天下の一鉅害なり。古昔佛寺の畿外諸國に在る者、國分二寺に過ぎず。延喜の時に在りて、蓋亦未だ甚だ猥に多からず。毎年度僧を度すること、二三百人に過ぎず。而も識者、尙謂らく天下の費、十分に於て五なりと。今天下の佛寺、殆ど

食坐窮_二飽煖_一衣糧之費不_レ知_二其幾何_一三民之仰_二繙徒_一而衣食者其終歲所_レ費亦不_レ知_二其幾何_一堂塔門樓金碧輪煥填_二塞街市_一照耀湖山_一設令_レ集_二天下_一闢若於一處_一其土木之盛不_レ知_二其幾倍_一蕞於阿房未央之宮_一秦皇漢武營_二一宮_一尙致_二天下_一騷然_一今其散在_二諸國_一者不_レ勝_二枚舉_一則其所_レ費誰能知_二其幾何_一也春秋_一土木之興必書重_二民力_一也故孔子曰使_レ民以_レ時_一以此爲_二道_一國之要_一

五十萬、(一)説に、四十九萬六千餘、一説に、四十六萬九千餘、(二)繙徒及び其僮僕を通計するに、無慮數百萬、(三)游手浮食、坐して飽煖を窮む。衣糧の費、其幾何なるを知らず。三民の繙流を仰ぎて衣食する者、其終歳の費す所、亦其幾何なるを知らず。堂塔門樓金碧輪煥、街市を填塞し、湖山を照耀す。設に天下の蘭若を一處に集めしめば、其土木の盛なる、其阿房未央の宮に幾倍蕞するを知らず。秦皇漢武一宮を營むも、尙天下の騷然を致せり。今其散じて諸國に在る者、枚舉するに勝へざれば、其費す所、誰か能く其幾何なるを知らんや。春秋_一土木の興る、必ず書するは、民力を重すればなり。故に孔子の曰く、民を使ふに時を以つてすと。國を道むるの要たり。

〔註解〕 鉅害。大害。●無慮。おほよそ。●游手浮食。遊んで食つてゐる。●三民。農、工、商。●金碧輪煥。建築の美しく立派なること。●填塞。一ぱいにふさぐ。●阿房未央。阿房は秦の始皇帝の造りし宮、未央は漢の武帝の造りし宮。●枚舉。一つ一つ

漢文帝以_二百金中人十家之產_一不_レ作_二露臺_一而致_二除_一租之美_一古者聖賢愛_二民財力_一如_レ此而佛徒好_二土木_一興_二造_一迦藍_一大者費_二萬金_一小則數千或數百_一天下迦藍之大者不_レ下_二數萬_一小者無_レ數則無慮爲_二千萬家之產_一而浮屠在_二都會繁盛之地_一屢罹_レ災改造爲_レ費亦不_レ費當_二靜_一處山林_一今則不_レ然以_二天下有_レ限之土地人民_一而供_二於浩澣無_レ窮之費_一四海得_レ不_二困窮_一乎

數へる。●春秋。孔子の修むる所、魯の國の歴史。●使民以時。冬は農民の閑散の時なれば、人民を使役するに其閑散の時に非ざれば使はぬをいふ。漢の文帝、百金中人十家の産なるを以つて、露臺を作らずして、租を除くの美を致す。古は聖賢民の財力を愛すること此の如くにして、佛徒土木を好み一伽藍を興造するに、大なる者は萬金を費し、小なるも數千、或は數百、天下伽藍の大なる者、數萬を下らず。小なるもの數無ければ、無慮千萬家の産爲り。而も浮屠都會繁盛の地に在り。屢々災に罹り、改造の費爲る、亦費れず。當に山林に靜處すべし。今は則ち然らず。天下限有るの土地人民を以て、浩澣窮無きの費に供す。四海困窮せざるを得んや。

〔註解〕 漢文帝。高祖の第三子、代王たり、平勃諸呂を誅して迎立す。嘗て露臺を作らんと欲し、匠を召して之を計らしむるに、直百金なりといふ。帝中人十家の産なりと言ひて、遂に臺を作ら

狄仁傑曰功不使鬼止在役人
物不遠來終須地出不損百姓
姓將何以求如來設教以慈悲
爲主豈欲勞人以存虛飾今
樹下石上而乞丐者變爲凌民
膏之魁首罷弊天下至於如
此之甚驕僧狡釋不持戒律
不奉朝憲欲博爭訟貪貨財
淫婦女甚者擁甲兵依險阻
梗命跋扈以病民庶蠹邦家
爲日久矣爾後糾察邪徒專爲
緝徒之任僧變爲吏其循良者
雖奉法守規不爲民害而勢

ざりき。●浮屠。佛のこと。

狄仁傑曰、功は鬼を使はず、止人を役するに在り。物は遠く來らず、終に地出を須つ。百姓を損せざれば、將何を以て求めんと。如來の教を設くる、慈悲を以て主と爲す。豈人を勞して以て虚飾を存することを欲せんや。今樹下石上にして乞丐する者、變じて民膏を凌ふの魁首爲り。天下を罷弊すること、此の如きの甚しきに至る。驕僧狡釋、戒律を持たず。朝憲を奉せず。飲博争訟、貨財を貪り、婦女を淫し、甚しき者は甲兵は擁し。險阻に依り、命を梗し、跋扈して以て民庶を病ましめ、邦家を蠹す、日たる久し。爾後邪徒を糾察すること、専ら緝徒の任爲り。僧變じて吏と爲り、其循良なる者は、法を奉じ規を守り、民害を爲さずと雖も、勢の在る所貪婪の徒、糾察の權を挾み、罪を滅するの名を假り、檀越を侵漁し、其死葬有る、人の患難を利し、百計要求し、民をして棺槨衣衾を以て重となさず。産を傾け資を竭し、僧を飯し佛に供するを是謹まし

之所_レ在貪婪之徒挾_二糾察之權_一
假_二滅罪之名_一侵_二漁檀越_一其有_二
死喪_一利_二人之患難_一百計要求使_レ
民不_レ以_二棺槨衣衾_一爲_レ重傾_レ産
竭_レ資飯_レ僧供_レ佛是謹_レ若_レ其施物
不_レ多巧設_二詭計_一故因_二辱其人_一
舛_二錯其事_一至_レ使_レ不_レ得_二葬埋_一
鄉里患苦彈指側目畏_二其兇焰_一
不_レ敢忤違_二有_二國家_一者慎_レ終追
遠之禮無_レ所_レ施民德何由歸_レ厚
也制_レ産申_レ義之政不_レ可_レ行孝弟
何由得_レ教也

む。其施物多からざれば、巧に詭計を設け、故に其人を困辱し、其事を舛錯し、葬埋することを得ざらしむるに至る。郷里患苦し、彈指側目して其兇焰を畏れ、敢て忤違せず。國家を有する者、終を慎み遠を追ふの禮施す所無し。民德何に由りて厚きに歸せんや。産を制し義を申ぬるの政も行はる可からず。孝弟何に由りて教を得んや。

〔註解〕 狄仁傑。唐の則天武后の時の賢臣。●功不使鬼云々。功は別に鬼神を使役して爲すことを得るにあらず、たゞ人を使役して之を得べし。物は遠より來らずして、必ず地より出づる五穀の類を用ふ。故に功役といひ、物資といひ、百姓を損するあらざれば求むべからずとの意。●如來。釋迦。●民膏。民のあぶら。●驕僧狡釋。驕慢狡猾なる坊主ども。●戒律。佛法の戒律、五戒、十戒の類。●跋扈。つよくはびこる。●貪婪。むさぼる。●檀越。檀家。●棺槨。内なるを棺といひ、外なるを槨といふ。●彈指側

古道訓蒙頌曰異端寂滅之教悖逆人大倫浮屠好斷後何稱之能仁若夫本地說欺皇以誣神可惡僧徒冒禮神受蛇身伊勢皇太神禁僧近其宮○謙案沙石集云某僧化為牛是皆過去之報云云以如此妄說恫喝世人貪取其膏血以供己美食錦衣以充己瑤臺瓊室嗚呼是天誅之所加有司之所罰者也而以樹下石上沒齒為名而悠悠老死于牖下何其僥倖也余慨嘆之餘不啻彼集小說不足辨以駁也其妄一

目。爪はじきして之を疾み、目を側て、之を恐る。●慎終追遠。論語に終を慎み遠きを追へば、民徳厚きに歸すとあり。●制産申義之政。孟子の説民の産を制し、之に孝弟の道を教ふるを以て王道とす。

(古道訓蒙頌に曰く、異端寂滅の教、人の大倫に悖逆す。浮屠後を斷つを好む、何ぞ之を能く仁なりと稱せん。若夫本地の説は、皇を欺きて以て神を誣ふ、惡む可し僧徒の言。神を禮して蛇身を受く。伊勢皇太神、僧の其宮に近づくを禁す。○謙案するに沙石集に云ふ、某僧化して牛と爲る、是過去の報なりと云々。此の如きの妄説を以て、世人を恫喝し、其膏血を貪取し、以て己の美食錦衣に供し、以て己の瑤臺瓊室に充つ。嗚呼是天誅の加る所、有司の罰する所の者なり。而も樹下石上に齒を没するを以て名と爲し、悠悠として牖下に老死す、何ぞ其僥倖なるや。余慨嘆之餘、彼集小說辨するに足らざるを省みず、以て其妄を駁す。)

右因類附錄于下方以便彼此相發後皆倣之

〔註解〕 古道訓蒙頌。久保季茲の著、神道の事を詩に賦せるものなり。●異端寂滅。佛法をいふ、佛法は寂滅を以て樂と爲せばなり。●悖逆。もどりさかふ。●沙石集。僧無住の著、佛道に關する雑話を集録せる隨筆。●恫喝。おどすこと。●瑤臺瓊室。瑤も瓊も玉、立派なる家をいふ。右類に因りて下方に附録し、以て彼此相發するに便す、後皆之に倣ふ。

卷之一終

卷之二

路上獻策

大織冠鎌足

藤原鎌足一名鎌子本姓中臣皇極
帝三年春三月乙亥朔拜神祇伯
固辭不就退居三島

孝德帝潜龍之日與鎌足相親善
會有足疾不朝鎌足往侍宿于
宮帝素重鎌足容貌志氣難犯
敬待特異命寵妃阿倍氏淨掃

皇朝靖獻遺言

卷之二

路上獻策

大織冠鎌足

藤原鎌足一名は鎌子。本姓は中臣、皇極帝の三年春三月乙亥朔、
神祇伯に拜せらる。固辭して就かず、退いて三島に居る。

〔註解〕藤原鎌足。御食子の子、天智帝の二年、姓を藤原と賜ひ、
大織冠を授け、大臣に列せらる。●神祇伯。大寶令神祇官を太政
官の上に置く、伯は其長官なり。

孝德帝潜龍の日、鎌足と相親善し。會々足疾有りて朝せず。鎌足
往きて宮に侍宿す。帝素より鎌足の容貌志氣犯し難きを重じ、敬待
特異なり。寵妃阿倍氏に命じ、別殿を淨掃し、新蓐を設け、須ふる
所具給せざるは靡し。鎌足深く知遇を感じ、候する所の舍人に因り

(二七)

別殿設新尊。所須靡不具。給鎌足深感。知遇因所候舍人。通翼戴之意。帝大喜。

當此時。大臣蘇我蝦夷父子以外戚。擅權橫害皇族。闕闕之迹。稍彰。鎌足慨然有匡濟之志。竊察宗室諸王。可輔以濟功者。乃屬意於中大兄。

一日鎌足陪中大兄。蹴鞠於法興寺。中大兄鞋隨鞠而脫。鎌足跪

て、翼戴の意を通ず。帝大に喜びたまふ。

〔註解〕 潜龍。周易乾の初六に潜龍勿用とあり。龍の未だ潜みて、世に顯れざるをいふ。潜龍の日とは、天子未だ極に登らず、下に在るの日をいふ。●敬待特異。敬ひ待ちたまふこと他の諸臣下に異なるをいふ。●具給。そなへ供給す。●知遇。知己恩遇。●翼戴。補翼推戴。

此時に當りて、大臣蘇我蝦夷父子、外戚を以て權を擅にし。皇族を横害し、闕闕の迹稍彰る。鎌足慨然として匡濟の志有り。竊に宗室諸王輔けて以て功を濟す可き者を察す、乃ち意を中大兄に屬す。

〔註解〕 外戚。母方の親族。●闕闕。天子の位をうかぶ叛逆心。

●匡濟。匡正救濟。

一日鎌足中大兄に陪し、法興寺に蹴鞠す。中大兄の鞋鞠に隨ひて脱す。鎌足跪きて之を奉じ、中大兄も亦跪きて之を受く。是より

奉之中大兄亦跪受之。自是情好日密。俱に肺腑を布き、伏藏する所無し。然も人に疑はるるを恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託し、毎に相往來し、(阪井華曰く、世に稱す、鎌足周孔の道を南淵先生に學ぶ。蓋託言して以て入鹿を圖るのみ、實に周孔の道を學ぶに非ざるなりと。余以爲らく、凡そ言を託する者、亦必ず其實有りて後、以て其名を託す可し、而して人始めて疑はず。石錯の州吁を謀る、致仕に託す。劉裕の桓玄を圖る、遊獵に託す。蓋石錯實に老いて、劉裕本獵を好めばなり。鎌足の周孔の道を學ぶも、亦豈徒に其名を託すと云はんや。我其入鹿を誅するを觀るに、大義至忠、天下に暴白する者、固より已に周孔の道に合して、密謀秘計も、亦施して其宜しきを得たり。縱令周孔之に處するも、此の如きに過ぎざるのみ。蓋其平素存する所、周孔の道に得る有り、故に大事に臨みて、發する所此の如し。其後天智帝を佐け、學校を興し、律令を制し、以て王室の盛を基し、我邦の文物風化、直に漢唐に過ぎ、隆を三代に比せしむるもの、皆鎌

使_レ我邦文物風化直過_二漢唐_一比隆三代_レ皆_レ鑠足_レ之力也其不_レ盡如_二周孔之教_一者時運爲_レ然蓋夏之禮至_レ殷而備殷之禮又至_レ周而備焉制度文爲固非_二一世之所_一能定也況在_二我邦草創未_レ靖之時_一非_レ可_レ責_二備於一人_一也要_レ之天下艾安四方無_レ虞天子垂拱兆民賴_レ之是豈非_二周密謀_一于路上_一孔之道之實_一也哉
中大兄從_二其計_一

たりの力なり。其盡く周孔の教の如くならざる者は、時運然りと爲す。蓋夏の禮は殷に至りて備り、殷の禮、又周に至りて備る。制度文爲、固より一世の能く定むる所に非ず。況や我邦草創未だ靖からざるの時に在りて、備ることを一人に責む可きに非ざるなり。之を要するに天下艾安、四方虞無く、天子垂拱し、兆民之に頼る。是豈周孔の道の實に非ずや。密に路上に謀る。中大兄其計に従ふ。

〔註解〕 蹴鞠。鞠を蹴る遊戯。●肺腑。心の奥を隠すところなくかたり合ふ。●周孔。周公孔子即ち所謂儒者の道。●南淵先生。南淵請安。●石錯。春秋衛の大夫、州吁其君威公を弑す、石錯謀りて州吁を誅す。事左傳に詳なり。●劉裕。東晋の時の人、桓温の子桓玄、安帝に迫りて位を禪らしむ。裕兵を京口に起して之を誅す。●律令。律は今の刑法、其他百般の制度を定めたるを令といふ。天智帝の時始めて律令を作る、之を近江令と稱す。文武の朝大寶元年大寶律令成り、養老二年更に刊修して養老律令成る。

今傳ふるものは是なり。●三代。夏、殷、周の三代といふ。●垂拱。天下無事、天子はたゞ手を拱きて世の治むるをいふ。●兆民。億兆の民即ち萬民。

鎌足往説_二石川麻呂_一進_二其女_一於_レ石川麻呂赤心奉_二中大兄_一石磨呂有_二異母弟_一日向_一大化五年詔_二石川麻呂於皇太子_一曰臣兄石川麻呂謀_レ伺_レ殿下遊_二海濱_一以爲_レ凶逆_一太子信_レ之遂奏_二于帝_一帝遣_二大伴狛三國麻呂穗積等_一鞠_二問反狀_一石川麻呂曰我當_二詣_レ關自陳_一狛等奏_レ之帝之遣_レ兵圍_二其宅_一石川麻呂攜_二二子法師赤狗_一道_二茅渟_一而奔_レ倭先_レ是長子興志在_二山田_一營_二佛寺_一聞_レ變迎_二石川麻呂於今來_一擁入_二佛寺_一興志欲_レ拒_二追兵_一石川麻呂不_レ聽興志猶聚_レ兵欲_レ燒_二小墾田宮_一石川麻呂聞_二其謀_一曰汝愛_レ死乎曰

鎌足往きて石川麻呂に説き、其女を進めしむ。是に於いて石川麻呂赤心中大兄を奉ず。(石川麻呂に異母弟有り、日向と曰ふ。大化五年石川麻呂を皇太子に潜して曰く、臣の兄石川麻呂殿下の海濱に遊ぶを伺ひ、以て凶逆を爲さんことを謀ると。太子之を信じたまひ、遂に帝に奏す。帝大伴狛、三國麻呂、穗積等を遣し、反狀を鞠問せしむ。石川麻呂曰く、我當に關に詣りて自ら陳すべしと。狛等之を奏す。帝乃ち兵を遣して其宅を圍ましむ。石川麻呂二子法師、赤狗を携へ、茅渟に道して倭に奔る。是より先長子興志山田に在り、佛寺を營む。變を聞きて石川麻呂を今來に迎へ、擁して佛寺に入る。興志追兵を拒がんと欲す。石川麻呂聽かず。興志猶兵を聚めて小墾田宮を燒かんと欲す。石川麻呂其謀を聞きて曰く、汝死を愛むか

否石川麻呂乃論興志及山田寺僧徒曰夫爲人臣子者豈構逆於君失孝於父耶我造此伽藍亦非爲身謀唯祈天祐之永久也而今被日向之譖陷不側罪所以逃來于此者欲從容就死也平生忠誠死猶不渝乃開佛殿戶誓曰願生生世世不怨君上遂自經而死其餘從死者多云

鎌足又薦佐伯子麻呂葛城稚犬養綱田冬十一月入鹿造兩第於甘檮岡呼蝦夷宅曰宮門己宅曰谷宮門稱其子曰王子

宅外構柵設兵庫常使力人持兵守衛蝦夷又造宅於畝傍山東鑿池築城設庫儲箭每出入率兵士五十人自衛入鹿密立皇孫山背王素有威望入鹿深忌之乃遣巨勢德太古等將兵襲斑鳩宮縱火燬宮王得間逃出匿膽駒山中其臣爲謀曰潛赴東國起兵滅蘇我氏王曰吾不欲以一身之故煩勞萬民遂不從既而王出山還入斑鳩宮入鹿又遣兵圍之

四年夏六月三韓調貢中大兄竊謂石川麻呂曰三韓進調之日卿宜讀表吾欲入誅入鹿卿宜知其意石川麻呂許諾

皇朝靖獻遺言

と。曰く否と。石川麻呂乃興志及山田寺の僧徒に諭して曰く、夫人の臣子たる者、豈逆を君に構へ、孝を父に失はんや。我が此伽藍を造るも、亦身の爲に謀るに非ず、唯天祐の永久ならんことを祈るなり、而も今日向の譖を被り、不側の罪に陥る。此に逃げ來る所、以の者は、從容死に就かんと欲するなり。平生の忠誠死すとも猶渝らじと。乃ち佛殿の戸を開き、誓ひて曰く、願はくば生生世々、君上を怨みじと。遂に自經して死にき。其餘從ひて死する者多しと云ふ。

〔註解〕 凶逆。天子を弑しまつらんとする惡事をいふ。●鞠問。たゞし問はるゝなり。●闕。宮闕、皇居なり。●天祐。天子の御位。●從容。ゆつたりと。●自經。自らでくびれること。

鎌足又佐伯子麻呂、葛城稚犬養綱田を薦む。冬十一月入鹿兩第を甘檮岡に造り、蝦夷の宅を呼びて宮門と曰ひ、己の宅を谷宮門と曰ひ、其子を稱して王子と曰ふ。宅外に柵を構へ、兵庫を設け、常に力人をして兵を持して守衛せしむ。蝦夷又宅を畝傍山の東に造り、池を鑿ち、城を築き、庫を設け、箭を儲へ、出入毎に、兵士五十人を率ゐて自ら衛る。(入鹿密に廢立を謀る、皇孫山背王素より威望有り、入鹿深く之を忌む。乃ち巨勢德太古等を遣し、兵を將ゐて斑鳩宮を襲ひ、火を縱ち宮を燬く。王間を得て逃れ出で、膽駒の山中に匿る。其臣爲に謀りて曰く、潛に東國に赴き、兵を起して蘇我氏を滅さんと。王の曰く、吾一身の故を以て、萬民を煩勞することを欲せずと。遂に從はざりき。既にして王山を出で、還り、斑鳩宮に入る。入鹿又兵を遣して之を圍ましむ)

〔註解〕 兩第。己と蝦夷との邸。●力人。力ある人。●廢立。天子を廢して別に天子を立てること。●威望。名威人望。四年夏六月三韓調貢す。中大兄竊に石川麻呂に謂ひて曰く、三韓進調の日、卿宜しく表を讀むべし。吾入りて入鹿を誅せんと欲す、卿宜しく其意を知るべしと。石川麻呂許諾す。

及期天皇御大極殿入鹿入侍
入鹿爲人多疑劍不_レ去_レ身鎌足
教_レ俳優調_レ誘之入鹿笑而解_レ劍
乃就_レ位中大兄戒_レ衛門府_レ悉鎖_レ
諸門_レ自執_レ長鎗_レ伏_レ殿側_レ鎌足
持_レ弓矢_レ警衛使_レ海犬養勝麻呂
授_レ雙劍於子麻呂綱田_レ曰急入斬
子麻呂等懼甚鎌足叱而勵_レ之石
川麻呂讀_レ表文_レ將_レ盡子麻呂等
不肯進_レ石川麻呂手戰聲頭汗流
沾_レ衣入鹿怪問石川麻呂曰天威
咫尺不_レ覺乃爾中大兄恐_レ其失
機徑入斬_レ入鹿_レ入鹿驚起子麻

〔註解〕三韓。朝鮮の地、古は馬韓、辰韓、辨韓の三國に分れたり、
故に三韓と稱す。●進調。みつぎものを天子に進むるをいふ。
期に及びて天皇大極殿に御す。入鹿入りて侍す。入鹿人と爲り多疑、
劍身を去らず。鎌足俳優をして之を調誘せしむ。入鹿笑ひて劍を解
き、乃ち位に就く。中大兄衛門府を戒め、悉く諸門を鎖し、自ら長
鎗を執りて殿側に伏し、鎌足弓矢を持して警衛し、海犬養勝麻呂を
して雙劍を子麻呂、綱田に授けしめて曰く、急に入りて斬れと。子
麻呂等懼るゝこと甚し。鎌足叱して之を勵す。石川麻呂表文を讀
み、將に盡さんとす。子麻呂等肯て進まず。石川麻呂手戰き聲頭へ、
汗流衣を沾す。入鹿怪みて問ふ。石川麻呂の曰く、天威咫尺、覺え
ず、乃ち爾りと。中大兄其機を失はんことを恐れ、徑に入りて入鹿
を斫る。入鹿驚き起つ。子麻呂進みて其脚を斫る。入鹿仆れて御座
に就き、叩頭して曰く、臣何の罪かあると。天皇驚きて中大兄に謂
ひて曰く、卿何をか爲さんと欲すると。中大兄地に伏し、奏して曰

呂進斫_レ其脚_レ入鹿仆就_レ御坐_レ叩
頭曰臣何罪天皇驚謂_レ中大兄曰
卿欲_レ何爲_レ中大兄伏_レ地奏曰入
鹿斫_レ滅_レ天宗_レ謀_レ傾_レ天位_レ奈何
不_レ誅_レ遂殺_レ之

く、入鹿天宗を剪滅し、天位を傾けんと謀る、奈何ぞ誅せざらんと。
遂に之を殺す。

其父蝦夷亦伏_レ誅事平帝欲_レ傳_レ
位於中大兄_レ中大兄退問_レ鎌足_レ
鎌足曰古人大兄殿下之兄也輕皇
子殿下之舅也殿下先登_レ大位_レ
非_レ所以敬_レ長何不_レ立_レ舅以從_レ
民望_レ中大兄從_レ其言_レ乃密奏_レ之
遂立_レ輕皇子_レ是爲_レ孝德帝_レ

〔註解〕多疑。疑深きこと。●衛門府。宮門を守衛する役所。●
表文。三韓より天子に差上げたる上表文。●天威咫尺。天子の御
威光の身を距ること甚だ近きこと。●天宗。天子の御一門。
其父蝦夷も亦誅に伏し、事平ぐ。帝位を中大兄に傳へんと欲す。中
大兄退きて鎌足に問ふ。鎌足曰く、古人大兄は殿下の兄なり。輕皇
子は殿下の舅なり。殿下先大位に登るは、長を敬する所以に非ず、
何ぞ舅を立て、以て民望に従はざると。中大兄其言に従ひ、乃ち密
に之を奏し、遂に輕皇子を立つ、是を孝德帝と爲す。

〔註解〕古人大兄、舒明帝の子にして、天智帝には庶兄に當る。
(齋藤馨の讀史贅議に曰く、中臣鎌足、天智帝を輔相して入鹿を誅
し、天下の大亂を定め、天下の大制を立つ。功萬世に高きは、固よ
り異議なし。吾獨疑ふ、其孝德帝を立つるの際、形迹未だ私に

齊藤馨讀史贊議曰中臣鎌足輔天智帝而誅入鹿定天下之大亂立天下之大制功高萬世固無異議吾獨疑其立孝德帝之際形迹未免出於私也史曰皇極帝欲禪位於天智帝而天智帝問之鎌足鎌足對曰殿下之兄有古人大兄而殿下越叔承大統恐失恭遜之義不若讓皇叔輕皇子以答民望所謂皇叔輕皇子與鎌足相親善者也當此時天智帝之功足以繼天位而皇極帝之禪可謂副天下之望即使其立雖古人大兄之闕豈敢沮之不此之立而立與已親善之孝德帝其心不可謂非私其心私則定天下之亂立天下之制皆爲孝德帝非爲天下而萬世之功不過成一人之私於是乎足之功嗟矣故吾以爲鎌足之迹出於私而不避者其心有所大公

出づるを免れざることを。史に曰く、皇極帝位を天智帝に禪らんと欲す、天智帝之を鎌足に問ふ。鎌足對へて曰く、殿下の兄に古人大兄有り、而して殿下を越えて大統を承ければ、恐らくは恭遜の義を失はん。皇叔輕皇子に讓り、以て民望に答ふるに若かずと。所謂皇叔輕皇子なるものは、素より鎌足と相親善なる者なり。此時に當りて、天智帝の功、以て天位を繼ぐに足りて、皇極帝の禪、天下の望に副ふと謂ふ可し。即ち其をして立てしめば、古人大兄の闕闕と雖も、安ぞ敢て之を沮まんや。此を之立てすして、己と親善なる孝德帝を立つ。其心私に非すと謂ふ可からず。其心私ならば、天下の亂を定め、天下の制を立つる、皆孝德帝の爲にして、天下の爲にするに非ず。萬世の功、一人の私を成すに過ぎず、是に於いてか鎌足の功墜つ。故に吾以爲らく鎌足の迹私に出で、避けざるは、其心大公なる所有り。天智帝を立てざるは、乃ち天智帝の爲にする所以、天下の爲にする所以なり。

而不立天智帝乃所以爲天智帝所以爲天下也

治天下者患在無德爲之本而不在于法不爲之制苟無關雎麟趾之德則周官之法孰能行之世皆知鎌足之制冠服一定位階革封建收土豪一新百度有功於天下而不知不立天智帝之功更大何也百度之一新法也未也而天智帝之不立德也本也蓋有功難有功而不居尤難天智帝誅入鹿其功固大然使其受皇極帝之禪而不辭自恃其功而無敢遜讓則其德不足稱而百度之備亦徒法而已遂不立而立孝德帝及孝德帝崩又不自立而再立皇極帝至皇極帝崩無代立者而後自立若不己然以是恭遜遜讓之風靡然被天下而加

〔註解〕 齊藤馨。竹堂と稱す、文章を以て名あり。著す所竹堂文案あり。●大統。天子の位をいふ。●恭遜。うやうやしく謙遜なること。

天下を治むる者、患、徳之が本を爲す無きに在りて、法之が制を爲さざるに在らず。苟も關雎麟趾の徳無ければ、周官の法、孰か能く之を行はん。世皆鎌足の冠服を制し、位階を定め、封建を革め、土豪を收め、百度を一新し、天下に功有るを知りて、天智帝を立てざるの功更に大なるを知らず、何ぞや。百度の一新せるは、法なり、未なり。而して天智帝の立たざるは、徳なり、本なり。蓋功有る難く、功有りて居らざる尤も難し。天智帝の入鹿を誅する、其功固より大なり。然も其をして皇極帝の禪を受けて辭せず、自ら其功を恃みて敢て遜讓する無からしめば、其徳稱するに足らずして、百度の備るも亦徒法のみ。遂に立たずして孝德帝を立て、孝德帝崩するに及びて、又自ら立たずして再び皇極帝を立て、皇極帝崩じ、代り

以凡百制度此其所以治浹而澤久也然而鎌足不立天智帝可矣其立與已親善之孝德帝者何哉曰初入鹿之擅政也孝德帝疾之稱病不朝與鎌足圖之則鎌足之得近於天智帝者或且出孝德帝之意矣果然則謂天智帝之功即孝德帝之功亦可也而鎌足以其有可立之功故立之非以與已親善也皆所以爲天下也鎌足唯其欲爲天下故其述涉私而不避其述涉私而不避愈可見其心之大公矣

て立つ者無きに至りて、而して後自ら立つ。已むこと得ざるもの、若く然り。是を以て恭遜退讓の風、靡然として天下に被りて、加ふるに凡百の制度を以てす。此其治浹くして澤久しき所以なり。然り而して鎌足の天智帝を立てざるは可なり。其己と親善なる孝德帝を立てしは何ぞや。曰く、初入鹿の政を擅にするや、孝德帝之を疾み、病と稱して朝せず。鎌足と之を圖れば、鎌足の天智帝に近づくと得たるは、或は且に孝德帝の意に出でんとす。果して然らば天智帝の功は、即ち孝德帝の功なりと謂ふも亦可なり。鎌足其立つべきの功有るを以て、故に之を立つ。己と親善なるを以てに非ざるなり、皆天下の爲にする所以なり。鎌足唯其天下の爲にせんことを欲す、故に其述私に涉りて避けず。其述私に涉りて避けずして、愈以て其心の大公なるを見る可し。

〔註解〕 ●恭遜。恭謙遜讓。 ●關雎麟趾。詩經の篇の名、皆文王の後妃の徳を稱美せる詩なり。 ●封建。國々に大名あるを封建と

帝以鎌足爲内臣授大錦冠增封若干戸詔曰社稷獲安寔頼公力軍國機務惟公處分鎌足懷至思之誠居官司之上進退廢置無言不聽白雉五年授紫冠增封戸天智帝即位二年十月鎌足疾病帝臨其第親問所患曰天道輔仁何言之虛積善餘

いふ。封建にあらざれば、郡縣に區劃して、中央政府之を統轄す、大化以前の制度は略封建なり。 ●土豪。土地の豪族。 ●百度。凡百の制度。 ●一新。悉く新しくする。 ●徒法。徒に法のみありて運用其人無きをいふ。凡そ法は人ありて初て行はる、其人無ければ法ありと雖も、行はれず、之を徒法といふ。 ●靡然。天下皆風に靡くこと。 ●大公。大に私利の心なきこと。 帝鎌足を以て内臣と爲し、大錦冠を授け、封若干戸を増し、詔して曰く、社稷安きを獲たるは、寔に公の力に頼る、軍國の機務、惟公處分せよと。鎌足至忠の誠を懷き、官司の上に居り、進退廢置言ふとして聽かれざるは無し。白雉五年、紫冠を授けられ、封戸を増さる。天智帝位に即くの二年十月、鎌足疾病なり。帝其第に臨み、親しく患ふる所を問ひて曰く、天道仁を輔くと、何ぞ言の虚なる。積善餘慶、猶是徵無し、若言はんと欲する所あらば、便ち以て聞す可しと。

慶猶是無徵若有所欲言便
可以聞

賴襄曰姦臣事國微天智帝王
業或幾乎熄矣天智帝奮宗室
之中運謀決機親覽大姦於
坐之下即登天位天下所望而
退讓遷延歷於兩朝非有曠世
之度何能如此而裁定制度
經緯天地以
開萬世太平

〔註解〕社稷。社は土地の神、稷は農の神、社稷は國家と言ふに
同じ。●宮司。百官有司。●進退廢置。百官の進退廢置。●疾病。
上の疾は病氣、下の病は動詞にて、病氣の重ること。●積善餘慶。
周易繫辭傳に積善の家餘慶あり、積惡の家に餘殃有りとあり。●
猶は無徵。天道仁を輔くと言ふと雖も、鎌足の如き仁人此疾に罹
る。積善の家餘慶ありと稱すれども、善を積む藤原の家にして此
殃有りと成り。深く鎌足を悼みたまふの辭。

〔賴襄曰く、姦臣國を專にす。天智帝微りせば、王業或は熄むに
幾し。天智帝宗室の中に奮ひ、謀を運し機を決し、親ら大姦を
坐の下に斃し、即ち天位に登るは、天下の望む所。而も退讓遷延、
兩朝を歴、曠世の度有るに非ざれば、何を能く此の如くならん。而
して制度を裁定し、天地を經緯し、以て萬世の太平を開きたり。〕

〔註解〕黼坐。黼は支那の天子の着物に繪ける、模様飾の一つ、
故に黼坐は天子の御座をいふ。●曠世之度。世を曠しくする度量。

●兩朝。孝徳、皇極の二代。

鎌足奏して曰く、臣の不敏なる、生きて軍國に益無し、死して百姓
を擾ることを欲せず。葬事願はくは儉素に從はんと。尋いで大海人
皇子をして、第に就きて大織冠を賜ひ、大臣の位を授けしむ。明
日薨す。初鎌足を多武峰に葬り、肖像して焉を祀る。後世國家將に
大變有らんとすれば、其像破裂すと云ふ。

〔註解〕不敏。不肖。不似などと同じく自ら謙遜していへるなり。

●儉素。儉約素樸。●大海人皇子。皇弟なり後の天武帝。

〔謙案するに、天授年中鎌足公の像自ら裂く。余慨然として其後
に書して曰く、百雷陰陽の消長を激して震ひ、萬波崖谷の嶮岨を激
して響く。鎌足公の像裂くるは、蓋亦以て激する所有るか。足利氏
勢焰益々熾にして、天日を睥睨す、營に孤豚の如きのみならず。護
良親王を讒し、忠士義貞を害し、或は光明院を擁し、或は後醍醐
帝を幽す、其罪狀勝げて言ふ可からず。而も當時其暴を知る者少し、

鎌足奏曰臣之不敏生則無益軍
國死不欲擾百姓葬事願從
儉素尋使大海人皇子就第賜
大織冠授大臣位明日薨初
葬鎌足於多武峰肖像祀焉後世
國家將有大變則其像破裂云

謙案天授年中鎌足公像自裂余慨
然書其後曰百雷激陰陽之消
長而震焉萬波激崖谷之嶮岨
而響焉鎌足公像裂蓋亦有所以
激歟足利氏勢焰益熾而睥睨
天日不啻如孤豚而護良親王
親王害忠士義貞或擁光明
院或幽後醍醐帝其罪狀不
可勝言而當時知其暴者少
矣是所以激而裂也特思其裂之

響必大ニ於萬波百雷之響也何以然矣夫萬波百雷有今古可有之理而發其響公之像有今古不可有之事而咄嗟發其響是其大ニ於萬波百雷不待言也嗚呼方今積陰重霧朗然相晴而赫赫天光再見焉蓋公之像欣然喜且笑焉而其喜且笑之響亦當容容相發也

成ニ大事者不可無叱輔大王

是激して裂くる所以なり。特に思ふ其裂くるの響必す萬波百雷の響より大ならん。何を以て然る、夫萬波百雷、今古有る可きの理有りて其響を發す。公の像今古有る可からざるの事有りて、咄嗟にして其響を發す。是其萬波百雷より大なる言を待たざるなり。嗚呼方今積陰重霧、朗然相晴れて、赫々たる天光、再び見はる。蓋公の像欣然として喜び且笑はん。而も其喜び且笑ふの響も、亦當に容々相發すべきなり。

〔註解〕 天授。後龜山天皇の時の年號。●陰陽。天地の氣を分ちて陰と陽との二となす。●消長。陰陽の二氣交々消え、代るく長す。●勢焰。おせい。●天日。天子に諭ふ。●孤豚。一正の豚、朝廷を輕視すること甚しきをいふ、●咄嗟。急遽なること。●積陰重霧。陰氣重積して雲霧の深きをいふ、天下の亂れたるを譬へていふ。●赫々。赫く形容。大事を成す者は、叱輔無かる可からず。大王宜しく蘇我石川麻呂と

宜與蘇我石川麻呂結婚成好而後與之謀成之功之路莫近於茲

大統狀曰有臣鎌子侍謀帷幄黼黻皇猷燦然超卓○緣起曰初鎌足與天智帝會談和州倉橋山藤花下謀誅入鹿因號其地曰談峯鎌足嘗謂定慧曰談峯之爲地也東連伊勢山西對金剛山南界金峯山北隣大神山其靈勝不下唐之五臺我百歲後卜兆域於此則後葉繁衍矣定慧歸自唐憶其言遂改葬于談峯且創伽藍名曰妙樂寺云

婚を結び好を成し、而して後之と謀るべし。功を成すの路、茲より近きは莫し。
〔大統歌に曰く、臣有り鎌子、謀に帷幄に侍し、皇猷を黼黻す。燦然として超卓なり。○緣起に曰く、初鎌足天智帝と會し、和州倉橋山の藤花の下に談じ、入鹿を誅せんことを謀る。因りて其地を號して談峯と曰ふ。鎌足嘗て定慧に謂ひて曰く、談峰の地たる、東伊勢山に連り、西金剛山に對し、南金峯山に界し、北大神山に隣る。其靈勝唐の五臺に下らず。我百歳の後、兆域を此に卜さば、後葉繁衍せんと。定慧唐より歸りて其言を憶ひ、遂に改めて談峯に葬り、且伽藍を創め、名けて妙樂寺と曰ふと云ふ。〕
〔註解〕 ●帷幄。軍に用ふる幕にて、軍事に參謀の任に當るを謀る帷幄の中に廻すといふ。●皇猷。天皇の謀。●燦然。明に文ある形容。●超卓。人にすぐれる。●五臺。五臺山は支那の名山の名。●兆域。墳墓。●後葉。子孫。●繁衍。繁昌すること。

卷之二終

卷之三

謫所上書

贈正二位和氣清麻呂

和氣清麻呂備前藤野郡人也其先
出_レ自_二鐸石別命_一鐸石別命曾孫
弟彥王應神帝時以_二軍功_一賜_二吉
備磐梨縣_一因家_レ焉清麻呂舊姓磐
梨別公後改_二野別真人_一叙_二從六
位上_一爲_二右兵衛少尉_一神護中授_二
勳六等_一改賜_二姓吉備藤野和氣
真人_一進叙_二從五位下_一遷_二近衛將

卷之三

謫所上書

贈正二位和氣清麻呂

和氣清麻呂は、備前藤野郡の人なり。其先は鐸石別命より出づ。
鐸石別命の曾孫弟彥王、應神帝の時、軍功を以て吉備の磐梨縣
を賜ひ、因りて焉に家す。清麻呂舊姓は磐梨別公、後野別真人と改
め、從六位上に叙せられ、右兵衛少尉と爲る。神護中勳六等を授け
られ、改めて姓を吉備藤野和氣真人と賜ひ、進みて從五位下に叙せ
られ、近衛將監に遷り、封五十戸を賜ふ。景雲三年又改めて姓を輔
治能真人と賜ひ、因幡員外郎と爲る。清麻呂人と爲り抗直にして、
其持する所大義至忠、富貴も淫する能はず。威武も屈すること能は
ざるなり。帝素宇佐神を敬し、生に事ふるが如くす。其憑語する所

監賜封五十戶。景雲三年又改賜姓輔治能真人。爲因幡員外介。清麻呂爲人抗直而其所持大義至忠富貴不能淫威武不能屈也。帝素敬字佐神。如事生其所。憑語無事不從。及龍僧道鏡爲法王。大宰主神中臣習宜阿曾麻呂希旨矯奏八幡神教旨令道鏡卽皇位。則天下太平。

弓削道鏡少爲僧。以禪行聞。道鏡師事僧正義淵。修如意輪法宿曜法。有驗。由是見寵遇。神護元年道鏡爲太政大臣。禪師令文武百官拜賀。山階寺僧基眞詐咒縛童子。教說人陰事。作毘沙門像。置數課小珠於前。稱佛舍利。道鏡欲眩衆。以爲己瑞。乃諷帝敕天下賜人爵一級。迎佛舍利。擇諸氏有容貌者。二百人。服金銀朱紫。捧幡蓋。列前後。百官主典已上拜。之道鏡常乘鸞輿。服食一擬。供御。政無巨細莫不取決。於是帝召清麻呂於御床下。曰昨夜夢八幡神使來曰大神欲憑汝。汝姉尼法均有所言。汝宜代。法均往。隨發道鏡眼。目按劍。謂清麻呂曰大神欲使。我卽位。今所以請使者蓋爲此也。汝詣字佐神教。使我得所。

皇朝靖獻遺言

事として從はざるは無し。龍僧道鏡法王と爲るに及びて、大宰主神中臣習宜阿曾麻呂、旨を希ひて奏を矯む。八幡神教旨すらく、道鏡をして皇位に卽かしめば、天下太平ならんと。

〔註解〕 鐸石別命。清麻呂公の祖先。●抗直。正直にして上の人におもねらぬ。●憑語。神の人に憑りて託宣すること。

（弓削道鏡少くして僧と爲り、禪行を以て聞えたり。道鏡僧正義淵に師事し、如意輪法宿曜法を修して驗有り。是に由りて寵遇せらる。神護元年、道鏡太政大臣禪師と爲り、文武百官をして拜賀せしむ。山階寺の僧基眞詐りて呪して童子を縛し、人の陰事を教説せしめ、毘沙門の像を作り、數課の小珠を前に置き、佛舍利と稱す。道鏡衆を眩して、以て己の瑞と爲さんと欲し、乃ち帝に諷して天下に赦せしめ、人ごとに爵一級を賜ひ、佛舍利を迎へ、諸氏の容貌有る者二百人を擇び、金銀朱紫を服し、幡蓋を捧げ、前後に列せしめ、百官主典已上之を拜せしむ。道鏡常に鸞輿に乗り、服食一に供御

に擬す。政巨細と無く決を取らざる莫し。）

〔註解〕 如意輪法。如意輪觀音を本尊として修する密法。●宿曜法、廿八宿八曜の行度を以て運命を修する法。●義淵。大寶三年僧正と爲る。行基、良辨の如き皆其弟子なり。●山階寺。興福寺のことなり。●幡蓋。旗に天蓋。●鸞輿。天子の乗る車、鑾はすなり。●供御。太子の御着料、御食料など。

是に於いて帝清麻呂を御床の下に召して曰く、昨夜夢に八幡神の使來りて曰く、大神汝の姉尼法均に憑りて言ふ所有らんと欲す、汝宜しく法均に代りて往くべしと。發するに臨みて道鏡目を瞋し劍を按じ、清麻呂に謂ひて曰く、大神我をして位に卽かしめんと欲す、今使を請ふ所以の者は、蓋此が爲なり。汝字佐に詣り、神教を奉じ、我をして欲する所を得しめば、汝に太政大臣を授け、委ぬるに國政を以てせん。如吾が言に違は、重刑に處せんと。

〔註解〕 尼法均。清麻呂の姉、名を廣蟲といふもの。●八幡神。卽

欲則授汝太政大臣、委以國政、如違吾言、則處重刑、

路豐永謂清麻呂曰、道鏡登天位、吾何而目事之乎、吾將與三子、從伯夷而遊、清磨呂誓死而往詣神宮、請教神憑語曰、我國家開闢以來、君臣之分定矣、以臣爲君、未之有也、天日嗣必立皇胤、無道之人、宜掃蕩、清麻呂還奏如其言、道鏡大怒解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任、道答與其姉法均、矯神

宇佐の神なり。○御床。天子の御座なり。

路豐永清麻呂に謂ひて曰く、道鏡天位に登らば、吾何の面目ありてか之に事へんや。吾將に三子と伯夷に従ひて遊ばんとすと。清麻呂死を誓ひて往き、神宮に詣りて教を請ふ。神憑語して曰く、我が國家開闢以來君臣の分定る、臣を以て君と爲すは未だ之有らざるなり。天日嗣は必ず皇胤を立てよ。無道の人は宜しく掃蕩すべしと。清麻呂還り奏すること其言の如くす。道鏡大に怒りて清麻呂の本官を解き、出下、因幡員外介と爲す。未だ任に之かず、其姉法均と與に、神教を矯め、天聽を欺罔するを追咎し、姓名を別部穰麻呂と改めて、大隅に流す。道鏡人をして清麻呂を道に殺さしむ、俄に雷雨晦冥し、命を受くるもの猶豫す。使來り赦すに會す。參議藤原百川其忠烈を感み、備後の封二十戸を割きて之に與ふ。

〔註解〕 路豐永。清麻呂文學の師なり。●伯夷。伯夷叔齊は周文王の時の人。武王紂を誅するに及び、首陽山に隱れ、薇を採りて餓

教、欺罔天聽、改姓名別部穰麻呂、流于大隅、道鏡使人殺清麻呂於道、俄雷雨晦冥、受命猶豫、會使來救、參議藤原百川感其忠烈、割備後封二十戸與之、

水鏡曰帝廢皇太子百川請立山部親王衆議紛紜百川固執前議帝起入内百川勸聲曰不承聖斷則臣不肯退立殿前四十餘日帝感其誠悃乃許所請語未既百川抵掌大歡呼時人謂百川事君無貳竭之力致命自古無比帝不豫之日百川憂形於色醫藥祈禱備盡心力帝益重之是歲薨年四十八帝甚悼惜

死す。●欺罔。あざむく。(水鏡に曰く、帝皇太子を廢す、百川山部親王を立てんと請ふ。衆議紛紜たり。百川固く前議を執る。帝起ちて内に入る。百川聲を勵して曰く、聖斷を承けざれば、臣肯て退かじと。殿前に立つこと四十餘日、帝其誠悃に感じ、乃ち請ふ所を許す。語未だ既きず、百川掌を抵ちて大に歡呼す。時人謂らく、百川君に事へて貳無く、力を竭し命を致すこと、古より比無しと。○帝不豫の日、百川憂色に形る、醫藥祈禱、備に心力を盡す。帝益之を重す。是歲薨す、年四十八。帝甚だ悼惜せり。)

〔註釋〕 山部親王。桓武天皇の御事。●誠悃。まこと、眞心。明年三月、清麻呂謫所より書を上る。是歲光仁帝踐祚し、道鏡を下野に竄し、清麻呂の姓名を復し、之を召還す。明年本位に復し、播磨員外介と爲し、豐前守に遷り、後從三位に進む。未だ幾ならずして骸骨を乞ふ。許されず。功田二十町を賜り、以て子孫に傳

皇朝靖獻遺言

明年三月清麻呂自謫所上書
是歲光仁帝踐祚實道鏡於下野

復清麻呂姓名召還之明年

復本位爲播磨員外介遷豐

前守後進從三位未幾乞骸

骨不許賜功田二十町以傳

子孫十八年薨年六十七贈正三

位嘉永四年三月十五日孝明天

皇賜諡曰護王大明神

史論曰所貴乎忠鯁之士者以其不爲利回不爲威怵凜乎如嚴霜烈日也故猛虎在山藜藿爲之不採方僧道鏡之覲觀神器也兇談逼人勢不可當事之濟否決於使臣之一言清麻呂

ふ。十八年薨す、年六十七、正三位を贈らる。嘉永四年三月十五日、孝明天皇、諡を賜ひて護王大明神と曰ふ。

〔註解〕 謫所。配流せられたる所。●踐祚。天子の位を踐まる、

こと。●骸骨。辭任のこと。

〔史論に曰く、忠鯁の士に貴ぶ所の者は、其利の爲に回されず、威の爲に怵れず、凜乎として嚴霜烈日の如きを以てなり。故に猛虎山に在れば、藜藿之が爲に採られず。僧道鏡の神器を覲観するに方りて、兇談人に逼る、勢當る可からず。事の濟否、使臣の一言に決す。清麻呂色を正しくして撓まず、直に神語を奏す。志王國を匡し、氣姦佞を震はしむ。至大至剛、天地の間に塞る、人臣の誼此に盡く。○頼襄曰く、士に貴ぶ所、其氣節有るを以てなり。士の氣節有る、獨以て其一身を立つるのみならず、以て國家を維持し、天下の安危を定るに足る。吾和氣清麻呂公の事を觀て、以て之を知る有り。神龜寶字の際、朝廷の士氣節無しと謂ふ可し。橘諸兄華胄を以て、位

正色不撓直奏神語志匡王國氣震姦佞至大至剛塞乎天地之間人臣之誼盡於此矣○頼襄曰所貴於士以其有氣節也士之有氣節不獨以立其身也足以維持國家定天下之安危吾觀於和氣清麻呂公之事有以知之神龜寶字之際朝廷之士可謂無氣節矣橘諸兄以華胄位極正一位矣而不聞一言匡救也吉備眞備以儒學受寵兩朝位至大臣而朝廷之事如不聞知觀此二人之所爲可以推其他矣夫以赫赫天朝祖宗之天下而欲傳之一比丘誰不知其不可而莫敢言者何哉曰懼禍也當此時有一人焉言之是損其一身以存祖宗之天下也公是已故曰士之氣節關係天下國家有天下國家者不可不養此以爲倚賴也

正一位を極め、一言の匡救するを聞かず。吉備眞備、儒學を以て寵を兩朝に受け、位大臣に至りて、朝廷の事聞知せざるが如し。此二人の爲す所を觀て、以て其他を推す可し。夫赫赫たる天朝祖宗の天下を以て、之を一比丘に傳へんと欲す、誰か其不可なるを知らざらん。而も敢て言ふ者無きは何ぞや。曰く、禍を懼るればなり。此時に當りて、一人有りて之を言ふ。是其一身を捐て、以て祖宗の天下を存するものなり、公是のみ。故に曰く、士の氣節、天下國家に關係すと。天下國家を有する者、此を養ひて以て倚賴と爲さざる可からざるなり。

〔註解〕 忠鯁。上に忠にして上を犯して諫むること。●兇談。あ

しきいきほひ。●濟否。なるとならぬと。●至大至剛。孟子浩然

の氣を稱して至大至剛といへり。●神龜寶字。年號。●華胄。み

ぶんのよきこと。

臣聞く、人臣の禮は、盡忠貳無く、命を致すの道は、泥肝を避け

臣聞人臣之禮盡忠無貳致命之
道泥肝不避遺顯名於後代流
功業於無窮斯則忠臣所以臨
危致命義士所以忘身存節臣
清麻呂再奉使字佐大神宮請
問國家大事大神之教不令西
命竊惟信者國之重寶豈可顧
身亡寶乎又至尊至威君之與神
誰敢乖正旨乎故復命之日敢
陳真言大神與西方不和非
唯今日事具先奏臣依神語奏
作文詳略二道略本上西方詳
本獻御所又嚮阿曾麻呂語臣

す、顯名を後代に遺し、功業を無窮に流す。斯即忠臣の危に臨みて命を致す所以、義士の身を忘れて節を存する所以なり。清麻呂再使を字佐大神宮に奉じ、國家の大事を請問す。大神の教、西命に合せず。竊に惟るに信は國の重寶、豈身を顧て寶を亡ふ可けんや。又至尊至威、君と神と誰か敢て正旨に乖かんや。故に復命の日敢て真言を陳す。大神の西方と和せざるは唯今日のみに非ず、事具に先に奏す。臣神語に依りて奏し、文詳略二道を作り、略本を西方に上り、詳本を御所に獻す。又嚮に阿曾麻呂臣に語りて曰く、大神の和せざるは前よりして然りと。若前後の奏狀を按ずれば、涇渭自ら分れ、神威由りて致さん。今臣罪を畏れて言はざれば、恐らくは臣民の道に非ず、故に略して之を陳す。

〔註解〕 泥肝。身を泥土に委し肝腦の地にまみるゝをいふ。●顯名。世に顯れたる名。●復命。使に立ちて御返事をする。●奏狀。奏問の文。●涇渭。曲直清濁に喩ふ。

曰大神不和者從前然矣若按前
後奏狀涇渭自分神威由致今臣
畏罪不言則恐非臣民之道故
略而陳之
去年奉敕昨夜夢有大神使來
曰欲見法均尼有所附奏觀
慮以爲此必天位之事差清麻呂
代法均受教臣敬畏戰栗自願
任非己分何能堪之歸命佛
神結心真信荷重旨而履薄
氷引蹇足以臨深淵既而祝
曰臣是神之所召至尊以代耳目
伏願立示靈異顯答聖旨大神

去年敕を奉す、昨夜夢に大神の使來る有り。曰ふ、法均尼を見
て、附奏する所有らんと欲すと。叡慮以爲らく、此必天位の事なら
んと。清麻呂を差し、法均に代りて教を受けしむ。臣敬畏戰栗、自
ら願るに任己の分に非ず、何ぞ能く之に堪へんと。佛神に歸命し、
心を真信に結び、重旨を荷ひて薄氷を履み、蹇足を引いて以て深淵
に臨む。既にして祝して曰く、臣は是神の召す所、至尊以て耳目に
代ふ。伏して願はくは立所に靈異を示し、顯に聖旨に答へよと。大
神祝韓鳥勝と曾咩とに憑り、臣を誠む。吾言西方に聞かしむる莫れ
と。臣祝して曰く、國家の大事、臣獨奏し難し。先憑語の狀を獻せん
と。即奏文二通を作り、一は神宮の前に藏し、一は使に附して之
を獻す。

〔註解〕 法均尼。清麻呂の姉廣蟲。●薄氷。うすき氷を履む如く
恐懼すること。●蹇足。かたひの足。●憑語。神の人に憑りて語
ること。

憑祝韓鳥勝與曾昨誠臣吾言
莫令聞西方臣祝曰國家大事
臣難獨奏先獻憑語之狀即
作奏文二通一藏神宮之前一
附使獻之

中有大事二條一外有小事一條
大事一屏逐汚濁之人二天之日
繼如人握鏡正而莫倚小事宮
雖同殿須異伏思非神明誰得
言之如不從則恐違神旨又
臣獄中間民語大神憑曰吾今
遷於此大隅當速立祠海中造

中に大事二條有り、外に小事一條有り。大事一は汚濁の人を屏逐す、
二は天つ日繼は人鏡を握り正しくして倚る莫きが如し。小事は宮同じ
と雖も、殿は異にすべしと。伏して思ふに神明に非ざれば、誰か之
を言ふことを得ん。如從はざれば恐らくは神旨に違はん。又臣獄中
に民語を聞く。大神憑りて曰く、吾今此大隅に遷る、速に祠を立つ
べし。海中造島神等、未だ依る所を得ず、亦宜しく祠を立つべしと。
今の憑る所、事理當然、是を以て敢て腹心を書して謹みて奏すと。

〔註解〕 屏逐。おひしりぞくる。

(大統歌に曰く、將に奸僧をして九五の位を竊ましめんとす。神忠臣
を誨へて、始て其議を寢む。○古道訓蒙頌に曰く、八幡神託尊と、
和氣公忠心芳し。○讀史雜詠に曰く、堂々たる和氣公、實に萬夫
の雄。天子忠烈に感じ、千載猶褒崇す。憶ふ昔簾を垂る、の日、妖
衲聖衷を蠶し、九鼎の重に采願し、命を矯む宇佐宮。公時に使幣を
奉じ、死を誓ひ、祖宗に報す。神州天地開け、君臣已に同じからず。

島神等未得所依亦宜立祠
今之所憑事理當然是以敢書腹
心謹奏

大統歌曰將傳奸僧竊九五位
神誨忠臣始寢其議○古道訓
蒙頌曰八幡神託尊和氣公忠心芳
○讀史雜詠曰堂堂和氣公實是萬
夫雄天子感忠烈千載猶褒崇憶
昔垂簾日妖衲蠶聖衷采願九
鼎重矯命宇佐宮公時奉使幣
誓死報祖宗神州天地開君臣
已不同聖主與神孫繼繼傳無
窮妖腰兼亂領須勞斬馬鋒
此是神所敕敷奏寔生風滿朝爲
失色九重回聖聰老狐膽已落
九天日再中忠精貫白日神意
護至忠烈風雜雨電天公驅
靈靈身出萬死餘名垂百代
中狂猾骨已朽借竊事亦空衣冠

聖主神孫と、繼々無窮に傳ふ。妖腰亂領を兼ね、斬馬の鋒を勞す
べし。此は是神の敕する所、敷奏凛として風を生ず。滿朝爲に色を
失ふ。九重聖聰を回し、老狐膽已に落ち、九天日再中し、忠精白
日を貫き、神意至忠を護り、烈風雨電を雜ふ。天公靈靈を驅り、身
は萬死の餘に出で、名は百代の中に垂れ、狂猾骨已に朽ち、借竊
事亦空し。衣冠冕旒を拜し、萬國咸朝宗す。依然たる舊天地、今に
於て鴻功を仰ぐ。○和氣氏藏する所の清麻呂傳に曰く、初清麻呂の
竄せらるゝ、脚疾して起立すること能はず。是に至りて八幡宮に詣
せんと欲し、病を興して路に就き、豊前宇佐郡楮田村を過ぐ。野猪
二百ばかり有り、路を夾みて前驅すること十許里、宮を拜するに
及び、起坐常に復す。神憑語して神劍二口、神封綿八萬屯を賜ふ、
乃宮司以下に頒つ。國中の百姓、面之を見、嘆異せざるは莫か
りき。

〔註解〕 九五。天子の位、九は老陽の數、易陽爻第五位に在る。

拜冕旒萬國咸朝宗依然舊天地於今仰鴻功○和氣氏所藏清麻呂傳曰初清麻呂之被竄也脚疾不能起立至是欲詣入幡宮與病就路過豐前字佐郡楮田村有野猪可二百夾路前驅十許里及拜宮起坐復常神憑語賜神劍二口神封綿八萬屯乃頒宮司以下國中百姓面見之莫不嘆異

とにて天子の位に譬へたり。●妖衲。怪しき法師。●九鼎。天子の位をいふ。●采頤。よだれを垂してほしがること。●斬馬。尙方斬馬の劍。●僭竊。其位にあらずして位をぬすむこと。●冕旒。禮式の冠なり。●朝宗。天子を崇び、朝廷にうかぶこと。

卷之三終

卷之四

十三夜詩

贈正一位左大臣菅原道真

菅原道真字三小名阿呼參議是善第三子也貞觀中舉文章生授下野權掾十六年叙從五位下歷兵部少輔元慶初遷式部少輔兼文章博士詔講後漢書進叙從五位上七年兼加賀權守仁和中遷讚岐守叙正五位下寬平三年入爲藏人頭上狀

皇朝靖獻遺言

卷之四

十三夜詩

贈正一位左大臣菅原道真

菅原道真字三小名阿呼參議是善第三子也貞觀中舉文章生授下野權掾十六年叙從五位下歷兵部少輔元慶初遷式部少輔兼文章博士詔講後漢書進叙從五位上七年兼加賀權守仁和中遷讚岐守叙正五位下寬平三年入爲藏人頭上狀

曰臣謹檢近代之例、任此職者或出自漢流、或出生於鼎族、未嘗有凡夫儒士而再爲式部少能當此任者也。再爲式部少輔、兼左中辨、又上表請、四年叙從四位下、兼左京大夫、五年爲參議、兼式部大輔、左大辨、七年兼近江守、拜中納言、叙三位、兼春宮權大夫、昌泰二年藤原時平爲左大臣、道眞爲右大臣、又上表曰臣地非貴種、家是儒林、偏因往年拔擢之恩、自至今日、昇進之次、人心不縱、鬼瞰必加、睚眦伏願、陛下高聖鑑、聖鑑、早罷臣官、

解かんことを請ふ。四年從四位下に叙せられ、左京大夫を兼ね。五年參議と爲り、式部大輔左大辨を兼ね。七年近江守を兼ね、中納言に拜せられ、三位に叙せらる、春宮權大夫を兼ね。昌泰二年藤原時平左大臣と爲り、道眞右大臣と爲る。又表を上りて曰く、臣地貴種に非ず、家は儒林、偏に往年拔擢の恩に由り、自ら今日に至る。昇進の次、人心縱容せず、鬼瞰必ず睚眦を加へん。伏して願はくは、陛下高く聖鑑を廻し、早く臣の官を罷めよ。

〔註解〕 是善。菅原清公の子、元慶四年薨す、從三位に至り官勅解由長官近江守を兼ねたり。●後漢書。東漢の歴史、范曄の著。●漢流鼎族。名門大臣の家等。●鬼瞰。鬼は盈滿の家を瞰ふ、即ち滿れば災あるをいふ。●睚眦。にらめること、史記睚眦の怨必ず報ゆ。

時に時平と同じく萬機を參決す。道眞治體に諳練し、裁決流るゝが如く、綱紀振肅し、人風采を想ふ。時平寵任己に勝るを嫉み、

練治體、裁決如流、綱紀振肅、人想風采、時平嫉寵、任勝己深、卿之源光藤原定國資望素高、而二人位在道眞下、亦居常快快、三善勳之退避、道眞不納、乃以書貽之、曰、伏惟明年運當變遷、二月建卯將動于戈、遭凶衝、禍雖未、知爲誰人、引弩射市、薄命者亦當中、之天數幽微、難以推察、人間云爲足、知亮惟閣下、擬自翰林、超昇槐位、朝之寵榮、道之光華、除吉備公、外無復與比、伏冀知其止足、察其榮分、擅風情於烟霞、藏山智於丘壑、後生仰見、不亦美乎。

深く之を啣む。源光、藤原定國資望素より高く、二人の位、道眞の下に在り、亦居常快快たり。(三善清行之に退避を勸む。道眞納れず。乃ち書を以て之に貽りて曰く、伏して惟るに、明年運變遷に當る、二月建卯、將に干戈動かんとす。凶に遭ひ禍に衝る、未だ誰人爲るを知らずと雖も、弩を引いて市を射るに、薄命の者亦當に之に中るべし。天數幽微、以て推察し難し、人間の云爲は、知亮するに足る、惟に閣下翰林より擬し、槐位に超昇し、朝の寵榮、道の光華、吉備公を除くの外、復興に比する無し。伏して冀はくは、其止足を知り、其榮分を察し、風情を烟霞に擅にし、山智を丘壑に藏せ、後世仰ぎ見るも亦美ならずやと。)

〔註解〕 萬機。政事のこと、書經に一日二日萬幾とあるに出づ。●源光。仁明帝の皇子、下りて人臣と爲り、世に西三條右大臣と稱す。●藤原定國。高藤の子、官中納言に至り、右近衛大將を兼ね。●不平なる様子。●三善清行。普通きよつらとよめどぬ。●

も、きよゆきと讀むかた正しとの説あり、有名なる封事を上りし人。●天數幽微。天の數はかすかに深くして知り難きをいふ。●翰林。學者より出でたること。●槐位。三槐の位、即ち大臣のこと、

●烟霞。山川自然の景色を愛すること。

時平因交結協力排陷譖毀日至
時平密奏道真有異圖欲廢陸
下立齊世親王而身專國權
親王道真女壻也帝震怒下勅既
謫相責以欲行廢立道真憂悶
不能自白以和歌哀訴於法
皇法皇欲見帝申救之菅根
過而不通日本詩史云參議菅根
公藤引後阿附其在太宰府
左相而傾菅公

時平因りて交結し、力を協せて排陷し、譖毀日に至る。時平密に奏す、道真異圖有り、陛下を廢して齊世親王を立て、身國權を專にせんと欲すと、親王は道真の女壻なり、帝震怒し、勅を下して貶謫し、相責むるに廢立を行はんと欲するを以てす。道真憂悶、自白するに能はず、和歌を以て法皇に哀訴す、法皇帝に見えて之を申救せんと欲す。菅根退めて通せず。(日本詩史に云く、參議菅根才子の譽有り、嘗て菅公の薦引を被る、後左相に阿附して菅公を傾く)其太宰府に在る、門を閉ちて出でず、文墨に託して自ら遣る。(天神記に鴈を聞くの詩を載す、其詩に云ふ、我遷客と爲り汝來賓す、共に是蕭々たる旅泊の身、枕を時て、思量す歸去の日、我知る何歳か汝の來春

するをと。)

〔註解〕 譖毀。讒し毀ること。●異圖。反逆の企。●齊世親王、醍醐天皇の弟道眞の女壻たり。●菅根。良尙の子、初道眞の薦によりて登用せられ、後事を以て道眞を恨み時平と與に道眞を讒す。●文墨。詩文を作ること。●蕭々。寂しき様子。

天曆中民間建祠于北野 祀道真之靈 稱曰天滿天神 鵬齋文爲帝王之師位極丞相之尊本邦詩賦之宗百代文學之元寬平昌泰之間文人君子不乏其人而後世獨崇菅公者有所由然矣蓋天地之神聖也非特關文風名一世而已亦將爲萬代之木鐸使斯文永不下泯也是以生前之功雖因譖詛而滅乎身後之名與日月俱存焉○日本詩史曰道眞之德業非特我邦人士欽戴之至遐方異域聞其風者靡不景仰元薩天錫明宋

濂菴詩話歷歷可徵公之文集三十卷儼然俱存種如之美可得而見也豈徒尋常文士之儔哉宜乎廟祀于歲威靈顯赫子孫繩繩文獻世家

去年今夜侍清涼秋思詩篇獨斷
賜恩賜御衣今在此捧持每日拜餘香

津阪孝綽夜航詩話曰憤惋禱天
爲雷大震京城蓋當時因天

變造言也公左遷前年九月十三夜侍宴獻詩上親自解御衣賜焉及在配所適值其夜感而作去年今夜云詩其尊戴存誠情見乎辭公之赤心明知如日世俗妄說不待辨矣貝原篤信贊公像末云松梅節操風月胸襟不怨不尤誰識其心其亦有見于此矣乎○北野緣起爲十三夜事菅家文章註則云九月十三夜嘗見躬恆集有九月十三夜侍宴之歌亦係延喜中然則當時玩是夜爲常恐文章註或誤也歟

○巖垣彦明日世傳菅公遠竄實非其罪公不勝憤惋及薨爲雷霹靂皇宮余謂此所謂齊東野人之語不可信者也夫驕泰怨

錫、宋の宋濂の輩、歌詩歴々徴す可し、公の文集三十卷、儼然として俱に存す、穆如の美、得て見る可きなり、豈徒尋常文士の儔ならんや。宜なるかな廟祀千載、威靈顯赫、子孫繩々として文獻家を世にするや。

〔註解〕木鐸。金にて作り、木の舌ある鈴の如きもの、振りて人を戒む、論語に天夫子をもつて木鐸となさんとす。●遐方。遠方。●薩天錫。元時の詩人、元遣山と名を齊しくす。●宋濂。明時の有名なる學者、宋學士文集あり。●廟祀、廟に祀らるゝこと。

去年の今夜清涼に侍す、秋思の詩篇獨、賜を斷つ、恩賜の御衣今此に在り、捧持して毎日餘香を拜す。
(津阪孝綽の夜航詩話に曰く、憤惋天に禱り雷と爲り、大に京城に震ふと、蓋當時天變に因りて言を造すなり、公左遷前年九月十三夜、宴に侍して詩を獻す、上親自ら御衣を解きて賜ふ。配所に在るに及

びて、適其夜に値ひ、感じて去年今夜云の詩を作る。其尊戴誠を存するの情辭に見る。公の赤心、明なること曠日の如し、世俗の妄說辨を待たず。貝原篤信公の像に贊す、末に云ふ、松梅の節操、風月の胸襟、怨まず、尤めず、誰か其心を識らんと。其亦此に見る有るか。○北野緣起十三夜の事と爲す、菅家文章の註は則ち云ふ、九月十五日と。嘗て躬恆集を見るに、九月十三夜宴に侍するの歌有り、亦延喜中に係る。然らば則ち當時是夜を玩びて常と爲す、恐らくは文章の註或は誤るか。

〔註解〕清涼。清涼殿。●秋思詩篇。秋思を詠じたる詩。●津阪孝綽。伊勢の儒者。●曠日。あきらかなる日。●貝原篤信。益軒又損軒と號す。●北野緣起。北野天神の緣記。●躬恆集。凡河内躬恆の歌集。●菅家文章。道眞の詩文集。
(巖垣彦明日く、世に傳ふ菅公遠竄せらる、實に其罪に非ず。公憤惋に勝へず、薨するに及びて雷と爲り、皇宮に霹靂すと。余謂らく、

尤者小人之常情已公決不_レ然矣
 凡事_レ君者致_レ命竭_レ忠固其分也
 以_レ寵辱一易_レ操庸人猶或不_レ忍
 爲_レ而況賢者哉嘗公決不_レ然也○
 齊藤謙曰嘗公之黜不_レ特當時之
 不幸王室萬世之不幸也夫自_レ淡
 海閑院以外戚_レ秉_レ鈞軸藤氏之
 權漸盛天下皆知_レ有_レ藤氏_レ而不
 知_レ有_レ朝家_レ宇多帝患_レ之欲_レ抑_レ
 其權_レ擢_レ公於博士_レ置_レ之端揆_レ
 公亦慨然以_レ天下_レ自任輸_レ忠竭_レ
 誠不_レ暇_レ自恤_レ故清行之規不_レ肯
 從_レ右府之拜不_レ肯辭_レ見_レ其讓_レ
 藏人頭_レ辭_レ關白之命_レ公豈戀_レ爵
 位_レ者哉誠不_レ得_レ已也當_レ此時
 公以_レ一身_レ繫_レ國家之盛衰_レ而成
 與_レ否在_レ天不_レ在人則識者之言
 固不_レ暇_レ顧_レ也使_レ醍醐帝終_レ不_レ疑
 公則抑_レ藤氏_レ振_レ朝權_レ以復_レ近
 江寧樂之盛_レ一反覆手之易耳唯
 聽_レ時平菅根之譖_レ使_レ公有_レ紫海
 之行_レ是以藤氏權益熾_レ至_レ椒房

此謂はゆる齊東野人の語、信ず可からざるなり。夫驕泰怨尤は小人の常情のみ、公は決して然ふるは、凡そ君に事ふる者、命を致し忠を竭す、固り其分なり。寵辱を以て操を易ふるは、庸人猶或は爲すに忍びず、而も況や賢者をや。嘗公決して然らず。○齊藤謙曰く、嘗公の黜らるゝ、特當時の不幸なるのみならず、王室萬世の不幸なり。夫淡海閑院外戚を以て鈞軸を秉りてより、藤氏の權漸く盛に、天下皆藤氏有るを知りて、朝家有ることを知らず。宇多帝之を患ひ、其權を抑へんと欲し、公を博士に擢で、之を端揆に置く、公も亦慨然として天下を以て自ら任じ、忠を輸し誠に竭し、自ら恤ふるに暇あらず。故に清行の規、肯て従はず。右府の拜肯て辭せず、其藏人頭を讓り、關白の命を辭するを見るに、公豈爵位を戀ふものならんや、誠に已むことを得ざればなり。此時に當りて、公一身を以て國家の盛衰に繫る、成ると否と天に在りて人に在らず、識者の言固より顧るに暇あらず。醍醐帝をして終に公を疑はざらしめば、藤氏

出_レ於_レ一門_レ攝
 歸_レ於_レ一氏_レ

○安積信讀史偶論曰嘗公以_レ儒
 素之身_レ致_レ位於台鼎_レ雖_レ無_レ規
 清行之宜_レ以_レ盛滿_レ自戒_レ况_レ三善
 從_レ之如_レ轉_レ圜也而嘗公不_レ納_レ途
 貶_レ死西裔_レ夫以_レ嘗公之德量_レ而
 執拗_レ至此可_レ怪也予嘗反覆思
 之而得_レ其說_レ焉蓋嘗公之心即
 周公之心也周公輔_レ相成王_レ以治
 天下_レ三叔媚_レ疾之_レ流_レ言于國_レ
 曰公將_レ不利_レ于孺子_レ當_レ是時_レ
 成王幼頗疑_レ之公宜_レ避_レ位以寸_レ

を抑へ朝權を振ひ、以て近江寧樂の盛を復する、一反覆手の易のみ。唯時平菅根の譖を聽き、公をして紫海の行有らしむ、是を以て藤氏の權益熾に、椒房一門より出で、攝録一氏に歸するに至る。

〔註解〕 淡海閑院。淡海は藤原不比等、藤原内麻呂、藤原冬嗣共に閑院大臣と稱せられる、未だ何れをさすを知らず。●鈞軸。政權をさす。●近江寧樂。近江は天智帝の朝、奈良は聖武以下七代。

●攝録。攝政のこと。

(安積信の讀史偶論に曰く、嘗公儒素の身を以て、位を台鼎に致す。之を規する者無しと雖も、盛滿を以て自ら戒むべし。況や三善清行書を以て之を諫む、尤も當に悚然感動之に従ふこと圓を轉するが如くなるべし。而も嘗公納れず、遂に西裔に貶死せらる。夫嘗公の徳量を以て、執拗此に至るは怪む可きなり。予嘗て反覆之を思ひて其説を得たり。蓋嘗公の心は即ち周公の心なり、周公成王を輔相し、以て天下を治む。三叔之を媚疾し、國に流言して曰く、公將に孺子

寵利盈溢之戒。而顧與六師東征以誅三叔。其言曰吾弗辟。以告吾先王。蓋周公之事。君知而不。有君而不知。有身知而有國。而不。知。有。家。周。自。后。稷。以來。積。德。累。仁。以。至。于。武。王。一。奄。有。四。海。而。一。旦。失。之。兇。豎。之。手。豈。武。王。托。周。公。之。意。也。故。周。公。不。避。嫌。疑。不。顧。死。生。直。行。其。志。前。跋。後。蹇。神。神。如。也。管。公。亦。有。類。于。此。自。神。武。帝。興。造。不。業。以。至。于。清。和。帝。凡。五。十。六。世。禮。樂。征。伐。皆。統。于。人。主。而。大。臣。不。得。專。權。清。和。帝。冲。齡。踐。祚。藤。原。氏。以。外。戚。攝。政。由。是。禮。樂。征。伐。皆。出。于。其。手。奕。世。相。承。以。至。于。宇。多。帝。帝。天。資。英。邁。欲。撓。藤。氏。之。權。而。歸。之。人。主。環。視。群。臣。莫。可。倚。仗。者。獨。管。公。可。以。屬。大。事。故。擢。之。儒。素。之。中。不。次。超。遷。以。至。三。台。鼎。又。與。延。喜。帝。密。議。欲。委。萬。機。於。管。公。其。知。人。明。待。

に利あらざらんとすと。是時に當りて成王幼に、頗る之を疑ふ。公宜しく位を避け、以て寵利盈溢の戒を守るべし。而も顧て六師を興し、東征して以て三叔を誅す。其言に曰く、吾避けざるは、以て吾が先王に告ぐるなければなりと。蓋周公の君に事ふる、君有るを知らず、國有るを知らず、家有るを知らず、周は后稷より以來徳を積み仁を累ね、以て武王に至りて四海を奄有す。一旦之を凶豎の手に失はば、豈武王周公に托するの意ならんや。故に周公嫌疑を避けず、死生を顧す、直に其志を行ふ。前跋後蹇、綽々如たり。管公も亦此に類するもの有り、神武帝より不業を興造し、以て清和帝に至るまで、凡そ五十六世、禮樂征伐皆人主に統べて、大臣權を專にすることを得ず、清和帝冲齡にして踐祚し、藤原氏外戚を以て政を攝す。是に由りて禮樂征伐皆其手に出で、奕世相承けて以て宇多帝に至る。帝天資英邁、藤氏の權を撓めて、之を人主に歸せんと欲し、群臣を環視するに倚仗す可き者莫し。獨管公

賢之優雖成湯聘伊尹於有莘。高宗舉傅説於版築。無以尙焉。管公感其知遇。殺身且不辭。尙奚置心於區區通塞之間哉。

且管公非不知盛滿之可戒也。非不知妻妾之可畏也。業已以身許國。不復顧死生榮辱。方將與天子同寅協恭。除累世

以て大事を屬す可し。故に之を儒素の中に擢で、不次超遷し、以て台鼎に至らしめ、又延喜帝と密議し、萬機を管公に委せんと欲す。其人を知るの明、賢を待つの優、成湯伊尹を有莘に聘し、高宗傅説を版築に擧ぐると雖も、以て焉に尙ふる無し。管公其知遇を感じ、身を殺すも且辭せず、尙奚んぞ心を區々通塞の間に置かんや。

- 〔註解〕 台鼎。台は三台星として三公に譬ふる星、鼎は三足あるを以て亦三公に譬ふ。●竦然。おそれる形容。●西裔。西のはて。●執拗。かたいち。●三叔。皆周公の兄弟。●孺子。成王を指す。●六師。萬五千人を一軍と爲し、天子は六軍、故に六師と稱す。●后稷。周の祖先。●凶豎。凶惡なる豎子。●綽々。餘裕ある形容。

且管公盛滿の戒む可き知らざるに非ず、妻妾の畏る可き知らざるに非ず。業に已に身を以て國に許す、復死生榮辱を顧みず。方に天子と寅を同じくし、恭を協せ、累世の積弊を除き、社稷を泰山の安

之積弊一而措社稷於泰山之安此乃周公東征之心也但周公幸而成管公不幸而敗天也非人之所能爲也然管公之殺天動風雷之變以開金滕之悔儼然廟食于百世又何以見管公之心與周公無二軌矣後世名賢之士一言不合即引身而退天子留之輒抗疏論辯不肯奉命其勇退之義則善矣獨奈社稷何視管公之與國同休戚不大有徑庭乎彼清行者雖未知名之心然以三下僚之身上書于三公直諫不諱亦可謂天下之奇士也哉

に措かんとす、此乃周公東征の心なり。但周公は幸にして成り、管公は不幸にして敗る。天なり、人の能く爲す所に非ざるなり。然も管公の歿する、天風雷の變を動して、以て金滕の悔を開き、儼然百世に廟食す、又以て管公の心周公と二軌無きを見る可し。後世名賢の士一言合せざれば、即身を引いて退き、天子之を留むれば、輒抗疏論辯肯て命を奉せず。其勇退の義は即善し、獨社稷を奈何せん。管公の國と休戚を同じくするに視すれば、大に徑庭有らずや。彼の清行なる者、未だ公の心を知らずと雖も、然も下僚の身を以て三公に上書し、直諫諱まず、亦天下の奇士と謂ふ可きかな。

〔註解〕 萋斐。詩經に萋たり斐たり是の貝錦をすといふより出で、文飾ある貌。●泰山。支那の東方に在る山、五嶽の一。●金滕。成王周公を疑ふの時、周公の嘗て成王に代りて死せんと欲するこ

とを神に祈れる書を金滕の中に藏めたるを聞き、即周公の丹心を知りたる事あり、即其故事を用ひたるなり。●勇退。身退くに

三善清行 字三耀配其姓以爲

稱一上封事一條陳便宜十二肅祭祀禁奢侈抑兼井勵學生三省舞妓慎刑獄均祿賜擇牧宰程課役嚴邊備汰僧徒修津泊其上表略曰我邦上古上仁下忠租稅薄風俗厚時漸澆瀆賦斂年增戶口日減欽明帝之世佛法初傳推古帝以後稍盛崇尚成風自公卿下至士庶競捨資產以營佛口至不造寺塔者人莫齒遇焉降及天平多創大寺莊嚴盡美遂使七道

と、即禍福を共にする意。●徑庭。間のへだ、ること。三善清行（字は三耀、其姓を配して以て字と爲す、後其姓を去り、多く單稱に従ふ）封事を上り、便宜十二を條陳す、祭祀を肅み、奢侈を禁じ、兼井を抑へ、學生を勵し、舞妓を省き、刑獄を慎み、祿賜を均くし、牧宰を擇び、課役を程し、邊備を嚴にし、僧徒を汰し、津泊を修めよと。其上表の略に曰く、我邦上古、上仁に下忠に、租稅薄く、風俗厚し、時漸く澆瀆、賦斂年に増し、戶口日に減す。欽明帝の世、佛法初めて傳はり、推古帝以後、稍盛に、崇尚風を成し、公卿より下士庶に至るまで、競ひて資産を捨て、以て佛圖を營み、寺塔を造らざる者は、人齒遇するもの莫きに至る。降りて天平に及びて、多く大寺を創め、莊嚴美を盡し、遂に七道をして、國ごとに二佛寺を建てしめ、名づけて國分寺と曰ひ、民田を廢し、公稅を廢し、桓武帝都を遷す者再、土木繁興り、賦役大に重く、房寢

國建二佛寺一名曰國分寺一廢
民田一糜二公稅一桓武帝遷都者再
土木繁興賦役大重房寢麗美宴樂
飲淫府帑空竭徵求無限貞觀中
應天門及大極殿並災修復累年費
亦夥矣

當今之時國家之經入非往昔
十分之一也寬平中臣爲備中
守一管内有一邇麻呂鄉一按風土
記皇極帝時出勝兵二萬至天
平中課丁纔有千九百餘臣到
任時老丁二人正丁四人中男三

麗美、宴樂飲淫し、府帑空竭、徵求限無く、貞觀中應天門及び大極殿並に災あり、修復累年費も亦夥し。

〔註解〕封事。密封して上書するものを封事といふ。●條陳。箇條を並べて陳べる。●兼并。有力者の微力なるもの、土地田宅を兼合はすこと。●刑獄。裁判。●牧宰。人民の上に立つ役人。●澆漓。風俗輕薄なること。●崇尙。佛法を學ぶこと。●佛圖。浮圖と同じく寺。●齒遇。よはひして待遇する。●府帑。政府の財産。

今の時に當りて、國家の經入、往昔の十分の一に非ず。寬平中臣備中守と爲り、管内に邇麻呂郷有り、風土記を按ずるに、皇極帝の時、勝兵二萬を出す、天平中に至り、丁を課する纔に千九百餘有り、臣任に到りし時、老丁二人、正丁四人、中男三人のみ、今諸役地の官吏に訪へば、一丁有ること無し。衰弊の速なること此の如し、一郷以て天下を知る可きなり。

人耳今訪諸役地官吏則無有
一丁衰弊之速如此一郷可
知天下也

其禁奢侈略曰先聖王之御世
也崇節儉禁奢盈今百官嬪御
及權貴子弟服食之奢資客之費日
以侈靡製一領衣一破終身之產
設一朝之饌盡數年之資若不
禁之恐損聖化伏望隨人品
列一定衣食之制命檢非違使
糾之然上帝敗之則下必效之
若上守法則源澄而流自清

〔註解〕經入。經常の收入。●風土記。往昔每國風土記の撰あり、今日尙其一二を存す、出雲風土記のごときは是なり。●役地。課役の地。

其奢侈を禁ずる略に曰く、先聖王之世を御するや、節儉を崇び、奢盈を禁ず。今百官嬪御、及び權貴の子弟、服食の奢、賓客の費、日に以て侈靡。一領衣を製するに、終身の産を破り、一朝の饌を設くるに、數年の資を盡す、若之を禁せざれば、恐らくは聖化を損せん。伏して望むらくは人品の列に隨ひ、衣食の制を定め、檢非違使に命じて之を糾さんことを。然も上帝之を敗らば、下必ず之に效はん、若上法を守らば、源澄みて流自ら清しと。

〔註解〕嬪御。後宮の婦人。●聖化。天子の政治。●檢非違使。非道を檢斷する役。

其學生を勵す略に曰く、國を治むるの道、賢を得るを先と爲し、賢を得るの方、學校を本と爲す。是を以て古は明王必ず庠序を設け、

其勳學生略曰治國之道得賢爲先得賢之方學校爲本是以古者明王必設庠序以教德義習經藝伏考本邦之立大學也始於大寶年中至天平時令學生四百人習經史給越前山城河內之田一百八十餘町以充生徒食料又常陸丹後之稻一千八百四十束充學寮中雜用生徒口味今所闕多請依舊復之慎刑獄略曰聖王之政法爲大昔皋陶以大賢爲理官帝舜誠之曰欽哉欽哉惟刑之恤然

以て徳義を教へ、經藝を習はしむ。伏して考ふるに本邦の大學を立つるは、大寶年中に始る。天平の時に至り、學生四百人をして經史を習はしめ、越前山城河内の田一百八十餘町を給し、以て生徒の食料に充て、又常陸丹後の稻一千八百四十束を學寮中の雜用、生徒の口味に充つ。今闕く所多し、請ふ舊に依りて之を復せん。

〔註解〕庠序。學校のこと。●給藝。六經又六藝と稱す。刑獄を慎むの略に曰く、聖王之政、刑法を大なりと爲す。昔皋陶大賢を以て理官と爲る。帝舜之を誡めて曰く、欽めや、欽めや、惟刑を恤へよやと。然らば則疑獄の斷、古今難する所、伏して望むらくは舊に依り、判事六人を置き、皆法律に明通する者を選び、之に任じ、之をして相共に議せしめ、然る後に奏問せしめん。其僧徒を汰する略に曰く、諸寺の得度、一年或は二三百人、半は是邪濫の輩なり。又課役を逃れ租調を遁る者、私に自ら髪を落すこと、積年漸く多く、天下三分の二是禿頭にして形沙門に似、心は屠兒の如し、

則疑獄之斷古今所難伏望依舊置判事六人皆擇明通法律者任之使之相共議然後奏聞其次僧徒略曰諸寺得度一年或及二三百人半是邪濫之輩也又逃課役遁租調者私自落髮積年漸多天下三分之二是禿頭而形似沙門心如屠兒况又聚爲群盜竊鑄貨錢伏望追捕彼僧悉令返度牒還附本役

況や又聚りて群盜を爲し、貨錢を竊鑄す。伏して望むらくは彼僧を追捕し、悉く度牒を返さしめ、本役に還附せしめん。
〔註解〕皋陶。帝舜の臣。●理官。裁判官。●得度。俗人を度して僧と爲す。●屠兒。畜類を屠り殺すを業とするもの。
(時平諸司諸生學を菅門に受くる者を放逐せんと欲す。清行書を以て諫む。其略に曰く、近日京中の大小皆云ふ、外帥の門弟子、諸司に在る者、左轉せらる可く、其文章生學生、皆放逐せらる。是に由つて人々悲哭し、踟躕して立つ。伏して以るに、此事の變轉未だ必ずしも殿下の本意ならざるなり。但外帥は累代の儒家、其門弟子諸司に半す、若遷調せらるれば、恐らくは善人を失はん。惡逆の主、猶輕科に處く、門人に至りては、唯業を受くるを益するのみ、豈其計を知る有らんや。方今紛亂の間、擾攘の會、宜しく其陰徳を立て、其怨門を塞ぐべし。伏して望むらくは、示すに仁厚を以てせよと。時平乃止む。

生皆被放逐。由是人人悲哭。踴躍而立。伏以此事變轉未。必殿下之本意也。但外帥累代。儒家其門人弟子。半於諸司。若遷謫恐失。善人。惡逆之主。猶處輕科。至子門人。唯益受業而已。豈有知。其計乎。方今紛亂之間。擾攘之會。宜立其陰德。塞其怨門。伏望示以仁厚。時平乃止。

○謙案封事之文。非冗長之弊。然其所論。破。剴切痛快。不遺餘力。亦猶漢賈誼治安策也。或云如波瀾萬狀。不可正視。又云以實用之才。為實用之學。余於封事。亦云。

○又案葉心水曰。文章不足。關世教。雖工無益也。此封事實關世教之文也。董子之策。賢良。賈山之至言。鮑宣之上。哀帝。書諸葛亮之出師二表。魏徵之十思。十漸。宣公之奏議。趙充國之策。屯田。韓子之原道論。佛骨表。歐陽修之本論。是等亦關世教之文也。余每讀其文。未嘗不欽慕也。況於我邦。關世教之封事乎。

○日本詩史云。參議清行。字耀博。學治。聞器識高遠。文名煥。熾乎一時。

〔註解〕 外帥。道真太宰權帥たり故にいふ。●左轉。左遷といふに同じ。●踴躍。天に踴し、地に踏す。●遷謫。左遷貶謫すること。●擾攘。世の中亂れわづらはしきこと。

謙案するに、封事の文、冗長の弊無きに非ず。然も其論破する所、剴切痛快、餘力を遺さず、亦猶漢の賈誼の治安策のごとし。或は云ふ、波瀾萬狀、正視す可からざるが如し。又云ふ、實用の才を以て、實用の學を爲すと。余封事に於ても亦云ふ。

〔註解〕 冗長。無益に長きこと。●剴切。適切なること。●賈誼。漢文帝の時の學者、過泰論、治安策等の著あり。

又案するに、葉心水曰く、文章世教に關するに足らざれば、工なりと雖も益無きなり。此封事實に世教に關するの文、董子の賢良を策する、賈山の至言、鮑宣の哀帝に上る書、諸葛亮の出師二表、魏徵の十思十漸、宣公の奏議、趙充國の屯田を策する、韓子の原道、佛骨の論する表、歐陽修の本論、是等も亦世教に關するの文なり。

余其文を讀む毎に、未だ嘗て欽慕せずんばあらず、況や我邦の世教に關するの封事に於てをや。

〔註解〕 葉心水。名は適、心水は其號、永嘉の人、著する所心水文集、學習記言等あり。●董子。董仲欽漢の武帝の時の儒者。●賈山。漢文帝の時上書して治亂の逆を論ず、至言是なり。●鮑宣。哀帝の時大司空となる、頗る易に通じたり。●出師二表。諸葛亮前に出でたり、亮屢出で、魏を討つ、前後出師の表を後主劉禪に上る。●魏徵。唐人大宗の時陳議太夫人に科せられ、獻替する時多し。●宣公。陸宣公、名は贇、奏議數卷あり。●趙充國。武帝の時單騎將軍に拜す、金元康の初、人叛く、充國金城に至り、方略を上る。●原道。韓退之前に出づ、退之原道、原股等の著あり、帝佛骨を迎へんと欲する時、退之表を上つて之を諫め、潮州に左遷せらる。●歐陽修。宋の時の文章家、本論は佛を排斥せるもの。日本詩史に云く、參議清行、字は耀、博學治聞、器識高遠、文名一

世對以紀發昭又與大藏善行並稱皆非篤論也藤左相賀宴詩今存者十九首清行七律在其中不但野鶴雞群也如紫芝未變南山想丹露猶凝北關心一直是錢劉堂與發昭善行豈得望其影塵乎延喜十四年上封事論列十二條又因星變勸菅公致仕公左遷後禁錮諸菅及門人故吏人知其冤無敢言者而清行上疏論救其忠憤義烈前後儒臣未觀其儔豈徒文辭超絕時輩哉特怪其子孫無聞于藝苑果無其人歟抑失其傳歟後來有三善爲康古風一篇其中云逕蓬滋兮藜藜泉石清兮磷磷勞心於霜雪曝紅鱗於龍津驚衰髻於霜雪灑老淚於衣巾寓旨可

時に烜赫たり、世對するに紀發昭、又大藏善行と並稱するは、皆篤論に非ざるなり。藤左相賀宴の詩、今存する者十九首、清行の七律、其中に在り、但野鶴雞群のみならず、紫芝未だ變せず南山の想、丹露猶凝る北關の心の如き、直に是錢劉の堂奥、發昭善行、豈其影塵を望むことを得んや。延喜十四年、封事を上りて十二條を論列し、又星變に因りて菅公に致仕を勸む。公の左遷後、諸菅及び門人故吏を禁錮す。人其冤を知りて、敢て言ふもの無し、而して清行上疏論救す。其忠憤義烈、前後儒臣未だ其儔を觀ず、豈徒に文辭の時輩に超絶するのみならんや。特怪む、其子孫藝苑に聞ゆる無し、果して其人無きか、抑其傳を失ふか。後來三善爲康の古風一篇あり、其中に云ふ、逕蓬滋りて藜々、泉石清くして磷々、心を虎館に勞し、紅鱗を龍津に曝す、衰髻を霜雪に驚き、老淚を衣巾に灑ぐと。寓旨悲

〔注解〕 烜赫。かゞやきあきらかたること。●發昭。紀長谷雄のこと。●野鶴雞群。雞の中にゐる鶴。

卷之四終

卷之五

諫言

内大臣小松重盛

平重盛太政大臣清盛長子資性忠謹武勇軼人接物溫厚中外屬意久安六年爲藏人一叙從五位下久壽二年任中務少輔保元元年重盛率禁軍從清盛一出軍源爲朝將兵守西門清盛部將伊藤忠清忠直先登爲朝一發洞忠直胸及忠清鏡震竦軍中清

卷之五

諫言

内大臣小松重盛

平重盛は太政大臣清盛の長子、資性忠謹、武勇人に軼ぎ、物に接すること濃厚、中外意を屬す。久安六年藏人と爲り、從五位下に叙せられ、久壽二年中務少輔に任ぜらる。保元元年重盛禁軍を率ゐ、清盛に従ひて軍を出す。源爲朝兵を將ゐて西門を守る。清盛の部將伊藤忠清忠直先登す。爲朝一發して忠直の胸及忠清の鏡を洞き軍中震竦す。清盛懼れて曰く、我此門を攻むるは特命を承くるに非ずと。更に東門に縋ひて以て之を避く。將士皆言ふ、東門も亦爲朝の守る所なり、如かず北門よりせんにはと。清盛乃兵を引き退く。重盛奮ひて曰く、敕を奉じて軍を出す、何ぞ敵の強弱を問はんと。

盛懼曰我攻此門非承特命更響東門以避之將士皆言東門亦為朝所守不自由北門清盛乃引兵而退重盛奮曰奉敕出軍何問敵強弱獨慶輕騎直進清盛惶遽命左右過之不復得已而向春日表門既而源義朝縱火攻白河殿克之平治元年冬清盛如熊野至切部聞藤原信賴等反清盛進退失據計猶豫不決重盛曰身為武臣聞天子為逆徒所逼安得不承赴國難衆皆從之乃遣使熊野別

獨輕騎を靡きて直に進む。清盛惶遽し、左右に命じて之を渴め、已むことを得ずして春日表門に向ふ。既にして源義朝火を縱ちて白河殿を攻めて之に克つ。平治元年冬清盛熊野に如き、切部に至り、藤原信賴等の反するを聞き、清盛進退據を失ひ、計猶豫して決せず。重盛の曰く、身武臣となりて天子逆徒に逼らるゝを聞く、安ぞ丞に國難に赴かざるを得んと。衆皆之に従ひ、乃使を熊野別當湛増等に遣りて兵を徵す。見兵僅に百騎ばかり、適義朝の子義平兵三千を擁して安部野に要すと聞き、清盛衆寡の敵せざるを恐れ、先西國に赴きて兵士を召聚し、然して後に京に入らんと欲す。重盛の曰く、事若稽緩せば賊必ず詔を矯めて我を討たん、之を悔ゆとも及ぶこと無からん。寡を以て衆を撃つは將家の常なり、速に往きて戦死するも亦以て名を後昆に耀すに足らんと。

〔注解〕 禁軍。近衛のこと。●特命。特別に此門を攻めよと命令を受くること。●白河殿。もと藤原良房の家、山城國愛宕郡二條

湛増等徴兵見兵僅可百騎適聞義朝子義平擁兵三千要於安部野清盛恐衆寡不敵欲先赴四國召聚兵士然後入京重盛曰事若稽緩賊必矯詔討我悔之無及以寡擊衆將家之常速往戰死亦足以耀名後昆清盛意乃決遣使熊野神遂赴京師行至鬼中山一見一騎士來衆皆失色以為義平使至則六波羅使也言伊勢兵士三百餘迎清盛於安部野於是衆心始安重盛問京師消息對曰六波羅無

通の北にあり。●切部。紀伊國日高郡切目。●安部野。攝津天王寺以南住吉祠に至る一體の砂丘をいふ。●稽緩。かんがへてぐづぐづしてゐること。清盛の意乃決し、遙に熊野の神に禱り、遂に京師に赴き鬼中山に至り、一騎士の來るを見、衆皆色を失ひ、以て義平の使と爲す。至れば則ち六波羅の使なり。言ふ、伊勢の兵士三百餘清盛を安部野に迎ふと。是に於て衆心始て安し。重盛京師の消息を問ふ。對へて曰く、六波羅他無し。惟播磨中將の難を遁れて來り投する有るのみ。信賴詔を矯めて之を捕ふ、勢匿すこと能はずして之を出すと。重盛怒りて曰く、人困みて我に歸す、之を棄つるは不祥なり、後孰か我が用を爲す者ぞと。既にして京師に還り、乘輿を迎へて六波羅に幸せしめ、叔父教盛頼盛と各一千騎に將として道を分ちて信賴を攻む。重盛士卒を勵して曰く、年を平治と號し、地を平安と曰ひ、我は平氏たり、三者を以て之を卜するに賊の平がんこと疑なしと乃兵

他惟有播磨中將邁難來投信賴矯詔捕之勢不能匿出之重盛怒曰人因而歸我棄之不祥也後執爲我用者既而還京師迎乘輿幸六波羅與叔父教盛賴盛各將一千騎分道攻信賴重盛勵士卒曰年號平治地曰平安我爲平氏以三者卜之賊平無疑乃分兵爲二隊留五百騎於大宮街帥其半攻待賢門信賴大懼而退兵皆潰走重盛進至大庭椽樹下源義朝使子義平禦之義平率驍

を分ちて二隊と爲し、五百騎を大宮街に留め、其半を帥ゐて待賢門を攻む。信賴大に懼れ、兵を退けて皆潰走す。重盛進みて大庭の椽樹の下に至る。源義朝子義平をして、之を禦がしむ。義平驍兵十六騎を率ゐ、躬自搏戦し、目を重盛に注ぐ。重盛且闘ひ且卻き、大宮の街に至り、弓に杖いて以て息ふ。部將平家貞賛して曰く、平將軍再生せりと。重盛再、其半を率ゐ、復大庭に入り、一戦して退く。義平追躡す。重盛二卒景安家泰と身を脱して走る。義平將に及ばんとし、馬躓き伏す。鎌田政家射て重盛に中つ。甲堅くして入らず。又射る。馬殞れ重盛兜整を墜す。政家薄近す。重盛挿くに弓を以てす。遂巡の間乃、兜整を著く。景安馳せ至り、搏ちて政家を倒す。義平來りて景安を刺す。重盛怒りて、自之に當らんと欲す。家泰馬を進めて義平に當り、亦政家に殺さる。重盛間を得て六波羅に走る。義朝來り攻む。重盛親敵軍を突き、兵を更めて交々進む。賊大に敗走し、義朝關東に走る。

兵十六騎躬自搏戦注目重盛重盛且闘且卻至大宮街杖

弓以息部將平家貞賛曰平將軍再生矣重盛再率其半復入大庭一戰而退義平迫躡重盛與二卒景安家泰一脱身而走義平將及馬躓伏鎌田政家射中重盛一甲堅不入又射馬殞重盛墜兜整政家薄近重盛運以弓遂巡問乃著兜整景安馳至搏倒政家義平來刺景安重盛怒欲自當之家泰進馬當義平亦爲政家所殺重盛得間走六波羅

〔註解〕平家貞。筑後守と稱す、曾て忠盛に従ひて昇殿し、忠盛爲に辱しめられざることを得たり。●平將軍。貞盛を指す。●兜整、かぶと。

信賴仁和寺に至り、哀を法皇に請ふ。法皇之を憐み、手書して帝に請ふ。使未だ還るに及ばず。六波羅兵士を遣して信賴及黨與藤原成親等を捕ふ。信賴誅に伏し、成親も亦死に當る。重盛請ひて死を宥し、自其縛を解く。是冬功に以て伊豫守を兼ね、明年從四位上に叙せられ、累に左馬内藏頭を兼ね。尋いで内藏頭を辭し、右兵衛督と爲る。應保二年從三位に叙せられ、長寛二年正三位に進み、永萬元年參議と爲る。是秋帝崩じ、諸寺の僧侶會葬し、延曆興福二寺次を争ひて兵を構ふ。時に訛言有り、上皇陰に僧徒に命じて平氏を討つと。清盛大に驚き、兵を聚めて自守る。重盛堅く執りて以て妄と爲し、乃法住寺に造りて之を調ふ。會上皇將に六波羅に幸して自開諭せんとし、乘輿已に道に在り、重盛乃扈從して還る。

義朝來攻重盛親突敵軍一更レ兵交進賊大敗走義朝走關東

信賴至仁和寺請哀於法皇法皇憐レ之手書請於帝使未及還六波羅遣兵士捕信賴及黨與藤原成親等信賴伏誅成親亦當死重盛請看死自解其縛是冬以功兼伊豫守明年叙從四位上累兼左馬內藏頭尋辭內藏頭爲右兵衛督應保二年叙從三位長寬二年進正三位永萬元年爲參議是秋帝崩諸寺僧

清盛病と稱して出でず、上皇宮に還る。重盛清盛を諫めて曰く、我家逆を討ち亂を撥す、其功も亦多し。今何の咎責有りて猝に此に至らんや。大人宜しく之を詞色に形すべからず。恐らくは姦人機に乗じて讒説を醸成せん。吾苟も上を敬ひ下を恤まば、神將に我を助けんとす、何の懼か有らんと。清盛其恢量を嘆稱す。上皇も亦近侍を戒め、輕しく浮言を爲す勿れと。仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね。二年從二位に叙せられ、權大納言に遷り、劔を帶ぶることを聽さる。三年病を以て官を辭し、嘉應元年正二位に叙せらる。

〔註解〕 仁和寺。山城國葛野郡花園村に在り、世に御室と稱す。●法住寺。山城國紀伊九條。●扈從。おともすること。●咎責。とが。●醸成。かもしなす。●子資盛路に攝政基房に遇ひて車を下らず。基房の從者車簾を斫りて之を辱む。重盛資盛を讓めて曰く、官に高下有り、等列だも尙敬

侶會葬延曆興福二寺爭次構兵時有訛言上皇陰命僧徒討平氏清盛大驚聚兵自守重盛堅執以爲妄乃遣法住寺誦之會上皇將幸六波羅自開諭乘輿已在道重盛乃扈從而還清盛稱病不出上皇還宮重盛諫清盛曰我家討逆撥亂其功亦多今有何咎責而猝至於此大人不宜形之詞色恐姦人乘機釀成讒説吾苟敬上恤下神將助我何懼之有清盛嘆稱其恢量上皇亦戒近侍勿輕爲浮言

す可し、況攝政をや。汝十歳を過ぎて禮儀を知らず、辱を取るは、固より宜なりと。基房其從者を縛送して以て謝す。重盛畏懼し、慰勞して之を還す。清盛聞きて盛怒し、心に報復せんことを欲す。重盛諫めて曰く、資盛幼蒙にして禮を攝政に失ふ。罪從者に在りて之を問はず、反りて尊貴を犯さんと欲す、豈悖に非ずや。夫攝籙の臣は皇政を毗輔して民庶を撫育する所以なり、奈何ぞ勢を恃みて之を凌がんと。且徳を以て人に勝つ者は昌へ、力を以て人に勝つ者は亡ぶ。願はくば大人詳に之を思へと。清盛納れず、陰に武士をして基房を辱めしむ。重盛懼れ、其事に預る者を黜けて資盛を伊勢に逐ふ。○重盛嘗皇后宮に詣る、偶巨蛇有りて座に出づ。重盛之を見て、女侍を驚惶し以て后に及ばんことを慮り、出でて便左右の手を以て其首尾を壓し、袖もて之を拵ひ、徐に捕へ、出でて人を呼ぶ。源仲綱應じ來る。乃受けて去り、宮内終に知る者無し。明日重盛仲綱に馬を遣し、其鎮靜を賞す。仲綱答書して曰く、賜を

仁安元年任權中納言兼春宮大夫二年叙從二位遷權大納言聽帶劍三年以病辭官嘉應元年叙正二位

子資盛路過攝政基房不下車基房從者斫車簾辱之重盛諫資盛曰官有高下等列尙可敬況攝政乎汝過十歲不知禮儀取辱固宜基房縛送其從者以謝重盛畏懼懇勞選之清盛聞而盛怒心欲報復重盛諫曰資盛幼蒙失禮攝政罪在從者而不之問反欲犯尊貴豈非悖邪夫攝政臣所下以毗輔皇政撫育庶民奈何恃勢而凌之且以德勝人者昌以力勝人者亡願大人詳思之清盛不納陰使武士辱基房重盛懼黜預其事者逐資盛於伊勢○重盛嘗詣皇后宮偶有巨蛇出座重盛獨見

慮驚惶女侍以及后便以左右手壓其首尾袖掩之徐捕而出呼人源仲綱應來乃受而去宮內終無知者明日重盛遣仲綱馬賞其鎮靜仲綱答書曰拜賜謹謝仰公昨日事何似還城樂哉○方相撲節行事稠人中有一籍言此公多福至近衛大將儀貌心術亦邁人遠矣洩季之世未易得見但恐不能享壽耳果如其言

承安元年復權大納言治承元年轉左近衛大將尋拜內大臣是歲延曆寺僧徒有訟奉日吉神輿入京師命源平諸將禦之重盛以三千餘騎守陽明待賢部芳三門禦而卻之先是藤原成親結黨竊謀滅平氏事泄被

拜し謹みて謝す。抑明公昨日の事、何ぞ還城樂に似たるやと。○相撲節事を行ふに方り、稠人の中竊に言ふもの有り、此公福多し、近衛大將に至らん。儀貌心術、亦人に邁ぐる事遠し、堯季の世未だ見ること得易からず、但恐らくは壽を享くること能はざるのみと。果して其言の如し。

〔註解〕盛怒。大に怒ること。●攝籙。籙は總ぶる意、攝政のこととをいふ。●女侍。女の近侍等。●還城樂。古來の舞の名、還城

樂は蛇を打つ舞なり。●儀貌心術。様子や心ざま。承安元年權大納言に復す。治承元年左近衛大將に轉じ、尋いで内大臣を拜す。是歲延曆寺の僧徒訟有り、日吉の神輿を奉じて京師に入り、源平の諸將に命じて之を禦がしむ。重盛三千餘騎を以て陽明、待賢、郁芳の三門を守り、禦ぎて之を卻く。是より先、藤原成親黨を結びて竊に平氏を滅せんことを謀り、事泄れて捕へらる。清盛武士に命じ、速に成親を斬らしむ。重盛諫めて曰く、彼は法皇の寵臣

なり。其祖顯季より白河の朝に仕へ、傳家既に久しく、爵位も亦崇し。今私怨を以て遽に之を殺すは未だ其可なるを見ず。唯當に之を都外に逐ひて以て其餘を徹む可きのみ。斯言は實に國家の爲にす、彼と姻有るを以てに非ざるなり。昔嵯峨の朝藤原仲成誅に伏す。其後死刑を廢すること二十五代。保元中に至りて信西事を用ひ、多く源平二族を斬り、宇治左府の墓を發く。後二年にして信西の墓も亦のよりに掘らる、豈其報に非ずや。今我家貴盛世に冠たり、慮る所は信賴に掘らる、願はくは大人積善の慶を思ひ、子孫の爲に少しく之を唯子孫のみ。願はくは大人積善の慶を思ひ、子孫の爲に少しく之を忍べと。清盛の意稍解けたり。重盛出で、武士を戒めて曰く、大人一旦怒を逞くせば、後必ず之を悔いん。縱へ命有りとも、汝慎みて刃を加ふること勿れと。是に由りて成親死せざることを得たり。

〔註解〕日吉神輿。延曆寺の鎮護の神なり、中古山門の僧徒朝廷に強訴する時此神の神輿を奉じ來るを常とす。●藤原仲成。嵯峨帝の時尙侍某子と共に叛を謀り由りて誅せらる。●宇治左府。左

捕清盛命_二武士_一速斬_二成親_一重盛
 諫曰彼法皇寵臣也自_二其祖顯季_一
 仕_二白河朝_一傳家既久爵位亦崇今
 以_二私怨_一遽殺_レ之未_レ見_二其可_一唯
 當_レ逐_二之都外_一以_レ儆_レ其餘_レ耳斯
 言實爲_二國家非_レ以_レ與_レ彼有_レ姻
 也昔嵯峨朝藤原仲成伏_レ誅厥後
 廢_二死刑_一者二十五代至_二保元中_一
 信西用_レ事多斬_二源平_一二族_一發_二宇
 治左府墓_一後二年信西墓亦爲_二信
 賴所_レ掘豈非_二其報_一乎今我家貴
 盛冠_レ世所_レ慮唯子孫願大人思_二
 積善之慶_一爲_二子孫_一少忍_レ之清盛

大臣藤原賴長のこと世に惡左府と稱す。
 重盛既に還る。清盛恚怒して止まず、法皇を別宮に幽せんと欲し、
 大に子弟臣僚を召す。是に於て平氏の親族戎服して畢く清盛の第に
 集る。重盛後れて至り中門に及ぶ。宗盛其烏帽直衣なるを見、之を
 睨して曰く、大事有りて公を召す。大人既に甲せり、公尙緩服する
 かと。曰くは何の言ぞや。近衛大將は兵權の歸する所、而も吾適
 此職を忝くす。濫に戎衣を著くるは甚宜しき伎にあらず。若或は
 賊虜猖獗にして王師利を失はば、大臣の重と雖も、固より甲を被り兵
 を執るべし。我未だ諸君の爲す所如何を曉らす。其斥して敵と爲す
 所の者は誰ぞや。且謂ゆる大事とは朝家の事のみ、是私事何ぞ大事と
 言ふことを得んと。衆皆聳動す。清盛心に慙ちて服を改むるに違あ
 らず。俄に起ちて素絹を尙へて出で、甲の露る、を恐れ、手もて頰
 に襟を正し、縫裂くるに至りて、故に閑暇を示し、從容として言ひ
 て曰く、來ること何ぞ晚きや、西光を拷治して備に其情を得たり。

意稍解重盛出戒_二武士_一曰大人一
 且還_レ怒後必悔_レ之縱有_レ命汝慎
 勿_レ加_レ刃由_レ是成親得_レ不_レ死
 重盛既還清盛恚怒不_レ止欲_レ幽_二
 法皇於別宮_一大召_二子弟臣僚_一於
 是平氏親族戎服畢集_二清盛第_一
 重盛後至及_二中門_一宗盛見_二其烏
 帽直衣_一叱_レ之曰有_二大事_一召_レ公
 大人既甲公尙緩服乎曰是何言也
 近衛大將兵權所_レ歸而吾適忝_二此
 職_一濫著_二戎衣_一甚非_レ伎宜若或
 賊虜猖獗王師失_レ利雖_二大臣之
 重_一固宜_二被_レ甲執_レ兵我未_レ曉_二諸

成親の姦謀實に法皇に由る。皆猥屑の小人近侍の宮圍、非望を僥倖
 するの致す所なり。法皇輕舉事を生ず、今當に法皇を他所に徙して
 禍の本を除くべしと。重盛涙を垂れて之を諫む。清盛の曰く、餘
 命幾も無し、唯子孫を慮るのみ。今よりして後、唯君の計る所
 のまゝにせんと、起ちて内に入る。重盛諸弟を責めて曰く、大人衰
 耄、此不良を謀る。諸君何ぞ切諫せずして反りて賛成を爲すやと。
 又將士を戒めて曰く、汝等慎みて我言を守り、敢て妄動すること勿
 れ。若大人に従はんと欲せば、必ず先我を斬れと。既に第に還りて
 尙其暴を爲さんことを慮り、乃報じて急に纂嚴す。將士皆謂へらく、
 此公未だ嘗て輕易に事を作さず。今忽ち此召有り、何ぞ速に赴か
 ざらんやと。難波經遠、瀬尾兼康、平家貞及子貞能等争ひて小松
 の第に集る。乃、平盛國をして兵を籍せしむ、見兵二萬餘有り。
 〔註解〕 烏帽直衣。丞ぼしを被りなをしを着る。●緩服。事なき
 時の平常服、軍服を着ざるをいふ。●猖獗。あしくつよきこと。

君之所爲何如其所斥爲敵者誰也且所謂大事者朝家事而已是私事何得言大事衆皆變動清盛心慙不遑改服俄起尙素絹而出恐甲露手頓正襟至縫裂故示閑暇從容言曰來何晚拷治西光備得其情成親姦謀實由法皇皆猥屑小人近侍宮闈僥倖非望之所致也而法皇輕舉生事今當徒法皇於他所除禍本也重盛垂泣諫之清盛曰餘命無幾惟慮子孫而已自今而後唯君之所計起而入

●西光。西光法師成親等と謀りて平家を亡さんとせし人。●纂嚴。戒嚴して兵を集めしこと。是に於て家貞貞能をして清盛に言はしめて曰く、法皇大人の謀を聞きて震怒し、詔を重盛に下して之を討たしむ。恐らくは大人倉卒の間、非常の事有るに至らんことを。是を以て二人を遣し、防閑に備へしむ。我身を以て固く請はん、幸に驚怖すること勿れと。清盛大に惶惑して曰く、我が爲に内府に語れ。吾が前途已に迫れり、復事を事とせず、唯卿之を令せよと。二人還り報す。重盛家貞等に謂ひて曰く、我權謀を以て父の過を救ひ、反りて其心を傷けたり、是人子の道ならんやと、泣然として涙下る。聽く者皆悽惻す。既にして兵士を勞して曰く、諸君期約を失はず、信義嘉すべし。唯嚮に聞く所有りて召す、事適々解くることを得たり、宜しく速に罷め歸るべし。後狂れて常と爲すこと勿れと。法皇聞いて涙を垂れて曰く、重盛何人ぞ、徳を以て怨に報ゆ。朕願はくは斯人に先ちて命を

内重盛責諸弟曰大人衰詭謀此不良諸君何不切諫而反爲

贊成乎又戒將士曰汝等慎守我言勿敢妄動若欲從大人必先斬我既還第尙慮其爲暴乃報急纂嚴將士皆謂此公未嘗輕易作事今忽有此召何不速赴難波經遠瀨尾兼原平家貞及子貞能等爭集小松第一乃令平盛國籍兵有見兵二萬餘於是使家貞貞能言清盛曰法皇聞大人謀震怒下詔重盛討之恐大人倉卒間至有非常事

終らんことを。勁松歲寒に彰れ、貞臣は國危に見るとは其此人の謂かと。清盛の跋扈日に甚し。
〔註解〕 防閑。ふせぐこと。●悽惻。いたましき思をする。●勁松。つよきまつ。●歲寒。寒き年。
(嘗別館を西八條に造り、土木を殫極す。其第に多く蓬を藝う、因りて蓬壺と號す。又別莊を攝津福原に營み、亭榭風流以て四時の觀を極む。天下の政事、一に其手に出づ。放濫驕溢、上下之を苦む。自己を議する者有るを知り、童子三百人を選びて以て耳目と爲し、髪を截り服を詭にし、梅枝を執りて小鳥を臂にし、翼に赤幟を着て禁門に出入せしむるに、姓名を通せしめず。街市に填滿し隱伏を伺察せしむ。凡見聞する所、皆歸りて之を報せしむ。清盛聽きて其言を信じ、淫刑濫罰頗多し。一時之が爲に震攝し、京師の騎乗する者、皆望みて之を避く。○舞姬祇王を寵す、後名娼佛媛といふ者あり、自ら西八條に來りて舞はんと請ふ。淨海怒りて曰く、祇王在

是以遣二人備防閑。我以自身固請幸勿驚怖。清盛大惶惑曰。爲我語。內府吾前途已迫。不復事。事唯卿令之。二人還報重盛謂。家貞等曰。我以權謀救父過。而反傷其心。是人子之道哉。泣然淚下。聽者皆悽惻。既而勞兵士曰。諸君不失期約。信義可嘉。唯嚮有所聞而召事。適得解宜。速罷歸。後勿狃而爲常法。皇聞而垂淚曰。重盛何人。以德報怨。朕願先斯人。終命勁松。彰於寒。貞臣見於國危。其此人之謂乎。清盛

跋扈日甚

嘗造別館於西八條。彈極土木。其第多藝。蓬因號蓬壺。又營別莊于攝津。福原亭。樹風流以窮四時之觀。天下政事一出其手。放濫驕溢。上下苦之。自知有議已者。選童子三百人。以爲耳目。截髮詭服。執梅枝。臂小鳥。翼著赤幟。出入禁門。不通信。姓名填滿街市。伺察隱伏。凡所見聞。皆歸報之。清盛聽信其言。淫利濫罰。頗多一時。爲之震懼。京師騎乘者皆望而避之。○寵舞姬祇王。後有娼佛媛者。自來西八條。請舞淨海。怒曰。閻王在汝。何爲者。佛請不已。遂觀之。美色絕倫。乃逐祇王。祇王泣留和歌一首。而去淨海在群臣子弟前。手抱佛媛而入。後閣佛謝曰。妾欲售者舞也。非願侍枕席。召還祇王。使妾歸家。幸甚。弗聽。後又召祇王爲佛媛。舞祇王慙憤。欲辭。母登白曰。違命則罪及母。

り、汝何爲る者ぞと。佛請ひて已ます、遂に之を觀る。美色絶倫なり。乃祇王を逐ふ。祇王泣いて和歌一首を留めて去る。淨海群臣子弟の面前に在り、手づから佛媛を抱きて後閣に入る。佛愧謝して曰く、妾の售らんと欲する者は舞なり、枕席に侍することを願ふに非ず。祇王を召し還し、妾をして家に歸らしむれば幸甚しと。聽かず。後又祇王を召し佛媛の爲に舞はしむ。祇王慙憤して辭せんと欲す。母登白曰く、命に違はざる罪母に及ばんと。祇王乃西邸に入り、歌を唱して起ちて舞ふ。詞に曰く、佛も本は凡夫なり、凡夫も終に佛と作らんと。佛媛感歎し、後潜に邸を出で、祇王と與に髮を削りて尼と爲り、茅を嵯峨に結ぶ、今の祇王寺是なり。

〔註解〕 彈極、つくしきはむること。●放濫驕溢。我儘勝手を振舞ひをこりせいたくなること。●隱伏。かくれたること。●淫刑濫罰。刑罰宜しきを失ひみだりなること。●淨海。清盛入道して淨海と稱す。●西邸。西八條の屋敷。●佛媛。所謂佛御前といふ

舞姬の名

重盛居常憂懼す。一夜夢に頼朝神に禱りて父の首を斬る、覺めて悲泣す。瀬尾兼康來り謁す、人を屏けて其夢を告ぐ。亦重盛の夢みる所と符す。重盛益感憤す。會子維盛來りて飲酒を命す。貞能酒を行る。重盛貞能をして維盛に太刀を賜はしむ。維盛以爲らく傳家の寶刀小鳥ならんと。既にして視れば乃無文の刀なり。維盛色を失ひ、意に疑ふ、貞能錯繆すと。重盛涙を灑ぎて曰く、汝深く恠むこと勿れ、此大臣葬時に佩ぶる所、家君百歳の後我將に之を佩びんとす。今我思ふ所有り、故に以て汝に與ふと。維盛仰ぎ視ること能はず、飲泣して退く。重盛熊野社に詣りて自ら死を祈る。既にして疾に寢ぬ。會々醫宋より至る。清盛勸めて疾を治せしむ。辭して曰く、命は天の賦する所、治療するも何をか爲さん。若彼に藉りて愈ゆることを得ば、是國に醫無きことを示すなり。況且大臣に位す、私に異域浮浪の客を見る可からず。縱我起たざるも、寧國を辱むるに忍びん

祇王乃入西邸唱歌起舞詞曰
佛本凡夫凡夫終作佛佛感歎
後潛出邸與祇王共削髮爲
尼結茅于嵯峨今祇王寺是也

重盛居常憂懼一夜夢賴朝禱神
斬父首覺而悲泣瀨尾兼康來謁
屏人告其夢亦與重盛所夢
符重盛益感憤會于維盛來命飲
酒貞能行酒重盛使貞能賜維
盛太刀維盛以爲傳家寶刀小鳥
既而視乃無文刀也維盛失色意
疑貞能錯繆重盛灑淚曰汝勿深
恠此大臣葬時所佩家君百歲後
我將佩之今我有所思故以與
汝也維盛不能仰視泣而退
重盛詣熊野社自祈死既而寢
疾會醫至自宋清盛勸令治

やと。清盛強ふる能はず。疾日に篤く、終に起たずして薨す、年四十二。

〔註解〕 小鳥。寶刀の名、平家傳家の寶、源氏の髻切、膝丸などの如し。●無文刀。かぎりなき太刀、即白鞘の刀。

(世に小松殿と稱す、其室中四方各十二の佛像を置き、像ごとに別に長明燈籠を懸け、美女四十八人を妙選し、以て其事に供し、日没に及ぶ毎に、禮讚し畢れば、鉞を撃ちて歌を行らしめ、身中央に坐して之を聴く。時に又稱して燈籠大臣と曰ふ。○讀史贅議重盛を論ず。畧に曰く、規諫の道一端に止らず、或は理以て之を諭し、或は勢以て之を禁じ、或は禍福以て之を畏れしむ。重盛の父に於ける、理論して之を勢禁す。既に一日に非ざれば、今の諫、特禍福の說に藉る有るのみ。今夫閭巷の匹夫、之に示すに當然の理必然の勢を以てすれば、皆悍然として敢て顧す。苟も佛を見れば拜し、應報輪廻の說を聞けば懼る。蓋生死禍福測る可からざるもの存する

疾辭曰命者天之所賦治療何爲
我若藉彼得愈是示國無醫也
況且位大臣不可私見異域
浮浪客縱我不起寧忍辱國乎
清盛不能強焉疾日篤終不起
薨年四十二

世稱小松殿其室中四方各置
十二佛像像別懸長明燈籠妙
選美女四十八人以供其事每
及日没禮讚畢令擊鉞行歌
身坐中央聽之時又稱曰燈籠
大臣○讀史贅議論重盛略曰
規諫之道不止一端或理以
論之或勢以禁之或禍福以畏
之重盛於父理論而勢禁之
既非一日則今之諫特有藉
禍福之說耳今夫閭巷匹夫示
之以當然之理必然之勢則皆
悍然不敢顧苟見佛則拜聞
應報輪廻之說則懼蓋以生死禍

有るを以てなり。重盛以爲らく、此道や以て吾父を化するに足れりと。是に於て經を誦し佛に供し、務めて浮屠の道を修め、買々然として唯父の心の化する能はざるを恐る。獵者獸を逐ふ山の險なるを知らず、漁者魚を捕ふ淵の深なるを知らず。意急にする所有り、其何ぞ其險と深とを顧るに暇あらんや。重盛一心但父を化するの道を知りて、浮屠の荒誕狂妄信するに足るもの無きを知らず。是其事愚夫愚婦の爲に出づると雖も、其心は則ち至情迫切の已むことを得ざるに由る、君子に非ずして何ぞや。且君子は其愚婦愚夫と未だ必しも異らざるなり。古の忠臣孝子股を割く者有り、天に祈る者有り、今より之を睹れば誰か愚なりと謂はざらんや。愚にして忠孝の眞見る。故に重盛の佛を崇ぶは、即愚夫愚婦の心にして、即亦君子の心なり。

〔註解〕 悍然、悍然たけく心あらしき様子。●應報。善惡ともそのむくいありとなす説。●買々然。くらしき様子。

福有不可測者存焉重盛以為此道也足以化吾父矣於是誦經供佛務修浮屠之道賀賀然唯恐父心之不能化獲者遂不不知山為險漁者捕魚不知淵之為深意有所急其何暇顧其險與深哉重盛一心但知化父之道而不知浮屠之荒誕狂妄無足信也是其事雖出于愚夫愚婦之為而其心則由至情迫切之不得已非君子而何哉且君子與愚夫愚婦未必異也古之忠臣孝子有割股者有祈天者自今暗之誰不謂愚哉愚而忠孝之真見矣故重盛之崇佛即愚夫愚婦之心也即亦君子之心也

今視大人之舉動悲懼交至未聞官昇相國者躬擐甲冑況於披髮後乎聞佛說四恩國恩最重知之為人不知為禽獸夫

今大人の舉動を視るに、悲懼交々至る。未だ官相國に昇る者躬に甲冑を擐くを聞かず、況披髮の後に於てをや。聞く佛説に四恩あり國恩最重し、之を知れば人たり知らざれば禽獸たりと。夫吾家は桓武の苗裔なりと雖も、中古以來絶えて顯達する者なし。平將軍の將門を討つも、賞受領に止る。刑部卿得長壽院を造るに及びて、始て昇殿を聽さる、人尙以て過獎と爲す。大人小官より起りて、位人臣を極め、開恩重盛の如きもの資陰を以て明に顯要に居り、一門の采邑殆ど天下に半す、寵榮極れり。今忽隆恩を忘れて皇威を輕蔑せば、鬼神必ず怒りて覆亡せんこと日無けん、重盛深く懼る。今一二首謀を拘へ、罪す可きを罪せば足れり、何ぞ至尊に迫るに至らんや。且大人縱之を爲さんと欲するとも、重盛國恩に背くに忍びず。部下に死士二百の以て法皇を護るに足るもの有り、然りと雖も子を以て父に抗するも亦忍びざる所、曩に義朝父を害す、君命を以てすと雖も悖逆を奈何せん。重盛孝子爲らんと欲すれば不忠たり、忠臣

たらんと欲すれば不孝たり、進退維谷る。言若聽かれざれば、請ふ先重盛を斬れと。

〔註解〕 刑部卿。清盛の父忠盛のこと。●得長壽院。所謂三十三

間堂のこと。●資陰。おかげをいふ。

(史論に曰く、平重盛文武の資を兼ね、將相の器を抱き、平治の亂堅を推き鋭を挫き、庸を戎馬の間に奮ひ、謨を廟堂の上に陳ぬ。蓋祥麟威鳳希世にして一見する者なり。父の不良に遭ひ、心を悉して諫争す。重盛在れば淨海其惡を肆にすることを得ず、君臣倚賴する所あり。重盛没すれば凶虐天に滔り、宮闕震驚すること、知者を待ちて後之を知らざるなり。此一人の身にして天下の安危に係る。豈晉の士燮畏慎死を祈るに倣ふ可けんや、誠に已むを得ざるなり。父子は天屬の親、三諫して聽かれざれば號泣して之に隨ふ。重盛既に兵を以て諫む、一だも甚しと謂ふ、其再すべけんや。故に寧速に死するも、坐して其覆亡を視るに忍びず、其志も亦悲むべし。○

吾家者雖桓武之苗裔、中古以來絶無顯達者、平將軍之討將門、賞止受領、及刑部卿造得長壽院、始聽昇殿、人尙以爲過獎、大人起自小官、位極人臣、闇愚如重盛、以資陰叨居顯要、一門采邑殆半天下、寵榮極矣、今忽忘隆恩、輕蔑皇威、鬼神必怒、覆亡無日、重盛深懼焉、今拘一二首謀、罪可罪而足矣、何至迫至尊哉、且大人縱欲爲之、重盛不忍背國恩、部下有死士二百、足以護法皇、雖以子抗父、亦所不忍、曩義朝害父、雖以君命、奈悖逆、何重盛欲爲孝子、則爲不忠、欲爲忠臣、則爲不孝、進退維谷、言若不聽、請先斬重盛。

史論曰平重盛兼文武之資抱將相之器平治之亂摧堅挫銳奮庸戎馬之間一見者也遺蓋祥麟或鳳希世而一見者也遺父不其心諫爭重盛在則淨海不待肆其惡而君臣有所倚賴重盛沒則凶虐滔天宮闈震驚不待智者而後知之此一人之身而係天下之安危豈可效晉士燮長憤死諫誠不聽則號泣而隨之重盛既以兵諫一之謂甚其可再乎故寧速死而不忍坐視其覆亡其志亦可悲矣○讀史偶論重盛略曰議者謂重盛以兵諫父是襲重盛故智也豈人子所宜為哉予謂重盛之事與襲重盛不同重盛君蓋不白刃脅之無乃犯君臣之分哉重盛異于此清盛欲幽上皇是悖逆之甚者重盛雖諫止猶恐卒然舉兵向闕故聚師旅威之出于不測已其至誠惻愴有感動人者故清盛收手天子感泣以為至德固與襲重盛輕重相懸議者概論之亦已誤矣

讀史偶論重盛を論ず。略に曰く、議者謂らく重盛兵を以て父を諫む、是襲重盛の故智を襲ふなり、豈人子の宜しく爲すべき所ならんやと。予謂らく、重盛の事襲重盛と同じからず。君を諫むるは蓋楚王一時の過に過ぎず。而も憫然白刃を以て之を脅す、乃君臣の分を犯す無からんや。重盛は此に異り、清盛上皇を幽せんと欲す、是悖逆の甚しき者なり。重盛諫止すると雖も、猶卒然として兵を擧げて闕に向ふを恐る。故に師旅を聚めて之を威す、萬已むことを得ざるに出づ。其至誠惻愴人を感動する者有り。故に清盛手を收め、天子感泣して以て至徳と爲す。固より襲重盛と輕重相懸る。議者概して之を論ずるも亦已に誤れり。

〔註解〕 祥麟威鳳、麒麟鳳凰の如き聖賢なること。●晉士燮。襲舉。

卷之五終

卷之六

無題歌

贈正三位左近衛中將楠正成

楠正成河内人左大臣橘諸兄之裔也。羅山文集曰橘諸兄敏達帝六世之孫美奴王子也後爲左僕射。諸兄居井手故世號井手左大臣。初左僕射之爲葛城大君也。侍帝傍會薦橘于帝取其果而與諸兄且作倭歌以祝之。因賜姓橘氏世居金剛山西舍多楠樹。因以爲氏父正康母某氏禱志貴山。生正成。三忠傳曰岐巖好學善譚論第十二從父擊矢尾別當顯幸直進斬敵十

皇朝靖獻遺言

卷之六

無題歌

贈正三位左近衛中將楠正成

楠正成は河内の人、左大臣橘諸兄の裔なり。(羅山文集に曰く、橘諸兄は敏達帝六世の孫、美奴王子の子なり。後左僕射と爲る。諸兄井手に居る、故に世の井手左大臣と號す。初左僕射の葛城の大君と爲るや、帝の傍に侍す。會々橘子を薦む。帝其果を取りて諸兄に與へ、且倭歌を作りて以て之を祝す、因りて姓を橘氏と賜ふ。橘氏の鼻祖なり。)世金剛山の西に居る。舍に楠樹多し、因りて以て氏と爲す。父正康、母某氏、志貴山に禱りて正成を生む。(三忠傳に曰く、正成生れて岐巖、學を好み譚論を善くす。年十二、父に従ひて矢尾別當顯幸を撃ち、直進して敵を斬る。十六矢尾の兵數百騎を卻け、首

六卻矢尾兵數百騎斬首十七級及長撫民以仁厲士以義人皆樂爲之用每戰山神毗沙門也以故小字曰多門元弘元年帝避北條高時兵幸笠置寺津阪孝綽註曰帝怒北條高時時遣二階堂貞藤率兵三千西上圖行廢立詰朝將遷車駕於六波羅八月廿四日帝奉神器夜潛遁如南都廿七日遂幸笠置山下詔徵大和河內伊賀伊勢之兵赴難

四方少勤王者帝頗憂之適夢紫宸殿前有十大樹南枝最榮樹

を斬ること十七級。長するに及び民を撫するに仁を以てし、士を厲すに義を以てす。人皆之が用を爲すを樂み、戰ふ毎に功を樹つ。世稱して日本無雙と曰ふ。山神は毘沙門なり。故を以て小字を多門と曰ふ。元弘元年帝北條高時の兵を避けて笠置寺に幸す。津阪孝綽註して曰く、帝北條高時の跋扈を怒り、潜に之を誅滅せんと謀り、事泄る。高時二階堂貞藤を遣し、兵三千を率ゐて西上し、廢立を行ふことを圖り、詰朝將に車駕を六波羅に遷さんとす。八月廿四日帝神器を奉じ、夜潜に遁れて南都に如き、廿七日遂に笠置山の下に幸し、詔して大和河内伊賀伊勢の兵を徵して難に赴かしむ。

〔註解〕 志貴山。大和國生駒郡平野村に在り、毘沙門天を祀る。

●岐疑。人にすぐれたること。●三忠傳。安東守傳著する所、正

成、清麿、鎌足三忠臣の傳。

四方勤王者少く、帝頗之を憂ふ。適夢に紫宸殿前に十大樹有り、南枝最榮ゆ。樹下に南面の座を設け、百官班列す。忽二卯角有

下設南面座百官班列忽有二卯角來跪指座泣奏普天之下無所不容聖體唯此座可坐也覺而自占木傍南楠意將有楠氏者出俾朕再正南面位也召寺僧快元問之對以正成帝謂所夢殆是遺藤原藤房徵之正成即詣行在帝使藤房傳命曰卿應命即至允足深嘉今日之事一以煩卿卿其有何策以決廟勝詳陳其所見正成對曰逆賊暴虐自取禍譴天討所加莫不勝也但東夷之性勇而無

り來り跪きて座を指して泣きて奏す、普天の下聖體を容る、所無し、唯此座のみ以て座す可しと。覺めて自ら占ふに、木南に傍ふは楠なり。意ふに將に楠氏なる者有り出で、朕をして再南面の位を正さしめんとすと。寺僧快元を召して之を問ふ、對ふるに正成を以てす。帝謂らく、夢むる所殆ど是なりと。藤原藤房を遣して之を徵さしむ。正成即行在に詣る。帝藤房をして命を傳へしめて曰く、卿命に應じて即至る、允に深く嘉すに足れり。今日の事一に以て卿を煩す、卿其何の策有りてか以て廟勝を決せん、詳に其見る所を陳せよと。正成對へて曰く、逆賊暴虐自ら禍譴を取る、天討加はる所勝たざる莫きなり。但東夷の性勇にして謀無し。若力を以て争はば武藏相摸の兵天下敵無けん、謀を以て之を屈せば興し易きなり。然も成敗は兵家の常事、或は小劔に遇ふとも、願はくは聖慮を煩はすこと勿れ。苟も臣有り存せば何を濟らざるを患へんやと。辭して歸り赤阪に城く。方二町可、三面は平地、河内、金剛山の西

謀若以力爭則武藏相摸之兵天下無敵焉以謀屈之則易與也然成敗兵學常事或遇小敵願勿煩聖慮有臣存何患不濟辭歸城赤阪方可二三面平地在河內金剛山西守者僅五百人取民儲以充兵食若行在失守將迎駕於此也

板築方華而高時大佛貞直等十餘萬已攻陷笠置京都六波羅鎮將益遣檢斷使糟谷宗秋驛田通倫率諸兵圍笠置城堅不拔高時遣大佛貞直足利高氏等將關東兵至進攻不能克陶山

麓東條川の西岸に在り守る者僅に五百人、民儲を取りて以て兵食に充つ。若行在守を失は、將に駕を北に迎へんとす。

〔註解〕 牛角。あげまきの子供。●小岨。小さな戦敗。

板築方に畢り高時大佛貞直等十餘萬已に攻めて笠置を陥る。(京都六波羅の鎮將北條仲時、北條時益、檢斷使糟谷宗秋、隅田通倫を遣し諸國の兵を率ゐて笠置を圍ましむ。城堅くして拔けず。高時大佛貞直、足利高氏等を遣し關東の兵を將ゐて至らしむ。進み攻めて克つこと能はず。陶山義高、小見山氏眞兵五十餘人を率ゐ、飛鳥路村氏を以て導と爲し、北のかた觀音谷より藤葛に縋りて以て上る。會夜雨ふり、暗きこと甚密なり。巡夜卒の後に隨ひ諸營を周觀す。呵問する者有れば、輒答へて曰く、巡夜すと。更るかはる守者を戒めて過ぎ、行殿の傍に至り、火を縱ちて誼噪す。外兵以て内叛有りと爲し、鼓噪して相應じ、聲山谷に震ふ。官軍驚潰す。帝潛に圍を出で將に赤阪に幸せんとし、高間山に至る。貞直等追ひて帝を獲たり、時に九月

義高小見山氏眞率兵五十餘人以飛鳥路村民爲導北從觀音谷總藤葛以上會夜雨暗甚密隨巡夜卒後周觀諸營有呵問者輒答曰巡夜更戒守者而過至行殿傍縱火誼噪外兵以爲有内叛鼓噪相應聲震山谷官軍驚潰帝潛出圍將幸赤阪至高間山貞直等追獲帝時九月廿八日也仲時等以兵擁車駕赴京都幽于六波羅親乘王公卿以下分拘于諸將家乘勢奄至城下正成先遣弟正季及和田正遠以兵三百伏城側山中敵衆視城小易之曰直

用隻手提去耳輒薄陣急攻城兵亂射雨注殺傷千餘人敵驚沮而退脫甲解鞍爲下營計正季等敵之分兵爲二鼓譟而進

廿八日なり。仲時等兵を以て車駕を擁し、京師に赴き、六波羅に幽し、親王公卿以下分ちて諸將の家に拘ふ。勢に乗じて奄ひて城下に至る。正成先弟正季及和田正遠を遣し、兵三百を以て、城側の山中に伏す。敵衆城の小なるを視て之を易りて曰く、直に隻手を用つて提げ去らんのみと。輒ち陣に薄り、急に攻む。城兵亂射雨注し、千餘人を殺傷す。敵驚沮して退き、甲を脱し鞍を解き、營を下すの計を爲す。正季等之を瞰、兵を分ちて二と爲し鼓噪して進む。城兵鋒を連ねて突出し、勢を合せて奮撃す。敵狼狽して走り、器械鞍馬委棄して路に載つ。

〔註解〕 巡夜。よまはり。●驚沮。おどろきて氣はゞむ。●狼狽。あわてる。

尋いで來り攻むること數重、正成豫め索を外牆に懸けて、其四面争ひ登るを俟ちて索を斷つ。敵牆に隨ひて顛す。因りて連に巨木石を投じ七百餘人を壓殺す。敵更に楯を蒙りて競ひ進み、鐵塔もて陣

城兵連鋒突出合勢奮擊敵狼狽而走器械鞍馬委棄載路

尋復來攻圍數重正成豫索懸外牆一俟其四面爭登而斷索敵隨牆顛因連投巨木石壓殺七百餘人敵更蒙橋競進鐵搭鈎陣殆壞城中乃以長柄杓沃沸湯敵皆傷爛自是退守營柵計持久以困之初正成築城倉卒儲糧不多至是謀於衆曰我數有利而賊勢不挫內乏資糧外無救援欲率先天下以建功

に鈎し殆ど壞る。城中乃長柄杓を以て沸湯を沃ぐ、敵皆傷爛す。是より退いて營柵を守り、久しきを持して以て之を困めんと計る。初正成城を築く、倉卒にして儲糧多からず。是に至りて衆に謀りて曰く、我數利有りて賊勢挫けず。内資糧に乏しく、外救援無く、天下に率先して以て功業を建てんと欲する者、死だも固より願ざるに在り。然りと雖も事に臨みて懼れ、謀を好みて成すも亦智士の尙ぶ所なり。我今陽死せば敵必ず引き歸らん、歸らば復衆を聚めて出で戦はん。我逸して彼勞す勝を制するの道なりと、衆皆之を然りとす。即夜風雨晦冥咫尺辨せざるに會す。正成二大坑を爲り、墳むるに死屍を以てし、薪を上につ積み、二卒を留めて戒めて曰く、我行くことの遠きを俟ち、火を放ちて城を焼け。乃衆と與に三五件を分ち、潜に敵營を過ぎて行く。敵之を覺らず。火起るに及び争ひて城に入り、坑中の焚屍を見、以て正成信に死すると爲し、兵を引いて關東に旋る。正成乃金剛山に匿る。北條仲時、時益、湯淺定佛を

して赤阪を守らしむ。

〔註解〕 陽死。死んだまねをする。●即夜。其晩。●咫尺。すぐそば。

樂者死固在不願也雖然臨事而懼好謀而成亦智士之所爲焉我今陽死賊必引歸復聚衆出戰我逸彼勞制勝之道也衆皆然之即夜會風雨晦冥咫尺不辨正成爲二大坑填以死屍積薪于一留一卒戒曰候我行遠放火燒城乃與衆三五分行潛過敵營而行敵不之覺及火起爭入城見坑中焚屍以爲正成信死引兵旋于關東正成乃匿于金剛山北條仲時時益湯淺定佛守赤阪

二年車駕西のかた隱岐に狩し、三月七日帝京師を發す。高時兵を置いて防衛す。所在の官軍皆解く。正成兵五百を以て出で、赤阪を攻む。定佛領邑の民に命じ夜糧米を輸す。正成謀知し、邀へて之を奪ひ、更に戎具を苞みて米の狀の如くし、卒三百をして陽に輸夫の爲せしめ、擔して城中に致し、別に兵を出し追撃の狀を爲さしむ。城中望見して以て輸夫敵の爲に追はるゝと爲し、乃門を開いて之を納る。既に入りて、甲を披りて噪叫す、外兵之に應じて折關並攻む。定佛遂に降伏す。正成其兵を併せて和泉と河内を徇へ、進みて渡邊橋に屯し京畿大いに擾る。仲時時益隅田通路、高橋宗康を遣し兵五千餘を將りて來り攻む。正成二千人を分ち、三と爲し、天王寺の側に伏し、弱卒三百もて橋を守らしむ。皆羸馬細轡し戦ふに及びて輒

二年車駕西狩。隱岐。三月七日。師四月二日車駕至。帝發。京隱岐。高時置兵防衛。所在官軍皆解。正成以兵五百。出攻赤阪。定佛命。領邑民。夜輸糧米。正成謀知。邀而奪之。更苞戎具。如米狀。使卒三百。陽爲輸。夫擔致。城中。別出兵爲追擊之狀。城中望見。以爲輸。夫爲敵所追。乃開門。納之。既入。被甲。諷叫外兵。應之。折關。並攻。定佛。遂降。伏正成。併其兵。徇和泉河內。進屯渡邊橋。京畿。大擾。仲時益遣隅田通治。高橋宗康。將兵五千餘。來攻。

走りて敵を誘ひて窮追す。天王寺を過ぐる。比伏兵並起り敵大敗し、退きて橋に至り人馬擁溺し、死する者無數なり。

〔註解〕 羸馬細轡。わざと悪き馬を用ひ、轡の代りに繩を用ひて弱きを示して敵を誘ふ。●擁溺。相抱きあひて水に溺るゝこと。月を逾えて仲時益又宇都宮公綱を遣し、兵五百を以て來り攻む。和孫三郎正成に謂ひて曰く、隅田高橋五千の兵我已に之を破れり。此新勝に乗じて以て公綱を挫かば、何の難きことか之れ有らん、請ふ兵を出して逆撃せんと。正成の曰く、兵は和に在りて多きに在らず。公綱は阪東の驍將、従ふに紀清兩黨を以てす。是役や敗衄の餘を承け、僑軍孤進す、志必死に在らん。我をして能く拒がしむるとも、亡ふ所も亦多からん。天下の事豈今日のみに止らんや、宜しく士の力を愛みて以て後舉を圖るべし。我彼に一籌を輸し引退すること數日、奇を出して之を誑かば阪東慄急の士氣索きて去らん。謂はゆる小敵を見て怯れ、大敵を見て勇に戦はずして人の兵を屈する者

正成分二千人。爲三伏。天王寺側。弱卒三百守。橋。羸馬細轡。及戰。輒走誘。敵窮追比。過。天王寺。伏兵並起。敵大敗。退至。橋。人馬擁溺。死者無數。

逾。月。仲時益又遣。宇都宮公綱。以兵五百。來攻。和田孫三郎。謂正成。曰。隅田高橋五千之兵。我已破之。乘此新勝。以挫公綱。何難之有。請出。兵。逆擊。正成。曰。兵在和。不。在多。公綱。阪東驍將。從以。紀清兩黨。是役。承。敗衄之餘。僑

なりと陣を棄て、卻く。居ること數日、卒三百及民兵數千を遣し、大に炬火を燃し山澤に星布す。此の如きこと連夜、滋多くし。滋逼る。公綱兵を勒して嚴に備へ、其衆の日に盛なるを意ひ、終に潜に引き還る。

〔註解〕 一籌。籌は物を算ふにめで、一步を退くことをいふ。●慄急。つよくしてはやし故に長つゞきはせぬなり。

正成復天王寺に入り、僧徒に請ひて上宮太子の未來記を觀る。其文に曰く、人皇九十五代に當りて天下一たび亂れ、主安からず。此時東魚來りて四海を呑み日西天に没すること三百七十餘日。西鳥來りて東魚を食ふ。其後海内一に歸すること三年、獼猴の如き者天下を掠むること三十餘年、大凶變じて一元に歸せんと。正成悦びて曰く、讖文に謂はゆる人皇九十五代とは即今上なり。東魚四海を呑むとは相摸入道是なりと。(高時相摸守と爲り薙髮して宗鑑と號す、世因りて相摸入道と稱す。時俗佛に溺れ、官人髡染する者多し。

軍孤進志在必死、使我能拒、所
 亡亦多天下之事、豈止今日、宜
 愛士力、以圖後舉也、我輸、彼
 一籌、引退數日出、奇詭之則、阪
 東、懷急之士、氣索而去矣、所謂見
 小敵、怯見大敵、勇不戰而屈、
 人之兵、者也、棄陣而卻居、數日
 遣卒三百及民兵數千、大燃炬
 火、星布山澤、如此連夜、滋多滋
 逼、公綱勒兵嚴備、意其乘日盛、
 終潛引還

正成復入天王寺、請僧徒觀
 上宮太子未來記、其文曰、當人皇

稱して入道と曰ふ。高時既に入道と爲り、群下争ひ慕ひて之に效ひ、圓頂の者府廷に盈つ。西鳥東魚を食ふとは當に兵を起して關東を滅すの人有るべし。日西天に没すること三百七十餘日とは上の隱岐に在るを指す、關に歸りて正に反る當に明年の春に在るべしと。(世俗傳へ道ふ天王寺に厩戸王の識記有り闕して傳ふと。)因より金裝刀を以て僧に與へ、益士卒を優厚し、暴掠を禁止し、遐邇望を屬し、兵勢彌張る。

〔註解〕 上宮太子。聖德太子即厩戸皇子のこと。●彌猴。さる。

●識文。未來記。●薙髮。頭を剃ること。●圓頂。頭の圓きもの、
 ●反正。天子の御位に復にること。●遐邇。遠近といふに同じ。
 尋いで金剛山に還り干劍破に築きて之に據り、平野將監をして赤阪を守らしむ。高時復大に兵を發し、二階堂貞藤を遣し兵部卿護良親王を吉野に圍ましむ。大佛貞直干劍破を攻め、阿曾時治赤阪を攻む。將監拒守すること旬餘、暗渠有りて敵の泄す所と爲る。時に又久し

九十五代天下一亂而主不安此
 時東魚來吞四海日没西天三
 百七十餘日西鳥來食東魚其後
 海內歸一三年如彌猴者掠天
 下三十餘年大凶變歸一元正
 成悅曰識文所謂人皇九十五代

即今上也東魚吞四海相模入道
 是也高時爲相模守薙髮號宗
 鑑世因稱相模入道時俗
 溺佛官人多髡髮者稱曰入
 道高時既爲入道群下争慕效
 之圓頂者西鳥食東魚當有下
 起兵滅關東之人日没西天
 三百七十餘日指上在隱岐歸
 闕反正當在明年春世俗傳

く旱し、兵士渴に困む。敵仍りて火箭を以て樓櫓を焚き、將監力盡きて降り、六波羅に送りて之を斬る。會貞藤吉野を陥れ、護良南走す。貞藤時治の兵と悉く干劍破に集り、軍勢大に熾なり。

〔註解〕 暗渠。地中に掘りたる道。

城東西谷に臨み南北峰に蔽はれ、斗拔數十仞、周一里可、敵其衆を待み蟻附して急に攻む。城中大に矢石を發して之を拒ぐ。敵死傷算無く、吏十二人をして之を注せしむるに、三日夜にして書すること絶たす。乃軍中をして擅に進むことを禁せしめ、營を安じて環守す。城に泉五道有り、早すと雖も涸れず、正成大槽數百を作りて水を貯へ、毎日五解許を得。洎むるに黄土を以てして其性を養ひ、又雨ふる毎に屋溜を槽に引く、水常に足ることを得たり。敵其外に汲むを疑ひ、名越越前守某の兵三千をして東溪を守らしむ。正成伺ひて守者の稍怠るを知り、拂曉兵を出し、撃ちて之を走らし、其旗幕を獲て翌日之を城上に張り、呼びて曰く、此昨日名越殿の遺す所、

寺有_二藏戸王_一識 因以_二金裝刀_一與
記_二閣而傳焉 僧益優_二厚士卒_一禁_二止暴掠_一還
還師_二望兵勢彌張

尋還_二金剛山_一築_二千劍破_一據_レ之
使_二平野將監守_一赤阪_一明年高時
復大發_レ兵遣_二二階堂貞藤_一圍_二兵
部卿護良親王於_二吉野_一大佛貞直
攻_二千劍破_一阿曾時治攻_二赤阪_一將
監拒守旬餘有_二暗渠_一爲_二敵所_一泄
時又久旱兵士困渴敵仍以_二火箭_一
焚_二樓櫓_一將監力盡而降送_二六波
羅_一斬_レ之會貞藤陷_二吉野_一護良南
走貞藤與_二時治兵_一悉集_二千劍破_一

部下の人を煩す、願はくは來りて之を取れと。越前守愧忿し、五
千の兵を率ゐ、營を抜きて進み薄る。城兵巨木を下す。仍りて大に
發射し、死傷略盡く。敵其機に服す。(史論に曰く、正成の兵を用ふ
る機を決し勝を制する孫吳に髣髴たり。而も忠勇壯烈殆ど唐の張巡
に相似たり。巡雍邱を出で、睢陽を守り、正成赤阪を去りて千劍破
に據る、皆孤墉に嬰りて賊の喉牙を鯁ぐ。韓愈の謂はゆる千百盡く
るに就たるの卒を以て、百戰日に滋すの師と戦ひ、寡を以て衆を
撃ち奇を出して窮ること無きもの。)益々持久の計を爲す。

〔註解〕 蟻附。ありのつきたる様にべつたりと城につくこと。●
屋溜。あまだれ。●張巡。唐の玄宗の時安祿山の叛する張巡許遠
を輔けて睢陽の城を守る事頗る正成の千劍破を守るに似たり。●
孤墉。孤城といふがごとし。●韓愈。字は退之唐第一の文章家著す
る所に張巡傳後に書すと題する文あり以下引く所は其文中の語。
正成乃藁人數十を縛し、甲を被り兵を持せしめ、夜城外に置き、

軍勢大熾

城西臨_レ谷南北蔽_レ峰斗拔數十
但周可_二一里_一敵恃_二其衆_一蟻附急
攻城中大發_二矢石_一拒_レ之敵死傷
無_レ算令_二吏十二人注_レ之三日夜
不_レ絕書乃令_二軍中禁_一擅進_一安
營環守城有_二泉五道_一雖_レ旱不
涸正成作_二大槽數百_一貯_レ水每日
得_二五斛許_一汨以_二黃土_一養_二其性
又每_レ雨引_二屋溜於槽_一水常得_レ足
而敵疑_二其外汲_一令_二名越越前守
某兵三千守_二東溪_一正成伺知_二守
者稍怠_一拂曉出_レ兵擊走_レ之獲_二其

壯士五百潛に其下に蔽れ、味爽鼓噪して敵を誘ひ、敵の來り撃つを
伺ひ、略數箭を發し遂巡して城に入らしむ。時方に霧昏、敵衆曉
らず、競ひて藁人に赴く。城上乃連に巨石を下し八百餘人を殺
傷す。(圍城日久しく賊軍酒を置き妓を召きて間を消し、賊博戯して
妓を争ひ、忽紛争を生じて相刺して死す。其屬二百餘人亦相戦ひて
死す。其陣城櫓の下に在り、城兵下瞰し大呼して曰く、君に叛くの
賊自天誅に伏すと。同聲大に罵り、大に笑ひしと云ふ。)敵飛橋を
爲り、騰入せんと欲す。城中火炬を叢擲し、唧筒もて油を灌ぐ。橋
燒斷し、敵深谷に陥りて焚死するもの數千人。會々近郡の民兵、護
良親王の令を奉じ、敵の糧道を截ち、敵中大に困みて逃亡相繼ぐ。
〔註解〕 味爽。夜のひら／＼あけ。●遂巡。あとしざりをするこ
と。
仲時時益又宇都宮公綱を遣し高直を助けしむ。公綱手兵千人を以て
疾く攻む。拔くこと能はず。會々帝名和に幸す。(帝忠顯をして岸に

旗幕一翌日張之城上呼曰此昨日名越殿所遺煩部下人願來取之越前守愧忿率五千兵拔營進薄城兵下巨木仍大發射死傷略盡敵服其機史論曰正成之勝勢髣髴孫吳而忠勇壯烈殆與唐張巡相似也巡出雍邱守之唯陽正成去赤阪據千劍破皆嬰孤墉餓賊喉牙韓愈所謂以千百就一之卒戰百萬日滋之師也以寡擊衆出奇無窮益成持久之計

登り、途人に豪族の倚る可き者を問ふ。答ふるに長高を以てす。忠顯乃其家に踵る。家方に宴す。忠顯直に入りて詔を傳ふ。長高未だ答へず。長重進みて曰く、人の重する所は名のみ、今忝く帝者の自托を受く。事成否と無く、皆以て大名を天下に揚ぐるに足ると。長高乃意を決して帝を船上山に奉ず。諸將攻めて六波羅に克ち、敵皆圍を解きて去り車駕闕に歸る。正成乃兵七千を率ゐ、迎へて兵庫に謁す。帝親ら之を勞して曰く、大事の速に成るは一に卿の效す所なりと。正成謝して曰く、陛下の威靈に頼らば、臣曷ぞ賊の圍を出で、復今日有ることを得んと。詔して前驅して京師に入らしむ。後高直等餘衆を擁して南都に在り、京師を犯さんことを謀る。正成左近衛中將源定平に副とし討ちて之を降す。建武元年、僧憲法を飯盛山に討ちて之を平げ、功を以て檢非違使左衛門尉と爲り、攝津河内の守護に任ず。二年義貞東のかた足利尊氏を討つ、正成諸將と留りて京師を守る。

正成乃縛薬人数十二被甲持兵夜置城外壯士五百潛敵其下味爽鼓譟誘敵向敵來擊略發數箭透巡入城時方昏敵衆不

曉競赴一藁人一城上乃連下二巨
 石一殺一傷八百餘人一圍城日久賊
 妓消一聞賊博戲爭一技忽生一紛
 爭一相刺而死其屬二百餘人亦相
 戰而死共陣在二城櫓下二城兵下瞰
 大呼曰叛君之賊自伏二天誅一同
 聲大罵敵爲一飛橋一欲一騰入一城中
 叢一擲火炬一唧筒灌一油橋燒斷敵
 陷一深谷一焚死數千人會近郡民兵
 奉一護良親王之令一截一敵糧道一敵
 中大困逃亡相繼
 仲時益又遣一宇都宮公綱一助一
 高直一公綱以一手兵千人一疾攻不
 能一拔會帝幸二名和一帝令三忠顯登
 蒙族可倚者一答以二長高一忠顯乃
 踵一其家一蒙族方宴忠顯直入傳一詔

〔註解〕 忠顯。千種中納言のこと。●飯盛山。河内國北河内郡四
 條村大字北條の東、建武元年僧憲法北條の餘衆を集めて之に據る。
 延元元年尊氏關を犯す。正成兵五千を以て宇治を禦ぐ。尊氏の兵大
 渡を攻む。(淀川木津川を受く、其下を大渡と曰ふ。京に趨くの要津
 なり。)官軍敗績す。帝延曆寺に幸す。(車駕叡山に幸す。賊京師に入
 り、火を放ちて宮闕を燒く。)正成乃諸將と行在を守り、義貞結城
 宗廣、名和長年等と京師を攻む。(結城宗廣奥の白河より兵を率ゐて
 鎮守府大將軍北畠顯家に從ひ、義良親王を奉じて難に赴く。鎌倉
 に至る比、尊氏既に西のかた程を兼ねて追躡して入りて援け、義貞
 正成長年等と賊將細川定禪を三井寺に撃ちて之を走らせ、追うて
 京師に入り、急に尊氏を攻む。)敵兵五萬に出雲路に遇ふ。正成楯數
 百枚を辨じ、敵に遇ひて馳突し、乃鐵勾もて相連ね、蔽ひて以て射
 を發し、退きて輒ち精騎を縦ちて之に乗ず。敵披靡して卻く、是日
 諸軍捷を獲、尊氏西走す。

長高未_レ答長重進曰人之所_レ重名而已矣今_レ受_二帝者自托_一事無_二成否_一皆足_二以揚_二大名於天下_一諸長高乃決_レ意奉_二帝于船上_一諸將攻克_二六波羅_一敵皆解_レ圍去車駕歸_レ關正成乃率_二兵七千_一迎謁_二于兵庫_一帝親勞_レ之曰大事速成一卿所_レ效正成謝曰不_レ賴_二陛下威靈_一臣曷得_レ出_二賊圍_一復有_二今日_一詔前驅入_二京師_一後高直等擁_二餘衆_一在_二南都_一謀_レ犯_二京師_一正成副_二左近衛中將源定平_一討而降_レ之建武元年討_二僧憲法于飯盛山_一平_レ之以功爲_二檢非違使左衛門尉_一任_二攝津河内守護_一二年義貞東

〔註解〕大渡。淀川の渡なること本文註する所の如し。日暮に遇ひ、正成義貞に謂ひて曰く、今日賊を破り殺獲幾も無し。而も尊氏の適く所を知らず。此少衆を以て京師に頓留せば、恐らくは士卒の財を貪り、四出して收らざらんことを。豈反襲の虞前日の事の如くなること無きを得んや。且勝機に乗せば、後恐らくは制し難からん。軍を旋して力を養ひ、一舉して之を數千里の外に驅るに若くは莫しと。義貞之に従ひて引き還し、尊氏復京師に入る。翌日正成僧數十人を戰場に遣し、歴く死屍を索めしめ、詐りて泣きて曰はしむ、昨新田北畠楠_二氏等の七將戰歿す_一。將に爲に骸を求めて收葬せんとすと。敵聞きて以て信を爲し、乃屍首義貞正成に似たる者を取りて之を梟す、善く哭する者を以て見ゆる者有り、正成養ひて以て士と爲す。人皆之を笑ふ。是に至りて髡して僧と爲し、衆僧をして俱に哭泣せしむるに甚悲し。人異みて之を問ふ。輒曰く、昨日北畠新田等の諸公戰歿す。吾楠も亦亂兵に害せらるゝと聞き、冀

討_二足利尊氏_一正成與_二諸將_一留_二衛_二京師_一

延元年尊氏犯_レ關正成以_二兵五千_一禦_二宇治_一尊氏兵攻_二大渡_一川受_二木津川_一其下曰_二大官軍敗績_一渡_二趨_二京之要津也_一帝幸_二延曆寺_一入_二京師_一放_レ火燒_二關_一正成乃與_二諸將_一守_二行在_一與_二義貞結城宗廣名和長年等_一攻_二京師_一結城宗廣自_二奥之白河_一率_二兵師_一從_二鎮守府大將軍北畠顯家_一奉_二義貞親王_一赴_レ難比_二至_二鎌倉_一尊氏既西兼_レ程追躡入_二援與_二義貞_一正成長年等_一擊_二賊將細川定禪于三井寺走_レ之追入_二京師_一急攻_二尊氏_一遇_二敵兵五萬于出雲路_一正成辨_二楯數百枚_一遇_レ敵馳突乃鐵勾

くは屍を索めて之を收めんとすと。涙下りて已まず、慘槍人を動す。是に於て敵以て信と爲し、稍兵備を撤す。

〔註解〕反襲。逆襲すること。

是に於て正成諸將と軍を潜め、夜發し、別に卒を遣し炬を持し山に遵ひて西行せしめ、綿々相屬す。敵軍望み見て尊氏に告げて曰く、官軍將領を失ひ、今皆亡げ去ると。尊氏兵を遣して諸道に要せしめ、餘衆復警備せず。詰旦正成等進みて京師に入り、火を放ちて掩撃す。敵軍驚き敗れ、尊氏竟に西に走り、器甲を遺棄して路を蔽ふ。正成遂に諸將と追ひて豊島河原に至り、足利直義と戦ふ。正成兵を引いて敵の後に出づ。直義戦はずして退き、尊氏と海に航して遁る。夏尊氏直義大兵を引いて水陸並び東す。義貞之を兵庫に拒ぐ。正成に詔し往いて助けしむ。

〔註解〕將領。大將のこと。遺棄。すて、ゆく。正成奏して曰く、賊九州を收む、軍勢必ず昌熾ならん。我が疲兵を

相連蔽以發射退輒縱精騎乘
 之敵披靡而卻是日諸軍獲捷尊
 氏西走
 遇日暮正成謂義貞曰今日破
 賊殺獲無幾而不尊氏所適
 以此少衆頓留京師恐士卒食
 財四出不收豈得無反襲之虞
 如前日事耶且敵乘勝機後恐
 難制莫若旋軍養力一舉驅
 之數千將外也義貞從之引還尊
 氏復入京師翌日正成遣僧數
 十人于戰場歷案死屍詐泣曰
 昨新田北畠楠氏等七將戰歿將

以て恐らくは當ること能はざらん。宜しく義貞を召し還し車駕蹕を
 山門に移すべし。賊を縦ちて京師に入らしめ、臣は河内に還りて畿縣
 の兵を招聚し、河道を塞ぎ糧運を絶ち、其疲散するを待ち、然る後
 に前後齊しく進まば、一舉して斃す可し。義貞の計を揣るに、亦
 復此に及ばん。但戰はずして退くは物議に及ばんことを、故に輒ち
 歸らざるのみ。夫戰は始或は負くと雖も、終の利あらんことを
 欲す。請ふ重思を加へよと。藤原清忠謂へらく、宜しく速に正成を
 遣し戰を都外に決せしむべしと。帝其言に従ふ。正成即五百騎
 を以て道に上り、櫻井驛に至り、賜ふ所の寶刀を以て正行に與へ、河
 内に還らしむ。正行時に年十一なり。正成之を河内に歸らしめ、之
 を誡めて曰く、汝幼と雖も已に十歳を過ぎたり。猶能く吾言を
 記せん。今日の役は天下安危の決する所、意ふに吾復汝を見ざらん。
 汝吾已に戰死すと聞かば、天下盡く足利氏に歸すること知る可し。
 慎みて禍福を計較して利に嚮ひて義を忘れ、以て乃父の忠を廢する

爲ニ求レ該收葬ニ敵聞以爲信乃取
屍首似ニ義貞正成ニ者ト鼻レ之有
善哭者ニ見者ト正成養以爲士人
皆笑レ之至是辨爲信令ニ衆僧
俱哭泣甚悲人異而問之輒曰昨
日北畠新田等諸公戰歿聞吾桶亦
爲亂兵所害冀索レ屍收レ之泣
下不レ已慘愴動人於是敵以爲
信稍撤ニ
兵備

於レ是正成與諸將潛軍夜發別
遣卒持炬遵レ山西行綿綿相屬
敵軍望視告尊氏曰官軍失ニ將
領今皆亡去尊氏遣兵要諸道
餘衆不復警備詰旦正成等進
入京師放火掩擊敵軍驚敗尊
氏竟西走遺棄器甲蔽路正成

皇朝靖獻遺言

こと勿れ。苟も我の族隸にして一人の存する者有らしめば、率ゐて
以て金剛山の舊址を守り、身を以て國に殉じ、死する有りて他無か
れ。汝の我に報する所以のもの此より大なるは莫しと。正行從ひて
共に死せんと請ふ。正成之を叱して起たしむ。正行涕を揮ひて去る。
○三忠傳に曰く、正成櫻井驛に到り、正行を召して之に教へて曰く、
我力を王室に竭すこと久し。然も准后内に讒し、清忠外に間す。我
死せば天下は其尊氏ならんか、汝志を畢し忠を盡して二心有ること
勿れと。因りて家訓一卷を懷中より取りて之を授けて曰く、此國
を治め兵を用ふるの要語なり、汝當に夙夜觀省して以て忠臣孝子の
志を厲すべしと。○頼襄桶公子に別るゝの圖に題して曰く、海甸
の陰風草木腥く、史編特筆姓名馨し。一腔の熱血餘瀝を存し、兒
曹に分與して賊庭に灑がしむと。○藤田彪正氣歌に曰く、或は櫻井
驛に伴ふ、遺訓何ぞ慇懃なると。遂に進みて湊川に陣し、以て尊氏
の陸軍に當り、義貞和田崎に陣して以て水軍を禦ぐ。(義真正成に會

遂與諸將追至豐島河原與足利直義戰正成引兵出敵後直義不戰而退與尊氏航海遁夏尊氏直義引大兵水陸並東義貞拒之兵庫詔正成往助正成奏曰賊收九州軍勢必昌熾以我疲兵恐不能當宜召還義貞車駕移躡山門縱賊入京師而臣還河內招聚義兵塞河道絕糧運待其疲散然後前後齊進一舉可斃也揣義貞之計亦復及此但不戰而退涉于物議故不輒歸耳夫戰者雖

して其來助することを謝す。謂ひて曰く、賊皇張敗卒もて之に當らんと欲す、固より難し。去年軍を關東に喪ひ、以て輿議を致し、今又勅を承けて西征し、未だ攻めて一城を拔く能はず。賊の大軍將に至らんとするを聞き、遽然として引き還らんか、我竊に耻づ。是を以て勝敗を卹へず、命を一戦に委するのみと。正成之を慰めて曰く、機を見て進み、時を權りて退くは將の道なり。紛々の論何ぞ懷に介することを爲さん、公往歲北條高時を摧破し、今年足利尊氏を困蹙す。抑聖運の然らしむる所なりと雖も、亦皆公の武略なり。公の軍旅に於ける、其誰か間然することを得んと。義貞之が爲に釋然たり。

〔註解〕 昌熾。さかりなること。●畿縣。畿内といふがごとし。●物議。世間の議論。●櫻井驛。今攝津三島郡島本村に在り。●准后。藤原簾子。●輿議。衆人の議。●困蹙。苦しめしませる。●尊氏。先鋒細川定禪舟師を率ゐて紺邊に向ふ。義貞軍を抜きて赴き拒ぐ。尊氏の全軍既に兵庫に登る。正成之を望みて正季に謂ひて曰

始之或負一欲終之有利請加重思一藤原清忠以謂宜速遣正成一決戰都外帝從其言正成即以五百騎上道至櫻井驛以所賜寶刀與正行遣還河內正行時年十一矣正成曰汝雖幼已過二十歲猶能記吾言今日之役天下安危所決意吾不復見汝也汝聞吾已戰死矣勿計較禍福一響利忘義以廢乃父之忠一荷使我之族隸而有二人存者則率以守金剛山之舊址以一身殉國有死無他汝所從以報我莫大於此正行請從共死正成叱之起正行揮涕而去○三忠傳曰正成到櫻井驛召正行教之曰我竭力量王室久矣然准后讒于內清忠問于外我死天下其尊氏乎汝畢志盡

く、大軍隔絶し、敵前後に滿つ、吾道窮れりと。乃直義の陣に赴き、縱横奮撃し、幾直義を獲たり。尊氏六千餘人を遣して軍後を斷つ。正成回り戦ふこと數次。士卒殲盡し、躬に十創を被り、退いて民屋に入り正季に謂ひて曰く、今日死を九泉に送らば、吾子何の所にか鬼を託せんと欲すると。正季笑ひて曰く、願はくば七たび人間に生れ、以て朝敵を滅さんと。正成怡然之と與に交々刺して死す、時に年四十三。帝追悼して已ます、正三位左近衛中將を贈る。楠氏亡びて後二百餘年、權中納言源光圀其墓表無きを聞き、新に一隆碑を建て、乃墓を脩め石棺を埋め、中に一圓經を藏む。徑一尺二寸、其背に刻して楠正成の靈と曰ひ、塚上に二層の石座を爲りて龜趺を設け、碑其上に巍然たり。高さ凡十丈二尺八分、大書して嗚呼忠臣楠子の墓と曰ふ。(安藤守約賛して曰く、靈夢トに協ひ、公將壇に拜せられ、説くに仁義を以てして詐力を以てせず。烈々たる丹心、青天白日の如く、義旗を揚げて王愾に敵し、攻むれば必ず取り、戦へば

忠勿有二心。因取家訓一卷于懷中。授之曰。此治國用兵之要語。汝當夙夜觀省。以厲忠臣孝子之志也。○賴襄題補公別子圖。曰。海甸陰風草木腥。史編特筆姓名馨。一腔熱血存餘瀝。分與兒曹灑賊庭。○藤田彪正氣歌。曰。或伴櫻井驛。遺訓何慙慙。遂進陣湊川。以當尊氏陸軍。義貞陣。和時崎。以禦水軍。義貞會。其來助。謂曰。賊皇張欲敗卒當之。固難矣。去年喪軍關東。以致與議。今又承勅西征。未幾能致。拔一城。聞賊大軍將至。連然引還。我竊耻焉。是以不郵。勝敗委命一戰。耳。正成慰之曰。見機而進。權時而退。將之道也。紛紛之論。何介。便爲公往歲摧破北條高時。今年困壁足利尊氏。抑雖聖運所然。亦皆公之武略也。公之於軍旅。其誰得間然。義貞爲之釋然。

尊氏先鋒細川定禪率舟師向

必す勝つ。神謀妙算、高く千古に出づ。○賴襄補河州の墳に謁するの詩に曰く、東海の大魚鬣尾を奮ひ、黒波に蹴起して翻尿を汚す。隱島風雲重ねて慘毒、六十餘州總べて鬼虺。誰か隻手を將て妖氣を排せん、身は當る百萬哮鬪の群。戈を揮ひ回さんと擬す虞淵の日。函を執りて同じく刷る即墨の雲、關西自ら男子の在る有り、東向して寧降將軍と爲らんや。乾を旋し坤を轉じて値遇に答へ、輦道を洒掃して鑾輅を迎ふ。功を論ずれば睢、最力有り、謾に稱す季郭天歩を安すと。出で、は將入りては相位班せず。前狼後虎事も復艱なり。策を帝閣に獻じて達することを得ず。志を軍務に決す豈生還せんや。且兒輩を餘して微忠を繼がしめ、全家の血肉王事に殲す。南柯舊根を存するに有るに非ざれば、偏安の北關何の地にか向はん。攝山透迤として海水碧し、吾來りて馬を下る兵庫の驛。想ひ見る兒に訣れ弟を呼び來りて此に戦ひ、刀折れ矢盡きて臣の事畢る。北向再拜天日陰る、七たび人間に生れて此賊を滅さん。碧血の痕は化す

紺邊義貞拔軍赴拒而尊氏全軍
既登兵庫正成望之謂正季
曰大軍隔絕敵滿前後吾道窮矣
乃赴直義陣縱橫奮擊幾獲直
義尊氏遣三千餘人斷軍後正
成回戰數次士卒殲盡躬被十創
退入民屋謂正季曰今日遂
死九泉吾子欲何所託鬼正季
笑曰願七生人間以滅朝敵正
成怡然與之交刺死時年四十三
帝追悼不已贈正三位左近衛中
將楠氏亡後二百餘年權中納言
源光圀聞其無墓表新建一隆

五百歲、茫々たる春蕪大麥長ず。君見ずや君臣相圖り骨肉相呑み、
九葉十三世何の存する所。何如忠臣孝子の一門に萃り、萬世の下一
片の石、無數英雄の涙痕を留むるに。

〔註解〕 紺邊。今の神戸のこと。●九泉。地下のこと。●王愾。
王の憤る所のもの。●鬣尾。たてがみや尾。●虞稱。西方の事。●
變輅。天子の御車のこと。●睢陽、唐の安祿山の亂に大功を奏し
遂に賊を滅す。●即墨。樂毅齊を征し七十餘城を下す猶即墨下ら
ず。

美廼他免仁貴未遠於田不毛布多許々呂紀民能當米耳斗身惡茂隱文波
泥比作加多能阿萬都微嘉度乃耶須架禮登以廼流問久尼能民九麻里廼可
味明の徵士朱之瑜曰く、忠孝天下に著れ、日月天に麗く。天地日月
無ければ晦朦否塞、人心忠孝を廢すれば亂賊相尋ぎ乾坤反覆す。余

碑乃脩墓埋石棺中藏一圓鏡徑一尺二寸其背刻曰補正成靈塚上爲三層石座設龜趺一碑魏然其上高凡十丈三尺八分大書曰嗚呼忠臣補子之墓安藤守約協ト公拜將壇說以仁義不以詐力烈烈丹心如青天白日也揚義旗敵王愾攻必取戰必勝神謀妙算高出千古○補襄調補河州填詩曰東海大魚奮鬣尾一賊起黑波汗舖展隱島風雲重慘毒六十餘州總鬼虺誰將隻手排妖氛身當百萬嗚呼即墨雲關西自有男子在東向寧爲降將軍旋乾轉坤答直遇酒掃箠道迎變駭論功唯陽最有才力謾稱李郭安天步出將入相位不班前狼後虎事復艱獻策帝聞不得達決志軍務一豈生還且餘兒輩微忠全家

聞く補公諱は正成、忠勇節烈國士無雙なりと。其の行事を蒐むるに概見す可からず。大抵公の兵を用ふる彊弱の勢を幾先に審にし、成敗の幾を呼吸に決す。人を知りて善く任じ、士を體して誠を推す。是を以て謀中らざるは無く、戦ひて克たざるは無し、心を天地に誓ひて金石も偷せず。利の爲に回されず、害の爲に怵れず。故に善く王室を興復し舊都に還す。諺に曰く、門前に狼を拒ぎて後門に虎を進むと。廟謨賊からず元兇踵を接し、國儲を構殺し、鍾籬を傾移し、功成るに垂として主を震はし、策善と雖も庸無し。古より未だ元帥前に妬み庸臣斷を專にして、大將能く功を外に立つる者有らず。之を卒ふるに身を以て國に許し、死に之きて他靡し。其終に臨みて子を訓ふるを觀るに、從客義に就き、孤を托し命を寄するに、言私に及ばず。精忠日を貫くに非ざる自りは、能く是の如く整にして暇ならんや。父子兄弟世忠貞に篤く、節孝一門に萃る、盛なるかな。今に至りて王公大人以て里巷の士に及ぶまで、口を交へ

て之を誦説して衰へず。其必ず大に人に過ぎたる者有らん。惜いかな筆を載する者信を考ふる所無く、其盛美の大徳を發揚すること能はざるのみ。

〔註解〕鐘籬。共に樂器なり以て國家に譬ふ。●發揚。あぐる。

血肉戴王事非有南河存舊根偏安北關向何地攝山遂遼海水碧昔來下馬兵庫驛想見訣兒呼弟來戰此刀折矢盡中事畢北向再拜天日陰七生人間滅此賊碧血痕化五百歲茫茫春燕長孝君不見君臣相圖骨肉相吞大九葉十三世何所存何如忠臣孝子萃一門萬世之下一片石留無數英雄之淚痕
美迺他免仁貴未遠於母不毛布多許許呂紀民能當米耳斗身惡茂隱文波泥
比作加多能阿萬都微嘉度乃耶須架禮登以迺流問久尼能民九麻里迺可味
明徵士朱之瑜曰忠孝著乎天下日月麗乎天天地無日月晦

(賴襄曰く、其行在に詣りて天子に對するを觀るに、曰く臣にして死せざれば賊の滅びざることを患へざれと。夫一兵衛尉を以て居然天下の重を以て自任す。豈其知遇に感激し身を以て國に許すに非ずや。故に能く赤手を以て江河を障ぎ天日を既墜に回す。何ぞ其壯なるや。公北條氏の精銳を一城の下に聚めて新田足利の屬をして其空虛を擣き以て其渠魁を殲さしむ。帝の辟を復し爵を請む職に任する宜しく公を以て首を爲すべし。而も纔に能く結城名和の輩と肩を比ぶ。其舉措を失する、以て中興の成すと無きを知るに足る。足利氏の叛するに及び、朝廷方に新田氏に倚りて重を爲し、公は特に禰裨に充て、其驅使に供す。亦門地若かざる有るを以てのみ。然も京

蒙否塞人心廢忠孝則亂賊相尋
 乾坤反覆余聞補公諱正成忠勇節
 烈國士無雙蒐其行事不可概
 見大抵公之用兵審彊弱之勢
 於機先決成敗之幾於呼吸知
 人善任體十推誠是以謀無不
 中而戰無不克誓心天地金石
 不倫不為利回不為害怵
 故能興復王室還於舊都諺曰
 前門拒狼後門進虎廟謨不臧元
 兇垂成而震主策雖善而弗庸
 自古未有元帥始前庸臣專
 斷而大將能立功於外者卒之
 以身許國之死靡他觀其臨
 終訓子從容就義託孤寄命言
 不及私自非精忠貫日能如
 是整暇乎父子兄弟世篤忠貞
 節孝萃於一門盛矣哉至令王
 公大人以及里巷之士交口而
 誦說之不衰其必有過人
 者惜乎載筆者無所考信不
 能發揚其盛
 美大德耳

師の大捷殆ど掃殄を致す者、公の策に自るに非ずや。嚮に帝をして其
 新田氏に任ずる所の者を以て公に任せしめんか、曷ぞ犬羊孤鼠の賊
 をして吾が朝廷を蹂躙せしむるに至らんや。然も其死に臨みて子を
 戒むるを觀るに、又曰く、吾死せば天下悉く足利氏に歸せんと。夫
 天下の爲す可からざるを知りて、猶其子孫を留めて以て天子を衛ら
 しむ。其心を設くること、古大臣と雖も何を以て遠く過ぎん。故に子
 孫能く其遺訓を守り、正統天子を彈丸黒子の地に護り、以て四海の
 寇賊を防ぐ者、三朝五十餘年の久しきに及び、一門の肝腦を擧げて
 諸を國家の難に竭し、其漸盡灰滅するに至りて後足利氏始て大に其
 志を天下に成すことを得たり。蓋朝廷大に楠氏に任ずること能
 はすして楠氏の自ら任ずる所以以て加ふる莫し。世の中興の諸將を
 論ずるもの尙其資望の大小を視て深く其實を揆らず。亦當時の見と
 等しきのみ。楠氏有らざれば三器有りと雖も、將安んぞ託して以て四
 方の望を繋がんや。笠置の夢兆是に於てか益々驗あり。而も南風競

賴襄曰其觀詣行在對天子曰臣而未死賊不患不滅夫以二兵衛尉而居然以天下之重自任豈非感激其知遇以一身許國哉故能以赤手障江河回天日於既墜何其壯也公案北條氏精銳於一城之下而使新田足利之屬掃其空虛以殲其渠魁帝之復辟歸爵任職宜以公爲首而纔能與結城名和輩比肩其失於舉措足知中興之無成矣及足利氏叛朝廷方倚新田氏爲重公特充編裨供其驅使亦以門地有不若焉爾然京師大捷殆致帝殄者非自公之策耶嚮使帝以其所任新田氏者以任於公乎曷至使大羊狐鼠之賊踐吾朝廷哉然觀其臨死成子又曰吾死天下悉歸足利氏夫知天下之不爲而猶留其子孫以衛天子其說心雖古大臣何以遠過故子孫能守其遺訓護正統天子於彈丸黑子地

はす、俱に傷き共に亡びて終古以て其勞を恤むもの莫し、悲いかな。抑正閏殊りと雖も卒に一に歸し、能く鴻號を無窮に熙む、公をして知る有らしめば、亦以て瞑すべし。

〔註解〕 赤手。から手。●復辟。再天子の位にかへられたること。

●舉措。人を用ふると用ひぬと。●編裨。副大將。●彈丸黑子。

鐵砲の玉やほくろの如き小さき地。●正閏。南朝は正位にして北

朝は閏位。

貝原篤信曰く、天地の間に唯一氣有り、之を別てば陽と陰とのみ。人の生る、や俱に二氣を稟くると雖も陽を受くること多き者有り、陰を受くること多き者有り。故に其性爲に陽に屬する者有り、陰に屬する者有り。凡陽に屬する者は其氣必ず清明、清明なれば知り易し。陰に屬するものは其氣必ず濁昏濁昏なれば測り難し、自然の理なり。故に聖人の易を作るや、陰陽兩立せざる可からずと雖も、然も清濁の別、淑慝の分有るを以て、遂に陽を以て君子を爲し、陰を小人と

地以防四海寇賊者及三朝
五十餘年久舉一門之肝腦而
竭諸國家之難至其漸盡灰滅
而後足利氏始得大成其志於天
下蓋朝廷不能大任楠氏而
楠氏所以自任莫以加焉世之
論中興諸將尙視其實望之大
小而不深察其實亦與當時
之見等耳不有楠氏雖有三
器將安託焉以繫四方望哉笠
置夢兆於是益驗而南風不競俱
傷共亡終古莫以恤其勞悲夫
抑正閔雖殊卒歸於一能照
鴻於無窮使公有知亦可
嘆矣

○貝原篤信曰天地之間唯有二
氣別之則陽與陰而已矣人之
生也雖俱稟三氣有受陽之多
者有受陰之多者故其爲性
也有陽者其氣必清明則易知屬
陰者其氣必昏濁昏濁則難知自
然之理也故聖人之作易也雖陰

陽不可不兩立然以有清濁
之別淑慝之分遂以陽爲君子
陰爲小人嘗推此理以試觀
天下子人凡其爲人也剛明正直
疎通洒落如青天白日無毫末
可疑者必君子也屬陽之人
稟清明之氣者也其爲人也柔
暗掩藏隱伏狡獪如陰晦埃霧
難測知者必小人也是屬陰之
人稟昏濁之氣者也於是又嘗
從古人之中求陽剛清明之君
子則於漢得諸葛武侯於唐
得顏文忠於宋得范文正公
馬溫公與文丞相一求之本邦
則如楠公正成一人也蓋公者本
朝之忠良而振古之豪傑也吾邦歷
代名士出乎其右者蓋罕見其
比其忠義勇智校之異域之英
俊恐無耻也如夫愛君愛世之
心足以動天地感鬼神貫人心
之下莫不感激而仰慕非公之
忠誠豈能如此乎可謂真大丈夫
也彼兄弟父子踐踏戰死而美志

爲す。嘗此理を推して以て試に天下の人を觀るに、凡其人と爲りや
剛明正直、疏通洒落青天白日の如く、毫末疑ふ可き者無きは必ず君
子なり。是陽に屬するの人、清明の氣を稟くる者なり。其人と爲り
柔暗掩藏、隱伏狡獪、陰隲埃霧の如く測り知り難き者は、必小人な
り、是陰に屬するの人、昏濁の氣を稟くる者なり。是に於て又嘗古
人の中より陽剛清明の君子を求むれば、漢に於ては諸葛武侯を得、
唐に於ては顏文忠を得、宋に於ては范文正公、司馬溫公と文丞相
とを得たり。之を本邦に求むれば楠公正成の如きは其人なり。蓋公
は本朝の忠良にして振古の豪傑なり、吾邦歴代の名士其右に出づる
者蓋其比を見る罕なり。其忠義勇智之を異域の英俊に校するも恐ら
くは耻づる無けん。如夫君を愛し世を愛するの心、以て天地を動し、
鬼神を感せしめ、人心を貫き古今を耀すに足る。公の風を聞く者は
百世の下感激して仰慕せざるは莫し、公の忠誠豈能く此の如くなら
んや。謂ふ可し眞の丈夫なりと。彼の兄弟父子踐踏戰死して美志遂

げず、良に痛惜す可し。謂ふ可し子有り弟有りと。其履歴戰功は載
せて傳記に在り、今枚擧に暇あらず。惜いかな舉世唯其良將たる
を知りて、未だ賢哲たるを知らず。今茲暮春余京師より發し、將に
故里に歸らんとす。偶西風に阻てられて舟を攝津の兵庫に泊し、衣
を攝して船を下り陸行湊川の北に到り、公の墓を見る。墓は平田
の中に在り、榛莽蕪穢挺隧無く墳封無く又碑碣無く、塋上唯松梅二
株有り、悲風蕭々春草青青たり。余歎歎すること良久しく、低回
して去ること能はず、忽謂らく今碑石無きこと此の如し、恐らく
は後世或は公の墓たるを認めず。墓葬せられて田と爲り、松梅摧け
て薪と爲るも亦知る可からずと。是に於て兵庫の館人繪屋氏に託し、
小石碑を其塋上に建てんと欲し。頗る營計を爲して去る。余郷に歸
りて自顧念するに、公の偉烈洪名區々の揄揚を得ずして明たり。
若今彼の徳業を稱述して之を石碑に勒せんと欲すれば文學に老け
たる者に非ざれば能はざるなり。且吾儕微賤にして石碑を他邦に立

不遂其可痛惜可謂有子有弟也其履歷戰功載在傳記今不暇枚舉惜乎舉世唯知其為良將而來不知其賢哲也今茲暮春余發自京師將歸于故里偶阻西風泊舟於攝津兵庫攝津衣下船陸行到湊川北而見公之墓墓在平田之中榛莽蕪穢無挺隧無墳封又無碑碣壁上唯有松梅二株悲風薄蕭春草青青余歎其久低回不能去忽謂今無碑石如此恐後世或不認爲公之墓墓壘爲田松梅推爲新亦未可知也於是託兵庫館人繪屋氏欲建小石碑於其上頗爲營計而去焉余歸鄉自顧念公之偉烈洪名不獨區區之掄揚而明矣若今欲稱述彼德業勒之石碑非老于文學者則不能也且吾儕微賤而立石碑於他邦恐不能逃僭率之罪終改悔而廢其事且送書於兵庫館人令鑿彫刻然感歎之餘不能默止私記其

てば、恐らくは僭率の罪を逃るゝ能はずと。終に改悔して其事を廢し、且書を兵庫の館人に送り、彫刻を輟めしむ。然も感歎の餘黙止すること能はず、私に其懷ふ所を記すと爾云ふ。

〔註解〕 淑慝。善惡といふに同じ。●諸葛武侯。蜀漢の丞相諸葛孔明。●顔文忠。顔真卿字は清臣、安祿山の亂真卿平原を守りて下らず、肅宗即位工部尙書となる、文忠は其諡なり。●范文正公。名は純仁、宋の忠臣。●司馬溫公。名は光、字は君實、宋の忠臣、通鑑の著者なり。●文丞相。文天祥。●蹉跎。事志とたがひて不運なること。●墳封。土をもちあげたるもの。●獻歎。すゝりなきをすること。●掄揚。ほめあげるること。高山正之嘗て室直清の論著する所を見、楠公を論するに至り、召に應じて笠置に造るを以て、度量足らずと爲し、諸葛三顧乃盧を出づるの事を引き以て之を議し、憤然として罵りて曰く、腐儒何ぞ事を論するの迂なるを。夫元弘の時豈三國と年を同じくして論す可け

所ノ懐
云ノ爾

○高山正之嘗見室直清所論著至於論楠公以應召造笠置爲度量不足引諸葛亮三顧乃出盧之事以議之憤然罵曰庸儒何論事之迂也夫元弘之時豈可與三國同年而論哉劉漢之末天下分裂豪傑並起當此時劉玄德者故販履織席之人自稱曰王室之胄豈能釋其真妄哉亦猶今世奴僕輩號源平以自誇者也孔明之三顧而出於我心猶以爲速雖累百顧猶未爲緩焉如楠公則異於是赫赫天朝神器之所居六合之姓傳之無窮普天率土孰非皇民而楠公則廷臣之裔而畿內之民也雖無召命豈視國家之難恬然自安哉聞天皇蒙塵奮然投袂而起安得效彼諸葛輩之爲也讀書如是雖百萬卷何益乎取其書投之堂下

皇朝靖獻遺言

んや、劉漢の末天下分裂し、豪傑並び起る。此時に當りて劉玄德なる者故履を販ぎ席を織るの人、自ら稱して王室の胄と曰ふ、豈能く其真妄を辨せんや。亦猶今世奴僕の輩源平を稱して以て自ら誇る者のごとし。孔明の三顧して出づる、我が心に於て猶以て速なりと爲す。百顧を累ぬると雖も、猶未だ緩なりと爲さず。楠公の如きは是に異り、赫赫たる天朝神器の在る所、六合の仰ぐ所、開闢以來神聖相承け、皇統一姓、之を無窮に傳ふ。普天率土孰か皇民に非ざらん。而も楠公は廷臣の裔にして畿内の民なり。召命無しと雖も豈國家の難を視、恬然自ら安せんや。天皇の蒙塵せらるゝを聞き、奮然として袂を投じて起つ、安ぞ彼の諸葛輩の爲に效ふことを得ん。書を讀むことは是の如くんば、百萬卷と雖も何の益あらんやと、其書を取りて之を堂下に投ず。

〔註解〕 劉漢。劉は漢の姓、故に劉漢といふ。●蒙塵。天子の外にさすらひたまふをいふ。

正成在觀心寺時奏護良皇子一曰矢尾別當顯幸有武藝者也彼若不屬王師則河內寧謐其難矣乎正成與彼結私怨累年攻戰我若赴赤阪則鴻命縱雖連降而彼遂不屬王師其爲人也智淺而直常欲得官位今繕令旨賜權僧正之號且有天下安全之後忠賞可隨其望之旨則彼必屬王軍護良然之即賜令旨顯幸大喜曰賜權僧正之號何面目如之哉然楠正成或曰存或曰亡若猶存勤王則吾不應

正成觀心寺に在りし時、護良皇子に奏して曰く、矢尾別當顯幸は武譽有る者なり。彼若王師に屬せざれば、河内の寧謐ならんこと其難からんか。正成彼と私怨を結び累年攻戰す。我若赤阪に赴かば鴻命縱連降すと雖も、彼遂に王師に屬せじ。其人と爲りや智淺くして直常に官位を得んと欲す。今令旨を繕へて權僧正の號を賜ひ、且天下安全の後忠賞其望に隨す可きの旨有らば、彼必ず王軍に屬せんと。護良之を然とし、即令旨を賜ふ。顯幸大に喜びて曰く、權僧正の號を賜ふ、何の面目か之に如かんや。然も楠正成或は存すると曰ひ或は亡すと曰ふ、若猶存せば、勤王は吾命に應せずと。護良之を正成に議す。正成護良の旨に代り、人をして言はしめて曰く、正成の存亡知る可からず、若死せずんば何ぞ此に來らざらんや。縱死せずと雖も、今に至りて吉野に來らざれば何の忠か有らんと。是に於て顯幸悦ぶ。既に十日を過ぎて正成赤阪に出づ。顯幸使を護良に遣して曰く、正成赤阪に出づ、之を知るや否やと。護良答へて曰く、知

命護良議之正成正成代護良

之旨使人言曰正成存亡不可知焉若不死則何不來於此乎縱雖不死至今不來於吉野則何忠之有於是顯幸悅既過十日正成出于赤阪顯幸遣使于護良曰正成出于赤阪知レ之否護良答曰不知也正成拔赤阪之後遣介於顯幸曰吾以眇小之身欲成一大事似不知其量也然重帝命棄生輕死而已而今以下與足下有怨故護良皇子之疑我多端夫

らざるなりと。正成赤阪を抜くの後介を顯幸に遣して曰く、吾眇小の身を以て一大事を成さんと欲す。其量を知らざるに似たり。然も帝命を重じ、生を棄て死を輕するのみ。今足下と怨有るを以ての故に、護良皇子の我を疑ふこと多端なり。夫私を以て公を忘る者、人は人の爲さざる所なり。自今以後往日の私怨を捨て、正成の丹心を護良に傳達す可ければ、父祖の耻を忘れて降を足下に乞はん。足下若諾せざれば私怨なり、朝敵征伐の葑障なり、先足下と戰ふ可きのみと。顯幸謂へらく、我護良の命に應ずる事已に洛に達したり。今又正成と戰はば、吾に利なからん。且其言ふ所尤理有り、良將の降を乞ふも亦我身の榮に非ずやと。乃之に應へて曰く、護良の吾子を疑ふは吾請ふ之を計り、吾子と心を同じくして忠を盡さんと。遂に五百五十騎を率ゐて赤阪に來りて正成に屬す。此より顯幸正成と屢兵法を談す。顯幸遂に服し請ひて曰く、足下の族類一人を養ひて以て吾が采地を嗣がしめんと。正成即ち和田正遠の三男滿仁王

以私忘公者人之所不爲也自今以後可捨往日之私怨傳達正成丹心於護良則忘父祖之耻乞降於足下一足下若不諾則私怨也朝敵征伐之藩障也先可與足下戰耳顯幸謂我應護良之命事已達于洛今又與正成戰則吾無利且其所言尤有理良將之乞降亦非我身之榮一平乃應之曰護良之疑吾子也吾請計之與吾子同心盡忠矣遂率五百五十騎來于赤阪屬正成自正顯幸與正成屢

丸を授く。時に年十一、而して後顯幸正成に屈す。
 「註解」寧謚。をさまること。●族類。みよりのもの。
 藤原藤房一夕月明楠正成を招きて其衷曲を述べて曰く、天下遂に鹿を逐ふ者有り、尊氏直義黠智、特に准后廉子に頼り、廉子も亦彼が爲に心を傾く、故に尊氏頻に昇進す。義貞其陛下を恨みんか、尊氏直義其先鼎を問はんか。義貞犄角の勢漸く見る、其勝敗未だ知るべからず。政道の良からざる、我屢諫めて顔を犯して納れられず、義以を去る可し。卿は武林の翹楚なり、若變有らば宜しく戦死すべしと。正成聞きて慨然として曰く、顧るに世事皆公の言の如し。然も公在せば君の非を格し、人皆之に倚頼せん。若世を避けば事已に去らん。我は武夫たり、唯一死のみと。
 「註解」衷曲。心の中。●犄角。前後より助けて責むることなれど此處にて相敵する勢を爲すことに用ひたり。●翹楚。抜いでたるもの。

兵法一顯幸遂服請曰養足下類一人以嗣吾采地正成即和正遠三男滿仁王丸時年一而後顯幸屈正成原藤房一夕月明招楠正成述其衷曲曰天下遂有逐鹿者尊氏直義黠智特頼准后廉子廉子亦爲彼傾心故尊氏頻昇進義貞其恨陛下乎尊氏直義其先問鼎乎義貞犄角之勢漸見其勝敗未可知焉政道之不良我屢諫犯顔而不見納義可去矣卿者武林之翹楚也若有

足利直義正成に謂ひて曰く、佐々木梶原の徒、先登功を争ふ、是匹夫の勇用ふるに足らずと。正成の曰く、佐々木諸士は姑く之れを置く。且道ふ頼朝士氣を鼓し之をして軀身を愛まず、士卒に先ちて力戦せしむ、將器を具ふる者に非ざれば能はずと。直義悦び因りて問ふ、頼朝士を用ふるの術何如と。曰く、頼朝は詐力を以て天下を奪ふ者なり、吾儕王臣宜しく其謀略を談す可からずと。直義大に愧ぶ。
 正成直義と接戦し、身に數創を被り、乃ち民家に入り將に自殺せんとす。尊氏使須賀氏を遣し、謂ひて曰く、足下寡を以て衆に敵す、忠義誰か能く比せん。今當に兵を河内に退くべし、自盡すべからざるなりと。公笑ひて曰く、大丈夫功を成す、名竹帛に垂る、成らざれば血艸野に膏る。今軍敗れ兵疲れ、死して天恩に報ゆるの秋なり。一家人をして郷に還らしめんと欲す、道路恙なければ公の惠なりと。(謙案するに楠公公明正大、日月と光を争ひ、山岳と高を競ふべ

變則宜戰死。正成聞而慨然曰：願世事皆如公言。然公在而格君之非，則人皆倚賴之。若避世則事已去矣。我爲武夫，唯一死耳。足利直義謂正成曰：佐佐木梶原之徒先登爭功，是匹夫之勇，不足用也。正成曰：佐佐木諸士姑置之，且道賴朝鼓士氣，使下之不愛，驅命先士卒而力戰，非具將器者，不能也。直義悅，因問賴朝用士之術，何如。曰：賴朝以詐力奪天下，者也。吾儕王臣，不宜談其謀略。直義大愧。

正成與直義接戰，身被數創，乃入民家，將自殺。直義遣使須賀氏，謂曰：足下以寡敵衆，忠義誰能比。今當退兵河內，不宜自盡也。公笑曰：大丈夫成，功則名垂竹帛，不成則血膏草野。今軍敗，兵疲，死報天恩之秋也。欲使一家人還鄉，道路無恙，是公之惠也。謙按：楠公公明正大可與日月爭光，可與山岳言誘之，其愚甚者也。

初正成謂防大兵者，莫若傍山築城。於是歷覽大和河內之諸山，得千劍破峰，以爲五得相

し。尊氏區々の甘言もて之を誘ふ、其楠公の心を知らざるも亦愚の甚しき者なり。

〔註解〕竹帛。書物の事、昔は竹を編みて書を作り、其後帛を織りて書を作る故に竹帛といふ。

初正成謂らく、大兵を防ぐ者は山に傍ひて城を築くに若くは莫しと。是に於て大和河内の諸山を歴覽して千劍破峯を得、以て五得相應の地と爲し、因りて城く。五得相應と云ふ者は、一に曰く、水多し。二に曰く、山峻にして敵登ることを得難し、三に曰く、麓滑に嶮峻なり。若嶺麓共に峻なれば、敵墮を鑿つに利有り。又城邊四町に別峰無きも亦可なり。城邊に峰有れば敵兵矢を城中に放ち、拒守する者の嫌ふ所なり、此地此患無し。四に曰く、城岸皆岩石なれば敵登り難し。五に曰く、山深く地僻にして卿導敵營を窺ふに利有り。又一得有り、此城の高きこと二町に過ぎず、甚高ければ軍兵の出入に害あり、故に正成以て五得相應の地となすなり。

〔註解〕隍。ほりのこと。●郷導。あんないものをいふ。

正成城の廣狭、周廻を相るに五尺の杖四百餘なり。柴を束ね高く之を築くこと四尺、柴下土を去ること三尺にして之を掘る。横柱其長二間、二柱を三所に立て、四間の間隙有り、矢棚を其間に架す。土底に二緯木有り、柴間緯木有り、壁の高さ五尺、矢棚又其上に在り、二柱之を間す。矢棚なる者或は六寸、或は六寸五分、或は五寸六分なり、之を試に三尺五寸の木偶人を岸上に立て、之を射、其恰好なるに随つて矢棚を構へ、其高低宜に随ふ。其上下又緯木有り、或は四寸、或は二寸五分、壁板の周廻、其小なるは一尺八寸、其大なるは二尺餘なり。二緯木有り、小柱を其間に立つ。周廻八寸、四寸五分の木を以て壁骨と爲し、内外皆同じく、之に實つるに瑣石を以てし、之を堅むるに塊土を以てし、之を乾すこと六日内外、又土を塗り、矢棚を處々に架す。壁内多く樹木を植ふ。松柏繁茂す。中に屋宅倉庫有り。壁外の樹木は皆之を艾除し、米穀三萬餘石、石鹽五

應之地。因城焉。五得相應云者。一曰水多。二曰山嶮。敵難得登。三曰麓滑。嶮峻若巖。麓共峻。則敵有利。于鑿。障。城邊四町無別峰。亦可也。城邊有峰。則敵兵放矢于城中。拒守者之所。嫌也。此地無此患。四曰城岸皆岩石。則敵難登。五曰山深地僻。利。于鄉導。窺。敵營。又有。一得。此城之高。也不過二町。甚高。則害。于軍兵之出入。故正成以爲五得相應之地也。正成相。城之廣狹。周廻。五尺之杖。四百餘也。東。柴高。築。之。四尺。柴下。

去。土三尺。而掘。之。橫柱。其長。二間。立。二柱。于。三所。有。四間。之。間。隙。架。矢。棚。于。其。間。土。底。有。二。緯。木。柴。間。有。二。緯。木。壁。之。高。五。尺。矢。棚。又。在。其。上。二。柱。間。之。矢。棚。者。或。六。寸。或。六。寸。五。分。或。五。寸。六。分。也。試。之。立。三。尺。五。寸。木。偶。人。於。岸。上。射。之。而。隨。其。恰。好。而。構。矢。棚。其。高。低。隨。宜。其。上。下。又。有。二。緯。木。或。四。寸。或。二。寸。五。分。壁。板。之。周。廻。其。小。則。一。尺。八。寸。其。大。則。二。尺。餘。也。有。二。緯。木。立。小。柱。于。其。間。周。廻。八。寸。以。四。寸。五。分。之。本。爲。壁。骨。

百餘石、大豆三千餘石、其餘膏油、薨魚、海草、乾菜等、其敷を知らず。又一箱有り、周廻三間、深廣二間、之に實つるに、稻穂を以てす。又一倉有り、縦五間、横四間、之に盛るに、矢を以てし、又鐵三萬斤を蓄へ、治者六人、鏃を鍛へ、或は寶器を賣りて以て之を調へ、又土を堀ること廿間、之を埋むるに、炭を以てす、凡三千餘駄なり。其兵二千餘騎、八百六十餘人を選びて、城中に置く。殘兵千餘及兵士の婦妻は之を賀名生の奥觀心寺に遣り、楠正氏、和田三郎、恩地左衛門、志貴右衛門、澤邊五郎等も亦彼の所に在り、敵の通路を塞ぎ、敵の謀計を知る爲なり。又平野將監をして、赤阪城に居らしむ、兵士二百八十二人、平野といふ者は、矢尾顯幸の甥なり。正成養子の約を爲して、之を赤阪城に置き、曾て顯幸と争ふ所の地、皆之を阜ふ。

〔註解〕 薨魚。ほしたる魚。賀名生。大和國後南都の天子吉野を去りてこゝに都せしことあり。

正成謂へらく、守城の法、水穀を以て第一と爲すと。故に其此城を築

くの時、先水の在る所を求む。峰頭に水あり五所の秘泉と稱す、大旱にも涸れず。正成其滴瀝を塞ぎて之を漏さず。朝敵の升るより翌日、曜靈の初出に至るまで、井中に竹を挿み、水の滿つるを待ちて、之を汲む、凡十石に及ぶ。一升の水は一人一日の用なり。米を洗ふの濁水は、僕隸をして其足を洗はしめて、妄に之を捨てず。馬有る者に、之に飲ましめ、馬無き者は之を槽に湛へて、火箭を消すの備と爲す。又大槽三百を爲り、水を以て之に實て、又檐毎に筧を掛け、兩滴を槽中に納る。又穀米九合は一人一日の用なり、朝晝暮共に二合なり、其三合は不時の需に備ふ。若或は夜戰の時、食はざれば、兵士疲勞す。故に二合を以て之に當つ。又鹽一合は一日の用なり、鹽鼓二合は十人の用なり。其糧を兵士に給する、必ず三日の料を以てす。酒を嗜む者、酒を造らんと欲すと雖も、其糧少きを以ての故に多く之を造らず。其糧盡くれば、又之を給す。正成或は兵士を召し同じく飯せしむるに、清酒を飲ましむること、僅に一盃のみ、濁酒は二盃なり。

内外皆同實之。以瑣石一堅之。以塊土一乾之。六日内外又塗土。矢棚架于處處。壁内多植樹木。松柏繁茂。中有屋宅倉庫。壁外之樹木者皆芟之。除之。米穀三萬餘石。鹽五百餘石。大豆三千餘石。其餘膏油。薨魚海草乾菜等。不知其數。又有二箱。周圍三間深廣二間。實之以稻穗。又有二倉。縱五間。橫四間。盛之以矢。又蓄鐵三萬斤。治者六人。銀鐵或實寶器。以調之。又掘土廿間埋之。以炭凡三千餘畝也。其兵二千餘騎。選八

正成從者之宅に往くに、必ず小鏡を著く。其雅言する所は戎經劍論の事のみ。或は又米を臣從僕隸に授く、或は斗或は升、是を以て酒費と爲す。屢米を授け、或は孔方を與へ、以て其用に充つ。米多ければ飽餐酒を嗜むの端を爲す、故に多く之を與へず。又城中毎士一馬、其餘は皆之を處々に遣す、糧の盡くるに害を爲せばなり。又或は諸果を煮て油と爲し、或は嫩葉を蒸して食と爲す。凡城の修造用物一も闕くも所無し。

〔註解〕 曜靈。太陽のこと。●鹽鼓。みそ。●雅言。常に談る所。

●孔方。せに。

鹽谷世弘曰く、普史を讀みて東兵の楠公を干早に攻むるを觀るに、當時の猛將を盡し、百倍の衆を以て彈丸の孤城を圍み、攻むれば敗り當れば摧くと、枯葉の烈風を迎ふるが如く、遂に自潰に終らしむ。竊に謂へらく、是獨公の籌略衆を抜くのみならず、其山必ず高く、其谷必ず深く、其阪必ず奇峻嶺にして梯にして攀ぶ可からざるなりと。

百六十餘人。而置於城中。殘兵千餘及兵士之婦妻者遣之於賀名生奥觀心寺。楠正氏和田三郎恩地左衛門志貴右衛門澤邊五郎等亦在彼所。爲塞敵之通路。知敵之謀計也。又使平野將監居赤阪城。兵士二百八十二人。平野者矢尾顯幸甥也。正成爲養子之約。置之於赤阪城。曾與顯幸所爭之地皆卑之。正成謂守城之法。以水穀爲第一。故其築此城之時。先求水之所。在峰頭有水。號五所祕泉。大

今茲西征して河内を過ぎ、謂はゆる干早村に抵りて其城墟に登りて觀るに、山の高きことは二百歩に過ぎず、頂方五百歩に滿たず。谷甚しく深からず、阪甚しく峻ならず。其麓に大石怪巖之が固を爲すもの無く、以て梯して攀ぶ可く、以て鑿ちて毀つ可し。而して守りて能く固く、攻めて取る能はざりしは何ぞ。公の擇びて城く所、寧此を捨て、他に求む可からざるか。嘗試に兵法を以て之を推すに、山の高きこと二百歩に過ぎざる者は以て出入進退に便するなり。頂五百歩に滿たざるは少兵を以て大城を守る可からざればなり。谷甚しく深からず、阪甚しく峻ならずは、孤岡獨立、深く且峻ならずと雖も梯して攀ぶるに由無ければなり。然らば則ち公の此を擇ぶ、其豈見る所無からんや。且夫良將山を以て城と爲さずして勇智を以て城と爲す。公の才能超卓なるは、天下の山此より高きは莫く、籌策深遠なるは天下の谷此より深きは莫し。心膽沈毅、氣志堅確、天下の峻阪堅城此に加ふる有ること莫し。宜

不涸正成塞其滴瀝而不漏
之自朝暾之升至翌日曬盡之
初出井中挾竹待水之滿汲
凡及三十石一舛之水者一人
日之用也洗米之濁水則使僕隸
洗其足而不妄捨之有馬者
飲之無馬者湛之於槽而爲
消火箭水備又爲大槽三百
以水質之又每橋掛寬納雨
滴于槽中又穀米九合者一人
日之用也朝晝暮共二合也其三合
者備不時之需也若或夜戰之時
不食則兵士疲勞故以二合當

之又鹽一合是一日之用也鹽豉二
合者十人之用也其給糗于兵士
必以三日之料嗜酒者雖
欲造酒而以其糧少故不
多造之其糧盡則又給之正成或
召兵士同飯使飲清酒僅一
盃耳濁酒則二盃也正成往從者之
宅必著小鎧其所雅言者戎
經劍論之事耳或又授米於臣從
僕隸或斗或升以是爲酒費屢
授米則或與孔方以充其用
米多則爲飽餐嗜酒之端故不
多與之又城中每士一馬其餘皆

なり當時の猛將を盡し、百倍の衆を以て、攻むれば敗れ當れば催く
や、予是に於て感ずること無きこと能はず。公の才を以て千早に在
れば勝ち、湊川に在れば敗る。北條氏に於ては伸び、足利氏に於て
は屈す。豈千早の地守るに宜しくして、湊川は戦ふに便ならざるか。
將公の策を出す、千早に巧にして湊川に拙なるか。抑獨其智を運す
に、或は其肘を制すると異なる所有りて然るなり、悲しいかな。

〔註解〕 籌略。はかりごと。●嶺前。さつたちたる如く高さのこと。
●西征。西に行くこと。●頂方。てつべんの平な所。

正成元弘中の勳を以て、天子之を河攝泉三州に封す。然り而して楠
氏寵利を挾まず、功勳に伐ること無く、恭儉自ら居り、人民を懷
保し、困窮を恵恤して邦の賦税十の二を免じ、以て荒亂の餘を振ひ、
避けざるの野を辟き、毛せざるの壤を毛し、新に溝洫を鑿ち、居民
には數之れに種穀を貸し、以て樹藝を勸め、秋成に至りて乃ち之を
して唯其貸す所を收めしめ、之を作ること二年なれば三分の一を税

し、新田に迄りては三年徭役せず。其民木を山澤に植ゑ、桑を邑里
に樹ゑ、皆能く地利を盡して以て國民を利し、又池を山麓に穿つこ
と數處、曰く歳或は旱すと雖も、天敢て田疇に災するに非ず、
稼穡を害する所以の者は人愚にして雨を棄つればなり。今焉を穿つ
所以の者以て雨露を貯ふる所以なり。而も舊池の涸し難き者智して
以て田と爲す。此時に當りてや他邦の民徭負して至り、其戸日々加
ると云ふ。有司或は上の益を告ぐる者有り。楠氏乃ち曰く、吾苟
も三州の主として民人を牧養す、斯之を以て任と爲す。何すれを更に
自ら益することを求めん。而今而後下に益有る者以て告ぐ可く、上
に益有る者以て告ぐ可からずと。又嘗て新法を措くを告ぐる者あり。
楠氏乃ち曰く、斯の如きの法將に人民をして安せしめんとするか、將
人民をして疾ましめんか。某以て奚若と爲し、某以て如何と爲すと。
必ず群臣に歴問し、以て衆議を參考して後措く可きは措き、止む
可きは止む。未だ敢て斷を專にする者は有らず。當時使臣に令し

遺之於處處爲害于糧盡也
又或責諸果爲油或蒸嫩葉
爲食凡城之修造物無一不

鹽谷世弘曰嘗讀史觀東兵攻
補公於千早盡當時之猛將以
百倍之衆圍彈丸之孤城攻則
敗當則推如枯葉之迎烈風遂
終於自潰竊謂是不獨公略
拔衆其山必高其谷必深其險必
奇峻峭削不可梯而攀也今茲
西征過河內抵所謂千早村而
登其城墟觀焉山高不過二百
步而頂方不滿五百弓一谷不
甚深一阪不甚峻其麓無大石怪
巖爲之固可以梯而攀也怪
以鑿而毀也而守而能固攻而不
能取者何耶公之所擇而城焉
寧不可舍此而他求歟嘗試
以兵法推之山高不過三百
步者以便出入進退也頂不
滿五百弓者以少兵不可

守大城也谷不甚深一阪不甚
峻者以孤岡獨立雖不深且
峻無由梯而攀也然則公之
擇於此其豈無所見哉且夫其
將不以山爲城而以智爲
城公之才能超天下之山莫高
於此也籌策深遠天下之谷莫
深於此也心膽沈毅氣志堅確天
下之峻險堅城莫有加之也宜
矣盡當時之猛將以百倍之衆
攻則敗當則推也予於是不能
無感焉以公之才在千早則
勝而在湊川則敗於北條氏則
伸而於足利氏則屈豈千早之地
宜於守而湊川則不傾於戰耶
將公之出策巧於千早而拙於
湊川耶抑獨運其智與悲夫
制其肘有所異而然也悲夫
正成以元弘中之勳天子封之
河攝泉三州然而補氏不狹寵利
無伐功勳恭儉自居懷保人
民惠恤困窮邦之賦稅免十之

て曰く、政事は必ず先舊制に循ふ可し、新法は善しと雖も、苟も舊
を變じて新に移らば、民必ず安せず、或は以て患苦と爲すなり。如
已むことを得ずして新法を措かば宜しく其義を簡練して後之を措く
べしと。嘗て新に一法を敷きて曰く、貧乏の者は以て告訴す可しと。
或は之を告訴する有れば、則ち其貧に至れる所以を檢し、若其奢侈
度に非ずして以て貧に至れる者は、大に之を責めて曰く、僭上無禮
は國の賊なり、毫も救助せずと。若其事細ならざれば之を流放して
曰く、以て民の蠱を除くなりと。或は圖らずして事に損し、或は父
母兄弟親族の故を以て、或は躬の疾病を以ての故に乃ち貧に至れる
者なれば、隨ひて之に錢穀を與へて、各其分に稱はしめ、復之に世
營の術を誨へ、之をして以て既往の貧を禦がしむ。若夫工匠の屬或は
怠惰にして以て貧なる者は、之を懲戒して曰く、凡此世に生る、者未
斯世に用無きはあらず、凡斯世に用有れば必ず生産を得、是則ち天地
の焉に與ふる所以なり。爾汝の産業に怠墮にして世の用に供せず乃

ち以て貧に至る、是天地の育せざる所以なり我何ぞ扶助をなさんや。

〔註解〕 早嘆。ひでりのつづくこと。●世營術。世渡りの法。

初河内の平岡郡に馬を攘む者有り、吏盜を執へ來る。補氏乃ち隣民
を召して其攘む所以を問ふ。隣民皆曰く斯夫老母在る有り、能く孝
養を致す、頃日母痛みて醫を請ひ之を治む。醫の曰く米二石を得ば
能く療治せんと。夫即ち之を諾し、其藥を服せしめて乃ち病の小し
く療ゆるを覺ゆ。然も斯夫太だ貧、二石の米を償ひ難し、醫頻に之
を償す。其疾未だ瘳えずして復之に藥を與へず。夫や之を憂ひ、以
て諸を親友に謀る。其友乃ち一石の米を貸し、以て之を醫に遣す。
醫猶之を責めて曰く、汝將に約に乖かんとするか。米二石を具へざ
れば、我未だ復藥を與ふ可からずと。夫や惑ふ、然も母の病むに忍
びず。是に於てか已むことを得ず、潛に其近村に行きて馬一匹を攘
み、以て諸を平野の市に鬻ぎ、米三石を獲、一石を醫に償ひ、一石を
其友に歸し、一石以て母の養と爲す。而して後數月を歴、彼の馬主其

三以振荒亂之餘辟不辟之野
毛不毛之壤新鑿溝洫而居
民散貸之種穀以勸樹藝至
于秋成乃使之唯收其所貸焉
作之二年則稅三分之一迄於
新田三年不徭役其民植木於
山澤樹桑於邑里皆能盡地利
以利國民又穿池於山麓數處
曰歲雖或旱嘆也天非敢災田
疇也所以害稼穡者人愚而棄
雨也今所以以棄焉者庶幾以
貯雨露也而舊池難灌者智以
爲田當此時乎他邦之民強負而

至焉其戶日日加焉云有司或有
告上之益者楠氏乃曰吾苟主
乎三州而牧養民人斯之以爲
任矣何爲更求自益焉而今而後
有利益於下者可告也又有
益於上者不可告也又嘗
有告措新法者楠氏乃曰
如斯之法將使人民安乎將
使人民疾乎某以爲奚若某以
爲何若必歷問群臣以參考
衆議而後可措則措焉可止則
止焉未可政事必可先循舊
令使臣曰政事必可先循舊

馬を塗に見、檢して之を訟ふ。是を以て吏に執へらると。楠氏即ち
彼醫を召して之を問へば、果して其言の如く、而して盜の母之を悲
み、其病將に益殆からんとす。楠氏乃ち其里正に謂ひて曰く、馬を
攘むの罪、固り有す可からず。然も吾既に賦稅十の二を免すれば、皆
將に足らんとす。而して斯夫の貧獨是の如きは何ぞやと。里正對へて
曰く、夫や固亂數少く。朝夕だも給せず、魚鹽を售りて以て食す。而
も去歲足を疾むこと。七八月、故に此の如く其貧なりと。楠氏の曰
く、宜なりと。乃ち馬主に謂ひて曰く、汝既に馬を得たり、將に汝
に於て足らんとす。盜は當に予に授くべし。然も汝數月馬無きの損
有り、我當に米二石を與へて汝に償ふべしと。又馬を買ふ者に米
二石を與へて曰く、馬の價を反すのみと。醫を數めて曰く、夫醫
は仁術ならずや。若貧民の疾を治め、報禮無しと雖も、猶當に其藥
を授與すべし。汝の不仁の甚しきを以て、愿民に盜を教へたり、
汝の如きは實に國賊なりと。乃ち吏をして之を三州の外に放逐せし

め、馬を攘む者を有司に屬して曰く、盜は罰すべし、當に彼の室を
沒收し、其郡邑を逐ふべし。孝は賞すべし、當に彼を新里に移し、之
に一夫の田宅を與ふべしと。乃ち更に米十石を賜ひて曰く、當に益
孝養すべしと。後平岡の宰宇佐美五郎に謂ひて曰く、吾今馬を攘む
の訟を聽き、爾の政を怠るを知る。蓋宰は民を撫毓するを以て
職と爲す、民に飢色無きは善政たる所以なり。故に當に下吏をして
日に其民を省み、疾を資け急を救はしむべし。今孝民有りて其不足
を扼す能はず、貪醫有りて其非道を懲す能はず、良民をして窮厄し
て盜するに至らしむ、汝の政を怠る故ならずや。民の罪有るは正
成の罪なり。今汝政を怠るを以ての故に、正成をして罪有らし
む。曩には我汝の怠らざるを知る、故に汝をして幸たらしむ。今に
して怠るは、斯爾驕侈の心を生ずるなりと。五郎深く之を恥ぢ、懼
れて數日出です。斯時に於て新に貧乏の者以て告訴すべきの法を措
けりと云ふ。

制也新法雖則善也苟變舊移
新則民必不安焉或以爲患苦
也如不_レ得_レ已而措_レ新法則宜_レ
簡鍊其義而後措_レ之也嘗新數
一法曰貧乏者可_レ以告訴焉而
或有_レ告_レ訴_レ之則檢_レ其所_レ以至_レ
貧焉若其奢侈非_レ度而以_レ至_レ貧者
大責_レ之曰僭上無禮國之賊也而
不_レ毫救助_レ焉若其事不_レ細則流_レ
放之曰以除_レ民之蠹也或不_レ圖
而損_レ於事或以_レ父母兄弟親族
故或以_レ躬疾病_レ故而乃至_レ貧者
隨而與_レ之錢穀各稱_レ其分_レ復

右の二事も亦楠氏事蹟中の較著なる者なり、因りて茲に表出して
以て後の大事に處する者に示す。

〔註解〕 里正。村のかしら。●撫毓。なでそだつる。●驕侈。を
ごること。

正行上四位下に叙せられ、春宮帶刀檢非違使左衛門尉と爲り、河
内守を兼ねぬ。父正成淡川に戦歿し、尊氏之を其家に送る。正行之を
見て悲慟に勝へず、起ちて佛龕に詣り、正成の授くる所の刀を抜き
將に自殺せんとす。母趨りて之を抱持して曰く、故判官の汝を遣せ
る以て福を薦むるに非ず、亦以て死に殉せしむるに非ず。意ふに汝
をして族黨を保合し、兵を擧げ賊を除き、再天下を天子に致さしむ。
汝面遺言を奉じて還り、以て我に告ぐ。言猶耳に在り、漠然と
して記せざるが若し、吾恐らくは汝の國事に背かんことをと。(讀史
雜詠に曰く、正成の死する、正行悲哀し自殺せんと欲す。母抱きて之
を止め、正行終に克く義旅を合し、以て王愾に敵す。此母の訓誨の

誨_レ之世警衛_レ使_レ之以禦_レ既往
貧若夫工匠屬或怠惰以貧者則
懲_レ戒之曰凡生_レ於此世_レ者未_レ
有_レ無_レ用_レ於斯世_レ也凡有_レ用_レ於
斯世_レ者必自得_レ生産_レ焉是則天
地之所_レ以與_レ焉也爾怠_レ惰乎汝
産業_レ而不_レ供_レ乎世之用_レ乃以至
貧是天地之所_レ以不_レ育也我何
爲_レ扶助_レ焉哉
初河内平岡郡有_レ攘_レ馬者一吏執
盜來楠氏乃召_レ隣民_レ問_レ其所_レ
以攘_レ焉隣民皆曰斯夫有_レ老母
在_レ焉能致_レ孝養_レ矣頃日母病請

力なり。正行愧ちて止む。自後童輩と遊戯するに、常に搏戰馳逐の
狀を爲し、賊を討ち讎を復するを以て事と爲さざるは莫し、後醍醐
帝の花山院を出で、内山に御する、正行從弟和田正朝等と來り赴く。
帝の崩するに及びて入りて宿衛す。後村上帝踐祚の初、屢兵を住吉
の側に出し、以て敵軍を挑む。正平二年足利尊氏將細川顯氏を遣
り、兵三千を以て來りて河内を攻め、金剛山を距ること七里にして
舍し、正行の將に矢尾城を攻めんとするを聞き、其出づること遠き
を候ひて徑に金剛山の下に至り、後を斷ちて之を塵にせんと謀る。
正行探り聽き、兵七百を率ゐ、伴りて矢尾に向ひ、火を所在に縱ち、
潛に還りて譽田林を蔽ひて陣す。顯氏矢尾の烟を望み、以爲らく敵
果して彼を攻むと。乃ち馳せて金剛山に止き、復隊伍無く、譽田を
過ぐる比、正行の兵叫呼突出し、顯氏大敗し、直に奔りて天王寺を
保つ。

〔註解〕 義旅。旅は衆の義なり。●所在。所々。

醫治之醫曰得米二石而能療治焉夫即諾之而服其藥乃覺病小癒然斯夫太貧難乎償二石米醫類債之其疾未瘳不復與其藥夫也愛之以謀諸親友其友乃貸一石米以遺之醫醫猶責之曰汝將垂約乎不具米二石則我未可復與藥也夫也惑焉然而不忍母之病於是乎不得已潛行其近村攘一馬一匹以鬻諸平野市而獲米三石償一石醫歸一石其友一石以爲母之養也而後歷數月

彼馬主見其馬於塗檢而訟之是以爲吏所執也捕氏即召彼醫問之果如其言也而盜之母悲之其病將益殆矣捕氏乃謂其里正曰攘馬之罪固不可宥也然吾既免賦稅十二也則皆將足矣而斯夫之貧獨如是何也里正對曰夫也固敵數少朝夕不給售魚鹽以食也而去歲疾足七八月故如此其貧也捕氏曰宜矣乃謂馬主曰汝既得馬將於汝乎足矣盜當授乎予焉然汝有數月無馬之損乎我當與

山名時氏兵六千を以て顯氏を援けて住吉に屯す。正行計るに先住吉を破らば天王寺の兵攻むることを煩さずして自ら退く可しと。乃ち兵二千餘を分ちて五隊と爲し、火を民舎に放ちて進み、敵軍の塵揚るを望み、以謂へらく、彼四處に陣して兵我に倍す、宜しく勢を分つべからずと。復五隊を併せて一と爲し、大戦して時氏を瓜生野に破り、餘衆隨ひて潰え、渡邊橋に至りて溺る、者算無く、時氏創を被りて走る。明年正行進みて京畿に逼る、尊氏憂恐し、乃ち高師直及び弟師泰に令し、兵八萬を發して來り攻めしむ。正行弟正時、和田正朝等と、百四十餘人神水を敵りて死を誓ひ、行宮に詣りて奏請す。曩には先臣正成微力を展べて強賊を夷げ、以て宸憂を安んず。幾も無く天下復亂れ、逆臣西襲し、終に命を湊川に致せり。臣時に年十一、遺言して河内に還らしめ、族黨を保合し、復將に朝敵を除滅し、宇内をして再皇化に歸せしめんとす。臣常に恐らくは待つ有るの身を以て、遽に不測の疾に嬰らば、上は不忠の臣と爲

り、下は不孝の子と爲らん。然も今師直師泰將に來り犯さんとす、實に臣が報效の秋なり。若彼の首を獲るに非ざれば、臣兄弟の首を彼に授けん、雌雄の決此一戦に在り。願はくは一たび龍顏を拜して去ることを得んと。言畢りて泣下る。帝親臨し口勅して曰く、以前兩次の戦、毎に克捷することを得たり、汝累世の武功殊に嘉尙す可し。聞く賊復兵を盡して來り侵すと、事勢固より輕からず。然りと雖も進むことを知りて進むは時を失はざることを欲するなり、退くことを知りて退くは後を保つことを欲すればなり。汝は朕の爪牙なり、慎みて當に自惜すべしと。正行頓首して出で、衆を率ゐて後醍醐帝の陵に詣り、恭しく謝して曰く、戦如利あらざれば、一生還せじと。鐔を叩きて起ち、同盟の姓氏を如意輪堂の壁に題し、歌を其後に書す。(其歌に云く、阿豆佐由美比岐加倍佐志斗於毛布余利)奈岐加須理以流奈於曾斗斗牟流)各髪を截りて佛殿に納れて後發す。帝中納言藤原隆資をして之を援けしむ。師直河内に入り、兵六萬を

米二石一以償於汝也又與三買馬者米二石二曰反馬償而已而數醫曰夫醫不仁術乎若治貧民之疾雖無報禮也猶當投與其藥也以汝不仁之甚矣而教愿民盜也如汝者實國賊也乃令吏放逐之三州外而屬三攘馬者有司曰盜則可罰也當沒收彼之第而逐其郡邑孝則可賞也當移彼於新里而與之一夫田宅乃更賜米十石曰當益孝養焉而後謂平岡宰宇佐美五郎曰吾今聽攘馬之訟

分ちて、生駒山の南及び飯盛山、外山、四條畷の四處に陣し、親ら餘軍を將ゐて後に居り、隆資兵三千を率ゐ、陽に飯盛山に向ふまねし以て敵軍を廢す。正行の兵三千四條畷より進む。飯盛山の敵之を望みて、兵を分ちて遮り撃つ。正行先鋒を以て之を破り、後軍四條畷の敵と戦ひ、殺傷相半す。飯盛山、生駒山の敵兵前後に奄ひ至り、後軍敗られて退走す。正行顧みず、兵三百を以て直前奮撃し、更に大に師直の兵を破り、兵を聚めて百餘人を亡ひ、人馬皆數矢を被る。衆乃ち馬を下りて壘に據りて坐食し、食し畢りて歩して進み、接戦益勵み、遂に師直の陣に迫る。上山高元僞りて師直と稱し、陣を冒して戦死す。其甲連環を鏤む、高氏の紋なり。正行大に喜び、首を空中に擲ち、手に承くること一再、既にして其僞なるを知り、乃ち首を地を投げ、蹴、且罵りて曰く、汝は上山高元か、汝も亦無雙の朝敵なり、而も勇は賞す可しと。乃ち親ら衣袖を斷ち、首を裏みて壘上に置く。是日卯より申に至るまで、戦凡三十餘合、殺傷

而知爾之怠政也蓋宰者以撫職民爲職民無飢色則所以爲善政也故當使下吏日省其民而扶疾救急也今有孝民而不能扼其不足有貪醫而不能懲其非道使良民窮厄而至于盜也則不汝之怠乎政故上乎民之有罪則正成之罪也今以汝怠乎政故使正成有罪也曩者我知汝之不怠故使汝宰焉今而怠者斯爾生焉修之心也五郎深耻之懼而數日不出焉於斯時也新措資

數百千人、吾兵死亡略盡く。乃ち餘兵五十餘人と楯を負ひて伴り走り、以て師直を誘ふ。敵之を覺り、支兵三百人を遣す。正行返戦して五十餘級を斬り、遂に前みて復師直の軍に迫る。正行時に體數箭に中り、皆重創にして用ふ可からず。正行乃ち呼びて曰く、事畢れり、賊に獲らるゝなかれと。正時と交刺して斃る、時に年二十三。
〔註解〕 瓜生野。遠里小野に同じ、攝津東成郡墨江村。●宸憂。天子の御心勞。●有待。人は死するものなれば待つある身といふ。●報效。君の御恩に報ゆること。●雌雄。勝敗。●克捷。戦にかつこと。●生駒山。河内國中河内郡。●飯盛山。河内國に有り紀伊の國にも同名の山あり。●連環。わちがひ。
（正行嘗て吉野に朝し、路に高師直の宮女辨内侍を誘出し、卒を遣りて之を迎ふるに遭ふ。内侍輿中に在りて啼く。正行悉く師直の卒を斬り、奉還以聞す。帝詔し、即ち内侍を賜ふ。正行辭するに歌を以てして曰く、斗氏毛余耳奈加羅布倍玖毛阿羅奴美能加利能知岐

乏者可_レ以告訴之法云

右二事亦楠氏事蹟中之較著者
因表出于茲以_レ示_レ後之處大
事者

正行敘上四位下爲_レ春宮帶刀
檢非違使左衛門尉兼_レ河内守
父正成戰_レ歿湊川一尊氏送_レ之於
其家正行見_レ之不_レ勝悲慟起
詣_レ佛龕拔_レ正成所_レ授刀將_レ自
殺母趨抱_レ持之曰故判官之遺
汝非_レ以薦_レ福亦非_レ以殉_レ死意
教_レ汝保_レ合族黨舉_レ兵除_レ賊再
致_レ天下於天子也汝面奉_レ遺言

以告_レ我而言猶在_レ耳漠然若_レ弗
記吾恐汝背_レ國事也讀史雜詠
曰正成之
死正行悲哀欲_レ自殺母抱_レ止_レ之
正行終克合_レ義旅以_レ敵_レ王愾_レ此
母訓誨正行愧止自後與_レ童輩遊
戲常爲_レ搏戰馳逐之狀莫_レ不_レ
以_レ討_レ賊復_レ難爲_レ事也後醍醐帝
出_レ花山院御_レ内山正行與_レ從
弟和田正朝等來赴及_レ帝崩入
宿衛後村上_レ帝踐祚之初屢出_レ兵
住吉側以_レ挑_レ敵軍正平二年足利
尊氏遣_レ將細川顯氏以_レ兵三千
來攻_レ河内距_レ金剛山七里而舍
聞_レ正行將_レ攻_レ矢尾城謀_レ候_レ其

利遠以加傳牟須波牟と。○史論に曰く、正行遺託を受けて能く義旗
を建て、始終一節、死を以て國に報ゆ、忠孝兩全と謂ふべしと。○
藤井臧曰く、或曰く、張儀言ふ有り、兵如かざる者は與に戦を挑
む勿れと。正行其如かざる者を以て遽に戦を挑む、功の成らざる
所以なり。寧遅緩すること數年、當に時を待ちて恢復を圖るべし。之
を若何ぞ徒に兵家の戒を犯し、以て勇を傷ぐるの死を致すや。
恐らくは是廷尉の志を繼ぐ者に非すと。曰く然らず、蓋天下は勢
のみ、勢の趨く所は挽く可からず。此時に當りて尊氏の威猛日に隆
に、之を南朝に較すれば當に鄒楚のみならず。況や君徳明ならず、
人才足らず、海内心を南朝に歸する者十の一二のみ。正行蓋謂へら
く、借便に年を累ね齒を歿するも、事濟す可きに非ず。且身多病、不
幸にして辱に臥す、悔ゆと雖も益無し。如かず唯父の遺命に従ひ。
早く軍門に死せんにはと。先見の明勇敢の義、至れりと謂ふ可し。
且夫君子道を明にして功を計らず、其成敗に至りては天なり。當

に爲すべきの事前に在り、豈豫其成らざるを憂へ、遂に輟めて以
て後日を俟つべけんや。廷尉已に先帝の事濟すべからざるを知り、
斷然命を湊川に授く、便是身を以て之に先だつなり。正行の此舉、
廷尉の志を繼ぐ者に非すと曰ふは、是正行を知る者に非ざるなり。
○讀史贅議正行を論ず、其畧に曰く、嗚呼正成歿し義貞死して、足
利氏の威始めて天下に徧く、皇駕南山一手掌の地に安じて將士能く
護る者無し。譬へば柱無きの屋の若し、其傾覆を見るのみ。此時に
當りて正行少壯の身を以て、千百の兵を擁し、再北軍を破りて一た
び南朝衰ふるに就たるの氣を振ひ、數十年偏安の業を基する所以
の者、豈其力に非ずや。○朱老師の贊、其略に曰く、是父是子、青
年志を賚すと雖も、芳名今に至る。詩に云ふ、人生古より死無
からんや、丹心を留取して汗青を炤すと。其然り、其然り。

〔註解〕張儀。支那戰國時代の辯者、蘇秦と名を齊しくす。○廷
尉。正成のこと正成判官たり廷尉は支那の官名判官と略似たり故

出遠徑至金剛山下斷後巒
之正行探聽率兵七百伴向矢
尾縱火所在潛遣敵譽田林
而陣顯氏望矢尾烟以為敵果攻
彼乃馳赴金剛山無復隊伍比
過譽田正行兵叫呼突出顯氏
大敗直奔保天王寺
山名時氏以兵六千援顯氏
屯于住吉正行計先破住吉則
天王寺兵不煩攻可自退乃
分兵二千餘為五隊放火民
舍而進望敵軍塵揚以謂彼陣
四處而兵倍於我不宜分勢
復併五隊為一大戰破時氏于

にいふ。○鄒楚。支那春秋の世鄒と楚の二國あり、鄒は魯の附庸の國にて最小、楚は南方に位せし最大國なり。○偏安。一方を守ること。楠正儀は正成の子にして正行の弟なり。左衛門尉に任じ、河内守を兼ね、左馬頭に遷る。兄正行正時戰歿し、正儀留りて河内に居る。高師泰壘を石川に築きて正儀を攻む。畠山國清之に代る。正儀始終固守す。正平五年國清足利直義に従ひて歸順す。正儀因りて兵を出して之が聲援を爲す。七年足利義詮疑を送る。帝親ら軍を御し宣言す、京師に幸せんと。實は義詮を襲はんと欲し、行いて住吉に次す。伊勢國司右衛門督源顯能伊賀伊勢の兵三千を將る、丹波路より進む。正儀和田正忠と兵五千を率ゐ、夜桂川を渡り、味爽細川顯氏と戦ひて之を破り、其從子八郎を斬る。細川頼春踵いて至る。正儀の兵楯を以て梯と爲し、屋に登りて亂射す。敵兵沮靡す。正儀騎を縱ちて突撃し頼春を斬り、義詮近江に走り、車駕蹕を男山に駐む。義詮大衆を以て走り迫る。正儀正忠兵三

瓜生野餘衆隨潰至渡邊橋溺者無算時氏被創走明年正行進逼京畿
尊氏憂恐乃令高師直及弟師泰發兵八萬來攻正行與弟正時和田正朝等百四十餘人歎神水誓死詣行宮奏請曩者先臣正成展微力夷強賊以安宸憂無幾天下復亂逆賊西襲終致命於湊川臣時年十一遺言遣還河内保合族黨復將除滅朝敵使宇内再歸皇化也臣常恐以有待之身遽嬰不測之

千を率ゐ之を荒阪山に拒ぎ稍利を得たり。然も衆寡敵せず、退きて男山に陣す。敵兵合圍し、勤王の兵至らず。衆議正儀正忠をして河内に還りて兵を募らしむ。正忠家に還りて暴に病みて卒す。正儀逗撓し、時を以て赴き援けす。王師終に敗績し、義詮復京師を陥る。既にして正儀兵を發し、吉良満貞、石塔頼房等と與に攝津を攻めて守護代某を撃ちて之を走らし、明年和田正武と中納言藤原隆俊に従ふ。會山名時氏、義詮を京師に攻め、義詮神樂岡に陣し、兵を出して林間を蔽ふ。正儀等其衆寡を知らんと欲し兵五百をして馬を下らしめ、徒歩して以て之を誘ひ、徐に敵陣に近づく。佐々木信詮出で、戦ふ。正儀撃ちて之を卻く。義詮戦はずして遁る。十四年畠山國清大舉して西上す。足利義詮國清等の諸將を統べ、天野の行宮を犯す。正儀和田正武と入りて奏して曰く、是戰臣等官軍の爲に必勝を保す。夫兵に貴ぶ所のもの三、曰く天の時なり、地の利なり、人の和なり。今歲大將軍西に在り、東討に利ありて西討に利あらず、

疾上而爲不忠之臣下而爲不孝之子一然今師直師泰將來犯實臣報效之秋也若非獲彼首則授臣兄弟首於彼雌雄之決在此一戰願得一拜龍顏而去言畢泣下帝親臨口勅曰以前兩次之戰每得克捷汝累世武功殊可嘉尙聞賊復盡兵來侵事勢固弗輕雖然知進而進欲不先時也知退而退欲保後也汝朕之爪牙慎當自惜正行頓首而出率衆詣後醍醐帝之陵一恭謝曰戰如不利弗一生還叩

道誓兵を出して西に向ふ。(國清雅髮して道誓と號す) 是天時に逆ふなり。官軍守る所前は大河にして後は深山、元弘已來賊來り攻むること數回、毎に利あらずして退く、是我地利を得るなり。道誓外軍興を藉り、内實は功を專にし賞を邀ふ、倫輩之を嫉む。是人和を失ふなり。此三者を失ふ者百萬の兵と雖も畏るゝに足らず。但行宮の地勢便ならず、請ふ暫く蹕を觀心寺に移せ、臣等干劍破に據り、日夜龍山石川を撃ち、又湯淺山本恩地贊河の諸族をして紀伊守護代鹽谷某をして龍門山を守らしめ、土兵を縦ちて敵を擾し、其をして休息することを得ざらしめば、敵必ず倦みて引き還さん。臣等機に乗じて追撃せば之を破らんこと必せりと。帝深く之を然りとし、觀心寺に修御す。正儀乃ち龍泉龍門平石矢屋等の岩を築き、兵を分ちて之を守り、自ら兵三百を以て赤阪城に據る。國清等津々山に陣し、分ちて諸岩を攻めて之を陥れ、進みて赤阪を攻む。正儀はこて金剛山を保ちて之を誘ふ。義詮尋いで引き還り、果して正儀の料る所の

而起題同盟姓氏於如意輪堂壁一書歌於其後一其歌云阿豆佐由美毛布余利奈岐加須瑠各載髮納以濟奈於曾斗斗率流于佛殿而後發帝使中納言藤原隆資接之師直入河内分兵六萬一陣生駒山南及飯盛山外山四條畷四處親將餘軍居後隆資率兵三千陽爲向飯盛山以

際敵軍正行兵三千由四條畷而進飯盛山敵望之分兵遮擊正行以先鋒破之後軍與四條畷敵戰殺傷相半飯盛山生駒山敵兵前後奄至後軍見敗退走正行

如し。正儀又兵を渡邊に出し、攻めて水速城を取り、又佐々木秀詮及び弟氏詮を攝津に攻めて之を破り、殺獲二百七十餘人、水に溺る、者甚多く、追ひて秀詮、氏詮を斬り、俘虜を録して悉く衣藥を給して放還す。是歳細川清氏降り、奏請して諸軍を發し京師を復す。後參議に拜せられ、元中中卒す。

〔註解〕 味爽。夜のしらしらあけ。●逗撓。はぐむこと。●大將軍。大將軍星。●俘虜。いけどり。

正儀の北降、或は簡策に載せ、或は口碑に傳ふ。而も未だ其眞妄を審にせず、故に北降の事今此に載せず。

(長良承芳論を著して曰く、世に傳ふる所の太平記、増鏡、後愚昧記、梅松論、花曆、三代記、櫻雲記の類の如き、皆阿世曲筆往々事を構へ人を誣ふ。大日本史據る所の諸書、皆北人の手に出づ。故に以て正儀實に叛すると爲し、大友小貳等諸叛臣と傳を同じくす、嘆すべきかな。唯南朝紀傳の一書、信にして徵有り、又曰く正儀の足利

不願以兵三百直前奮擊更大破師直兵聚兵亡二百餘人馬皆被數矢衆乃下馬據壘坐食食畢步進接戰奮勵遂迫師直陣上山高元僞稱師直冒陣戰死其甲鏃連環即高氏紋也正行大喜擲首于空中一手承者一再既而知其僞也乃投首于地蹴且罵曰汝上山高元耶汝亦無雙朝敵矣而勇則可賞乃親斷衣袖裹首置于壘上是日自卯至申戰凡三十餘合殺傷數百千人吾兵死亡略盡乃與餘兵五十餘人一頁楮

氏に於ける讐敵の巨魁なり。其初調に方りて、宜しく嚴に歸降の禮を修め、白日を以て事を行ふべし。何すれぞ故に昏夜に向ひ之をして調を執らしむるか、是尤む疑ふ可し。再紀傳を案するに曰く、建徳元年春頼の兵を河内に發する、正儀城に據りて之を禦ぐと。建徳元年は即ち北朝の應安三年、三代記櫻雲記並に正儀北降を書する應安三年に係れば、此舉正儀足利氏に臣たるの後乃ち一年餘なり。頼之の討何の故なるを知らず、事互に牴牾し、適從する所無し。見可し正儀の降其實に非ざること彰々として明なり、時人之を叛と書するは頼之の爲に詒かる、なり。後人其不義を議する者は徒に妄傳を信するなり。其夜調の謀の如きは密に其形貌年齒の克く正儀に肖たる者を索め、優孟をして孫叔敖たらしめ、以て一時の人を瞞するのみ。又曰く、世或は傳ふ正儀伴りて湊川の役に死し、河内に歸り、蠶して觀心寺に在り、年耄して死すと。或は姓名を櫓淵政隆と改め、羽の山脇に隠れ、見に其墓有りと云ふ。世降りて俗瀛

伴走以誘師直敵覺之遣支兵三百人正行返戰斬五十餘級遂前復迫師直軍而正行時體中數箭兵皆重創不可用正行乃呼曰事畢矣莫爲賊所獲與正時交割而斃年二十三

正行嘗朝吉野路遭高師直誘出宮女辨內待遣卒迎之內侍在輿中啼正行悉斬師直卒奉還以聞帝詔賜內侍正行辭以歌曰斗氏毛余耳奈加羅布倍玖毛阿羅奴美能加利能知岐利遠以加傳幸須波卒○史論曰正行受遺託能建義旗始終一節以死報國可謂忠孝兩全矣○藤井威曰或曰張儀有言兵不若者勿與挑戰正行以其不若者連挑戰功之所以不成就也嘗遲緩數年當待時而圖恢復也若之何徒犯兵家之戒以致傷

く、好みて人の過を言ふ。正成だも妄人の誣を免れざること、猶是の如き者有り、況や正儀に於てをや。余深く正儀の不幸を慨し、之が爲に切齒腐心すること久し。是に於て具に其事を辨論し、以て沈寃を伸雪せんと欲す。但是頼之の毒計、業に已に百世の口實と爲れば、吾も亦極めて知る、區々の筆舌人の耳目を反し難く、徒に世俗の嗤笑となることを。○謙案するに、正儀北降必ず無し、何を以て之を知る。曰く或は云く、忠臣の士を求むるは必ず孝子の門に於いてす。楠氏の閭族孝ならなるなし。又忠ならざるなきなり。而も正儀獨忠ならずして降る、萬々其理なし。且其百折撓まず、萬辛辭せざるの迹を見るに、亦北降する者に非ざると知るべし。余故に北降の説斷じて取らざるなり。○中井積徳の曰く、阿王父の讐を報せんと欲して赤阪に抵り、獨一僮と城下を彷徨す。人有り之を訊ふ。應へて曰く、我は宇野六郎の子なり。父死して族人宗を奪ふ、躬容る、所無く將に邱壑に投じて自ら緇流に托せんとすと。其人以て歸り正儀

勇之死乎恐是非繼延尉之志者矣曰不然也蓋天下者勢而已勢之所趨不可挽矣當此時尊氏威猛日隆較之南朝不啻鄒楚一況君德不明明人才不足海內歸心於南朝者十之二耳正行蓋謂借使累年殺齒事非可濟且身多病不幸臥蓐雖無益不第從父之遺命早死於軍門先見之明勇致之義可謂至矣且夫君子明道不計功至其成敗天也當爲之事在前豈可豫變其不成遂輟以歟嗚呼日哉延尉已知先帝之事不可濟斷然授命於湊川便是以身先之也正行此舉曰非繼延尉之志者是非知正行者也○讀史贊議論正行其略曰嗚呼正成殺我貞死而足利氏之威始徧天下皇駕安於南山一手掌之地而將士無有能護者譬若無柱之屋坐見其傾覆而已於此時正行以少壯之身擁千百之兵再破北軍而一

に告ぐ。正儀之を哀みて左右に寘く。居ること數歲、正儀益々之を器とし、嘗て授くるに邑を以てす。阿王辭するに未だ軍功有らざるを以てす。浮屠氏の法、死者の爲に福を祈るに之を以て數を記す。是て於て宇野六郎死するの七年、其忌に遭ひ、阿王感念し、將に此夜を以て正儀を刺さんと欲す。適正儀阿王年大なるを以て、召してこれに冠せしめ、名を賜ひて正寛と曰ひ、慶するに御賜の兜鍪を以てす。阿王感激地無く、侍坐夜に抵りて間を得たり。既にして身を起す。而も平日の恩義棄つ可からず、加ふるに晝日の遇を以て忍びざるなり。正儀又從容背坐し復防閑無く、勉彊自厲するに竟に能はず、出で之を哭して慟す。衆愕きて共に之を視る。阿王具に之に實を告げて曰く、吾唯死あるのみと。刀を抽きて自刺せんとし、奪ふ所と爲り、乃ち髮を髡して僧と爲り、山中に入り、正寛を以て其號と爲し、以て身を終ると云ふ。嗚乎阿王之志は哀むべきかな、楠氏の子も亦尙ふべし。仁惠を羈旅の僮に推し、能く寇讐をして其戕害の心を消さしむ。誠孚物を動すに足る者に非ざれば能はず、宜なるかな忠義三世にして其家聲を隕ざるや。

〔註解〕 優孟。古の俳優にて名を孟といふもの。●孫叔敖。楚の國の宰相の名。●緇流。僧徒のこと。●防閑。用心すること。和田正遠彌五郎と稱す、補正成の弟なり。元弘の初正成に従ひ兵を起し軍功居多なり。延元中武者所に直し、後正成と偕に湊川に戦死す。正家藏人に補せられ、左近將監に任ず。延元元年正成に代り、兵に將として常陸に赴き、佐竹義篤を金砂山に攻めて其族人義冬を斬る。那珂氏來降し、兵勢頗る振ふ。又瓜連の地に城きて之に據る。敵兵來攻後藤基明を撃ちて之を斬り、後落髮して西阿と曰ふ。四條の役

振南朝就衰之氣一所以基數十年偏安之業一者豈非其力哉○朱老師贊其略曰是父是子雖青年喪志芳名至今詩云人生自古無死留取丹心照汗青其然其然楠正儀正成子正行弟也任左衛門尉一兼河内守遷左馬頭一兄正行正時戰歿正儀留居河内高師泰築壘石川攻正儀島山國清尋代之正儀始終固守正平五年國清從足利直義歸順正儀因出兵爲之聲援七年足利義詮送欽帝親御軍宣言幸京師實欲襲義詮行次住吉伊勢國司右衛門督源顯能將伊賀伊勢兵三

正行と與に戦歿す。大塚惟正掃部助と稱す、正成に従ひて湊川に戦ふ。後正行の四條に戦ふに方り、惟正身に數創を被り、馬も亦僵れ、逸馬を獲て之に騎り、逃るゝこと數里、閩族殲くると聞き、馬を返して陣を冒し、奮

千自丹波路進正儀與和田正忠率兵五千一夜渡桂川味爽與細川顯氏戰破之斬其從子八郎細川賴春踵至正儀兵以楯爲梯登屋亂射敵兵沮靡正儀縱騎突擊斬賴春義詮走近江車駕駐蹕男山義詮以大眾來迫正儀正忠率兵三千拒之荒阪山稍得利然衆寡不敵退陣男山敵兵合圍勤王兵不至衆議令正儀正忠還河內募兵正忠還家暴病卒正儀逗撓不以時赴援王師終敗績義詮復陷京

戰して死す。池田四郎なる者有り、惟正と同じく軍に従ふ。敗る、に及び、四郎及び二人流矢に中りて死す。橋本正員八郎と稱す、宇佐美正安河代守たり。神宮寺正師兵衛尉に任じ、太郎兵衛と稱す、皆正成の族なり。俱に正成に従ひて死す。和田正武正儀と與に赤阪に據り、敵來り圍むこと數匝、乃ち夜に乗じ銳兵二百を提げて敵營を斫りて克たず、兵を斂めて退き、即夜正儀と與に走りて金剛山に入り、往々戰功有り。(後其終る所を知らず。)橋本正高土丸城に據り、子姪をして近要を守らしむ。山名義理及び清氏等來りて土丸を圍み、防戦利無く、姪某之に死し、遂に城を棄て、遁れ、明年復清氏と高名邊、戰ひて克たずして之に死す。族三人及び上神、下神、磯部、櫻井等の諸氏悉く戰歿す。正勝師を出して足利氏を討ちて利あらず、乃ち干劍破に歸る。義滿益々兵を發して干劍破を圍む。正勝力盡き其徒に謂ひて曰く、徒死するも益無く、降を乞ふも亦我の羞づる所なりと。乃ち兵を引きて

師既而正儀發兵與吉良滿貞

石塔賴房等攻攝津擊守護代某走之明年與和田正武從中納言藤原隆俊會山名時氏攻義詮於京師義詮陣神樂岡出兵蔽林間正儀等欲知其衆寡使兵五百下馬徒步以誘之徐近敵陣佐佐木信詮出戰正儀擊卻之義詮不戰而遁十四年島清國清大學西上足利義詮統國清等諸將犯天野行宮正儀與和田正武入奏曰是戰臣等爲官軍保必勝也夫所貴乎兵者三焉

走り去る。(後事軼して傳らず。)正元奮戦して數人を斬りて執へらる。義滿之を壯となし、謂ひて曰く、若能く志を改めて吾に事へば、長く富貴を保たんと。正元泣然涕を流して曰く、王室頽敗して之を扶くこと能はず、吾輩死して餘罪ありと。遂に屈せずして斬らる。(岩垣松苗曰く、正勝、正元は眞に正成の孫なりと謂ふ可し。二子の如き實に爲す可からざるの時に當りて猶藥を必死と病に下す。宋の文天祥の謂はゆる存すること一日なれば一日臣子の責を盡すといふ者なり。當時君に叛き、反覆不義にして富み且貴きものが爲に愧死せざらんや。)和田正朝新兵衛と稱す。正平三年高師直等來り攻む。正朝弟賢秀と正行に従ひて吉野の行宮に詣りて廷辭し、同士百四十餘人と與に死を誓ひて進み、遂に忠實に殺さる。正朝の弟を紀六と稱す、亦其子二人と與に戰死す。和田正興落髮して賢秀と稱す。正平中正行に従ひ、細川顯氏と住吉

曰天時也地利也人和也今歲大將軍在西利東討不利西討道警出兵向西國清雜髮是逆天時也官軍所守前大河後深山元弘已來賊來攻數回每不利而退是我得地利也道警外藉軍興內實專功邀賞倫輩嫉之是失人和也失此三者雖百萬兵不足畏也但行宮地勢不便請暫移蹕觀心寺一臣等據千劍破日夜拒擊於龍山石川又令湯淺山本恩地費河諸族從紀伊守護代鹽治某守龍門山縱土兵擾

に戦ふ。賢秀手づから數十人を及す、敵敗走す。又追ひて山名兼義を斬る。四條の役、賢秀善く薙刀を使ひ遇ふ者皆死す。賢秀敵兵に混じ師直を狙撃せんと欲す。其間相距ると數歩、正行の部下湯淺某降りて師直の軍中に在り。賢秀を識り、後より斫りて之を踏し其首を斬る。賢秀眼光炬の如く、死するも猶瞪視して瞑せざるがごとく、此より某俯仰惟賢秀眼を張りて己を嗔するの状と視、七日にして死す。和田正忠五郎と稱す。正平七年帝住吉に御す。正忠楠正儀と先鋒と爲り京師を攻め細川顯氏を破る。義詮近江に走る。正忠正儀に従ひて河内に還り、兵を集めて返り援けんと圖る。會病みて暴に卒す。光正常に足利氏に報いんと欲し、容を變じて僧と爲り、名を常泉と改む。永享元年足利義教南都に詣ると聞き、將に間を覘ひて之を刺さんとし、事覺れ、筒井某の爲に捕へらる。義教速に刑を行ふ。光正刑に臨みて神色揚々として平生の如し。大抵其著しき者を附し、以て忠義の盛を見すと雖も、右十三名皆

敵令其不_レ得_二休息_一敵必倦而引還臣等乘_レ機追擊破_レ之必矣帝深然_レ之移_二御觀心寺_一正儀乃築_二龍泉龍門平石矢尾等砦_一分_レ兵守_レ之自_二兵三百_一據_二赤阪城_一國

楠氏の族類に係る。其命を輕じ義に趨くの迹、猶明の方孝孺の宗黨八百四十七人と頗る相類す。實に千古未曾有の事なり。故に其忠義の盛なる盛ならざるとを論せず、一々此に載す。

〔註解〕落髮。出家すると。●泣然。涙のこぼれる貌。●瞪視。

清等陣_二津津山_一分攻_二諸砦_一陷_レ之進攻_二赤阪_一正儀退保_二金剛山_一誘_レ之義詮尋引還果如_二正儀所_一料正儀又出_二兵渡邊_一攻取_二水速城_一又攻_二佐佐木秀詮及弟氏詮_一於攝津_一破_レ之殺獲_二二百七十餘人_一溺_レ水者甚多追斬_二秀詮氏詮_一錄_二俘虜_一悉給_二衣藥_一放還是歲細川清氏降奏諸發_二諸軍_一復_二京師_一後拜_二參議_一元中中卒

正儀北降或載_二於簡策_一或傳_二於口碑_一而未審_二其真妄_一故北降之事今不_レ載_二乎此_一矣
長其承芳著_レ論曰世所傳如_二太平記_一實錄後愚昧記梅松論花營三代記櫻雲記之類皆阿世曲筆往往構_レ事誣_レ人夫日本史所_レ據諸書皆出_二於北人之手_一故以爲_二正儀實叛_一與_二大友少貳等_一諸叛臣_一同_レ傳可_レ嘆夫唯南朝紀傳一書信而有_レ徵又曰正儀之於_二足利氏_一譬敵之巨魁也方_二其初謁_一宜_レ嚴修_二歸降之禮_一以_二白日_一行_レ事何爲_二故向_一昏夜_一使_二之執_一謁耶是尤可_レ疑也再按_二紀傳_一曰建德元年春賴之發_二兵河內_一正儀據_二城禦_一之建德元年即北朝應安三年三代記櫻雲記並書_二正儀北降_一係_二應安三年_一則此舉也正儀臣_二足利氏_一之後乃一年餘矣賴之之討不_レ知_二何故_一事互抵牾無_レ所_レ適從_二可見_一正儀之降非_二其實_一也彰彰_二乎明矣時人書_二之叛_一者爲_二賴之_一論也後人議_二其不義_一者徒信_二妄傳_一也其如_二夜譟之謀_一密索_二其形貌_一年齒克肖_二正儀_一者_二使_一僞孟爲_二孫叔放_一以_二瞞_一一時之人_一耳又曰世或傳_二正成伴死_一于湊川之役_一逃而歸_二河內_一禁在_二觀心寺_一年耄而死_二或更_一姓名_二樺淵政隆_一隱_二于羽之山脇_一見有_二其墓_一云世降俗漓好言_二人之過_一正成而不_レ免_二於妄人之誣_一猶有_二如_一是者_二況於_一正儀_一乎余深慨_二正儀之不幸_一爲_二之切齒腐心久矣

於其具辨論其事欲以伸雪沈寃但是賴之之毒計業已為百世口實則吾亦極知區區兼舌難反人之耳目而徒為世俗嗤笑矣○謙按正儀北降必無為何以知之矣曰或云求忠臣之士必於孝子之門楠氏國族無不孝又無不忠也而正儀獨不忠而降萬無一其理也且見其百折不撓萬辛不辭之迹亦非北降者可知也余故北降說斷然不取也○中井積德曰阿王欲報父讐抵赤阪獨與一僮彷徨城下有入訊之應曰我為宇野六郎之子父死而族人奪宗躬無所容將投邱壑自托細流也其人以歸告于正儀正儀哀之隨于左右正儀素仁惠推心善視阿王亦勤敏服勞居數歲正儀益器之嘗授以邑阿王辭以未有軍功浮屠氏之法為死者祈福以七紀數於是宇野六郎死之七年遭其忌也阿王感念將欲以此夜刺正儀適正儀以阿王年大召而冠之賜名曰正寬慶以御賜兜鍪阿王感激無地侍坐抵夜得問既起身而平日恩義弗可棄也加以晝日之遇弗忍也正儀又從容背坐無復防閑勉彌自厲竟不能也出而哭之慟衆愕共視之阿王具告之實曰吾唯有死而已矣抽刀自刺為所奪乃髮為僧入山中以正寬為其號以終身云嗚呼阿王之志可哀夫楠氏之子亦可向也推仁惠子羈旅之僮能使冠髻消其戎害之心非誠字足動物者弗能焉宜乎忠義三世而不隕其家聲也

和田正遠稱彌五郎楠正成弟也元弘初從正成起兵軍功居多延元中直武者所後借正成戰死湊川

正家補藏人任左近將監延元元年代正成將兵赴常陸攻佐竹義篤於金砂山斬其族人義冬那阿氏來降兵勢頗振又城瓜連地據之敵兵來攻擊後藤基明斬之後落髮曰西阿四條之役與正行戰沒

大塚惟正稱掃部助從正成戰湊川後方正行之戰四條也惟正身被數創馬亦僵獲逸馬騎之逃數里聞國族賊焉返馬冒陣奮戰死有池田四郎者與惟正同從軍及敗四郎及子二人中流矢死

橋本正員稱八郎字佐美正安為河內守神宮寺正師任兵衛尉稱太郎兵衛皆正成族也俱從正成死

和田正武與正儀據赤阪敵來圍數匝乃乘夜提銳兵二百斫敵營不克斂兵而退即夜與正儀走入金剛山往往有戰

功後不知其所終

橋本正茂稱九郎與源定平陣天王寺大敗北兵又攻松原野田等陣營陷之後薙髮不知其所終

橋本正高據土丸城令子姪分守近要山名義理及清氏等來圍土丸防戰無利姪某死之遂棄城遁明年復與清氏戰于高名邊不克死之族三人及上神下神磯部櫻井等諸氏悉戰沒

正勝出師討足利氏不利乃歸于劍破義滿益發兵圍于劍破正勝力盡謂其徒曰徒死無益乞降亦我所羞也乃引兵走去後事軼而不傳

正元奮戰斬數人而被執義滿壯之謂曰若能改志事吾則長保富貴正元泣然流涕曰王室頹敗不能扶之吾輩死有餘罪遂不屈而被斬岩垣松苗曰正勝正元可謂真正成孫如二子實當不可為之時而猶下藥於必死之病宋文天祥所謂存一日則一日盡臣子之責者也當時叛君反覆不義而富且貴不為之愧死乎

和田正朝稱新兵衛正平三年高師直等來攻正朝與弟賢秀從正行詣吉野行宮廷辭與同士百四十餘人俱誓死而進遂為忠實所殺正朝弟稱紀六亦與其子二人俱戰死

和田正興落髮稱賢秀正平中從正行與細川顯氏戰于住吉賢秀手刃數十人敵敗走又追斬山名兼義四條之役賢秀善使薙刀遇者皆死賢秀混敵兵欲狙擊師直其間相距數步正行部下湯淺某降在師直軍中識賢秀從後斫路之斯其首賢秀眼光如炫死猶瞪視不瞑從此某俯仰惟視賢秀張眼噴已狀七日死

和田正忠稱五郎。正平七年帝御住吉。正忠與楠正儀爲先鋒。攻京師。破細川顯氏。義詮走。近江正忠從正儀。還河內。圖集兵返援。會病暴卒。

光正常欲報足利氏。變容爲僧。改名常泉。永享元年。聞足利義教詣南都。將觀間刺之事。覺爲高井某。被捕。義教速行。刑光正臨。利神色揚揚如平生。

大抵雖附其著者。以見忠義之盛。右十三名皆係楠氏族類。而其輕命趨義之迹。猶與明方孝孺宗黨八百四十七人。頗相類。矣。實千古未嘗有之事也。故不爲論其忠義之盛。與不盛而一載乎此矣。

卷之六終

卷之七

上書

左近衛中將新田義貞

新田義貞稱小太郎。上野新田郡人。源義家十世孫也。方北條高時之遷。後醍醐天皇於隱岐也。楠氏起兵于金剛山。高時遣關東將士。攻義貞亦在遣中。焉已而城固。不拔。東兵多逃亡。義貞召其家宰舟田義昌。語之曰。源平相制。並護王家。自古之爲。然吾雖無似。忝列源氏胄裔。特以時勢。

卷之七

上書

左近衛中將新田義貞

新田義貞は小太郎と稱す。上野新田郡の人。源義家十世の孫なり。北條高時の後醍醐天皇を隱岐に遷すに方りて、楠氏兵を金剛山に起す。高時關東の將士を遣して攻む。義貞亦遣中に在り。已にして城固うして拔けず。東兵多く逃亡す。義貞其家宰舟田義昌を召し、之に語りて曰く、源平相制し、並に王家を護るは、古より然りと爲す。吾無似なりと雖も、忝く源氏の胄裔に列す。特時世を以て北條氏に驅使せられ、遂に官軍に敵す。豈其本志ならんや。吾高時の近狀を視るに、亡滅せんこと遠きに非ず。(高時好みて狗を闘はし、常に以て樂と爲し、遂に天下に命じ、獒犬を獻せしむ。諸州之を與し、

爲北條氏所驅使、遂敵官軍、豈其本志也吾視高時近狀亡滅非遠、高時好闘、狗常以爲樂、遂命天下、獻葵犬、諸州與之爭進、及四五千、飼以魚鳥、著以錦繡、倍稅充費、民人大苦、吾欲歸我國、舉義兵、上以除宸憂、下興家聲、而非有所受、命不可安得、大塔宮令旨、則吾事成矣、大塔宮者、帝第三子護良也、

義貞通意於護良、護良素知新田氏名族、大喜、即爲令與之權用、詔辭、關天皇之子也、早爲天台座主、稟性剛毅、有扶皇綱、覆武家之大志、專嗜武事、勸天皇以東征、天皇移玉座于隱岐、之後護良出南都、入紀州、

爭ひ進めて、四五千に及ぶ。飼ふに魚鳥を以てし、著するに錦繡を以てし、税を倍して費に充つ、民人大に苦しむ。吾我國に歸り、義兵を擧げ、上は以て宸憂を除き、下は家聲を興さんと欲す。而も命を受くる所有るに非ざれば不可なり、大塔宮の令旨を得ば、吾事成らん。大塔宮とは、帝の第三子護良なり。

〔註解〕遣中。北條氏の金剛山を攻むる爲に遣したる人の中。●家宰。家の重家來。●無似。不肖といふに同じ。●胃裔。子孫。●葵犬。つよき犬。●宸憂。上御一人の御心配。●家聲。家の名譽。義貞意を護良に通ず。護良素より新田氏の名族たるを知り、大に喜び、即ち令を爲して之に與へ、權に詔辭を用ふ。(羅山文集に曰く、護良は後醍醐天皇の子なり。早に天台座主と爲り、稟性剛毅、皇綱を扶け、武家を覆すの大志あり。專武事を嗜み、天皇に勸むるに東征を以てし、玉座を隱岐に移すの後、護良南都を出で、紀州に入り、諸邑を經歷し、吉野城を保つ。後義貞密に令旨を受けて義兵を

經歴諸邑、保吉野城、後義貞密受令旨、起義兵、而後勤王之師、四方鋒起、北條氏滅亡、皇運乍開、護良之勤勞、可謂多矣。義貞感喜出意外、翌日稱病東歸、與子義顯弟脇屋義助、謀討高時、高時未之覺也。

以金剛山久不拔、官軍並起、益調發兵食、新田素多豪戶、因課六十萬錢、限以五日、縱吏卒催迫、義貞曰、奴輩亡狀、敢踏藉我地、遣兵捕其吏、梟首里門、高時聞而大怒、下令擊新田氏、新田氏會議、或曰、越後依其宗族、或曰、距利根川、義助進而

起し、而して後勤王之師四方に蜂起し、北條氏滅亡し、皇運乍ち開く、護良の勤勞多しと謂ふべし。義貞の感喜意外に出で、翌日病と稱して東に歸り、子義顯、弟脇屋義助と、高時を討つことを謀る。高時未だ之を覺らざるなり。

〔註解〕座主。延曆寺の長をいふ。●稟性。うまれつき。●皇綱。綱はおほづな、皇綱は王家の大綱、綱紀をいふ。金剛山久しく拔けず。官軍並に起るを以て、益兵食を調發す。新田素より豪戶多し、因りて六十萬錢を課し、限るに五日を以てし、吏卒を縱ちて催迫す。義貞の曰く、奴輩亡狀、敢て我地を踏藉すと。兵を遣して其吏を捕へ、首を里門に梟す。高時聞いて大に怒り、令を下して新田氏を撃つ。新田氏會議す。或は曰ふ、越前に赴きて其宗族に依らん。或は曰ふ、利根川に距がんと。義助進みて言ひて曰く、二者皆計に非ざるなり。坐して強敵を待たば、情見れ形屈し、我兵内に潰え、人をして新田氏使者を戕ひて誅死せらると曰はしめ

言曰二者皆非計也坐待強敵一情見形屈則我兵內潰一敗塗地使人曰新田氏哉使者而誅也死一也寧死於王事今雖匹馬單兵一出徇於國中衆附則進攻鎌倉不則戰死孰與坐取誅殺乎衆以爲然乃起兵

讀史贅議曰義貞斬北條氏之使而鎌倉將發兵擊義貞衆咸持拒計紛紜不一義助進云衆從其言遂得濟功夫義貞初圍于劍破既有勸王之志就護良親王承綸旨而歸則其舉義也宜其豫謀素定萬不容已何於斬使之日轉疑且惑其計不能決也且斬其使而欲其主之不恐難矣則斬使之日必有應敵之策然後可斬今乃激一朝之忿斬大府之使征討

ん。死は一なり、寧王事に死せん。今匹馬單兵と雖も、出でて國中に徇へしめ、衆附けば進みて鎌倉を攻め、不されば戦死せん、坐して誅殺を取るに孰與ぞやと。衆以て然りと爲し、乃ち兵を起す。

〔註解〕踏藉。ふみあらず。●豪戸。金持の家。●亡狀。無狀といふに同じ、亂暴無禮なること。

（讀史贅議に曰く、義貞北條氏の使を斬り、鎌倉將に兵を發して義貞を撃たんとす。衆咸拒計を持し、紛紜一ならず。義助進みて云々し、衆其言に従ひ、遂に功を濟すことを得たり。夫義貞初て干劍破を圍む、既に勤王の志有り。護良親王に就きて綸旨を承けて歸りたれば、其義を擧ぐる宜しく其豫謀素定萬已むことを容れざるべし。何ぞ使を斬るの日に於て、轉疑ひ且惑ひ、其計決する能はざるや、且其使を斬りて、其主の怒らざるを欲するは難し、使を斬るの日、必ず敵に應ずる策有りて、然して後斬る可し。今乃一朝の忿に激せられ、大府の使を斬り、征討將に至らんとし、方に且恐々然と

將至方且恐々然懼其不免將取決於紛紛衆議而定之豈其勤王之志雖定而衆心未可測故因斬使之事以試之邪爲義助者亦不其議於兄弟密邇之頃而發之衆議紛紛之際不幸義貞從衆議不圖進取則來可知其成敗之如何也而衆議遂從義助者豈非幸乎

吾反覆考之而知其由焉蓋此事也義助與義貞未斬使之日計義已定然發之事勢未迫之先人皆見鎌倉之政體雖亂成權自若而其心危疑不安或將竊通於敵而圖變於蕭牆亦未可知故今斬其使而爲之族者知罪不冤衆心不期而一我

して其免れざることを懼れ、將に決を紛々衆議に取りて之を定めんとす、豈其勤王の志定ると雖も、衆心未だ測る可からず、故に使を斬るの事に因りて、以て之を試るか、義助たるものも亦其議を兄弟密邇の頃に定めずして、之を衆議紛々の際に發す。不幸にして義貞衆議に従ひて進取を圖らず、未だ其成敗の如何を知る可からず、而も衆議遂に義助に従ふ者、豈幸に非ずや。

〔註解〕拒計。坐して拒がんとする計。●紛紜。かれこれ議論の出る。●綸旨。天子の内命。●豫謀素定。前から謀のきちんときまり居ること。●大府。鎌倉幕府のこと。●密邇。ない／＼のこと。

吾反覆之を考へて其由を知れり、蓋此事や義助義貞と未だ使を斬らざるの日、計議已に定り、然して之を事勢未だ迫らざるの先に發す。ひとみな鎌倉の政體亂ると雖も、成權自若たるを見、其心危疑安からず。或は竊に敵に通じて變を蕭牆に圖らんとするも、亦未だ知る可から

因是以決其議乃率一之心之族而乘懷怨之敵一鼓破之不難是義助所以議于此也義助之議發而此舉始決則謂義助王義助成之可也據史所載尊氏之初歸關也直義決之而其叛也亦直義成之均弟也義助導之而不弟雖然義助與義貞終始相隨奔馳顛倒先後相斃而直義既納尊氏於逆而已亦終叛之則義助固可謂義貞之順弟而直義亦可謂尊氏之肖弟也

す、故に今其使を斬り、之が族たる者、罪の免れざるを知り、衆心期せずして一たり。我是に因りて以て其議を決し、乃一心の族を率ゐて、怨を懐くの敵に乗ず、一鼓して之を敗ること難からず、是義助の此に議する所以なり。義助の議發して此舉初て決すれば、義貞の勤王、義助之を成すと謂ひて可なり。史の載する所に據るに、尊氏の初關に歸するや直義之を決し、其叛くや亦直義之を成す。均しく弟なり、義助は兄を順に導きて悌、直義は卒に兄を逆に納れて不弟なり。然りと雖も、義助義貞と終始、相隨ひて奔馳顛倒し、先後相斃れて止み、直義既に尊氏を逆に納れて、己も亦終に之を叛けば、義助は固より義貞の順弟と謂ふ可くして、直義も亦尊氏の肖弟と謂ふ可きなり。

〔註解〕 反覆。いく度もくりかへすこと。●自若。かはらぬこと。

●蕭牆。論語に禍蕭牆の中に在りとあり、蕭牆は君臣會見の時、其間に設けたる垣をいふ。●奔馳顛倒。共に戰場に奔走驅馳して

大館宗氏堀口貞満岩松經家里見

義氏江田行義百五十騎推義貞

爲將堅旗于邑生品祠前一以舉

義焉實元弘三年五月八日也義

貞拜讀詔書進陣于笠懸野

比日暮利根河側塵起有兵至

可二千騎衆謂敵來矣漸近則越

後宗族來援也義貞驚喜曰諸君來

何速何以知吾舉義大井田經隆

伏鞍而對曰今日羽黑俊賢來徇

國中是以馳至在遠境者明日

當至

明日越後全兵及甲斐信濃諸源

苦心せしこと。●肖弟。兄に似たる弟。

大館宗氏、堀口貞満、岩松經家、里見義氏、江田行義百五十騎、義貞を推して將と爲し、旗を邑の生品祠の前に立て、以を義を舉ぐ、

實に元弘三年五月八日なり。義貞詔書を拜讀し、進みて笠懸野に陣

し、日暮に比びて、利根の河側に塵起り、兵有り至るもの二千騎可

衆謂らく敵來ると。漸く近けば越後の宗族の來援するなり。義貞驚

喜して曰く、諸君來ること何ぞ速なる、何を以て吾が義を擧ぐる

を知るやと。大井田經隆鞍に伏して對へて曰く、今日羽黑俊賢來り

て國中に徇ふ、是を以て馳せ至る。遠境に在る者は、明日當に至る

べしと。

〔註解〕 羽黑俊賢。太平記に天狗山伏一人越後の國中を一日の間

に觸れ廻りて通り候ひし間云々。

明日越後の全兵及び甲斐、信濃の諸源、五千騎を以て至る。乃ち兵

を合せ、進みて武藏に入る。近國の將士期せずし會する者、一日二

以五千騎至乃合兵進入武藏近國將士不期而會者一日二萬人軍于入間河北高時聞義貞起事不以爲意也發兵十一萬以族貞國貞將將之前後來擊貞國抵河南一望見新田氏軍甚盛乃不敢進而義貞已亂流而至大戰于武藏野兩軍皆東國驍兵素習騎戰地亦平曠射戰罷即相馳突凡三十餘合乃交退且日又戰于久米河每戰鎌倉兵死傷輒倍高時使弟泰家以生兵數萬來援夜抵其軍義貞不

萬人入間河の北に軍す。高時義貞の事を聞き、以て意と爲さず。兵十一萬を發し、族貞國、貞將を以て之に將とし、前後來撃す。貞國河の南に抵り、新田氏の軍の甚だ盛なるを望見し、乃ち敢て進まず。義貞已に流を亂して至り、大に武藏野に戰ふ。兩軍皆東國の饒兵、素より騎戰に習ひ、地も亦平曠、射戰罷みて即ち相馳突す。凡三十餘合、乃ち交々退き、且日又久米河に戰ふ、戰ふ毎に鎌倉の兵死傷輒ち倍す。高時弟泰家をして生兵數萬を以て來り援けしめ、夜其軍に抵る。義貞察せず、晨を侵して又戰ひ、利あらずして退く。

〔註解〕 驍兵。強き兵。●平曠。廣く平なること。●月旦。あくるひ。

泰家益新田氏を輕じて曰く、敵中必ず義貞を斬致する者有らんと。皆甲を釋き酒を飲む。相摸の人三浦義勝心素より義貞に嚮ひ、兵六千を率ゐ、來りて之に屬す。義貞禮して計を詢ふ。義勝の曰く、

察倭晨又戰不利而退

泰家益輕新田氏曰敵中必有斬致義貞者皆釋甲飲酒相摸人三浦義勝心素嚮義貞率兵六千來屬之義貞禮而詢計焉義勝曰方今天下分崩勝敗互變而天命所歸終有在焉公幸并僕兵一可一戰義貞曰以疲兵當新勝之衆若何曰戰勝而將驕卒懈者敗泰家之謂也故弗已備不足畏耳詰朝之事僕請爲公先焉且日卷旗徐進敵相指語曰嚮聞三浦氏應徵而至是也俄

方今天下分崩し、勝敗互に變ず、天命の歸する所、終に在る有り、公幸に僕の兵を并せ、以て一戰す可し。義貞の曰く、疲兵を以て新勝の衆に當らば若何。曰く戰勝ちて將驕り卒懈る者は敗るとは泰家の謂なり、敗兆已に備る、畏る、に足らざるのみ。詰朝の事、僕請ふ公の先を爲さんと。且日旗を卷きて徐に進む。敵相指語して曰く、嚮に聞く三浦氏徵に應じて至ると是なりと。俄にして義貞等翼して進み、三面掩撃す。泰家の軍大に敗る。貞將の一軍、小山の千葉氏と鶴水に戰ひ、亦大敗し、皆走りて鎌倉に入る。八州の豪傑響應し、争ひて義貞に歸す。義貞進みて關戸に至る。兵凡十二萬騎、分ちて三軍と爲し、三道より鎌倉を攻む。大館宗氏、江田行義極樂寺よりし、堀口貞滿、大島守之兒囊坂よりす。義貞義助自ら諸將を率ゐ、假粧飯より火を五十餘所に縱ちて進む。鎌倉震駭す。而も北條氏の見兵猶十餘萬、分れて三道に距ぐ。義貞、貞滿進みて山内に入り、宗氏戰死し、其兵皆卻く。義貞選兵二萬を以て、夜に乗じて

而義貞等翼而進三面掩擊泰家軍
大敗貞將一軍與小山千葉氏
戰于鶴水亦大敗皆走入鎌倉
八州豪傑響應爭歸義貞義貞進
至關戸一兵凡十二萬騎分爲三
軍三道攻鎌倉大館宗氏江田
行義自極樂寺堀口貞滿大島守
之自兒叢阪義貞義助自率諸
將自假粧阪縱火五十餘所
而進鎌倉震駭而北條氏見兵猶十
餘萬分距三道義貞貞滿進入
山内而宗氏戰死其兵皆卻義貞
以選兵二萬乘夜赴之則敵大

之に赴けば、敵の大兵海岸に據り、柵を樹て、兵艦を其南に列ね、
以て傍射に備ふ。義貞馬を下りて海に向ひて拜して曰く、天子逆臣
に遷され、西海に越在す。臣義貞坐視するに忍びず、兵を提げて賊
を討す。伏して願はくば海神臣の忠義を眷し、潮を退けて以て道を開
けと。因りて佩ぶる所の金装刀を釋きて之を海中に投ず。曉に比
て潮大に退き、兵艦皆漂去す。(頼襄の十二詠の一に曰く、左將の忠
貞天地知る、曾て寶劍を沈めて馮夷を感せしむと) 義貞大に喜び、
衆を麾きて進み、諸軍之に従ひ、直に府中に入り、風に乗じて火
を縱ち、烟焰天に漲る。義貞慶戦し、高時の舉族遂に誅に伏す。

〔註解〕 見兵。現在居る兵。●馮夷。海の神。●烟焰。けむりは
のほ。●舉族。一族みな。

〔按するに〕高時飲宴す、天狗數十頭有り、歌舞して曰く、天王寺、
妖靈星を見よと。識者以て北條氏亡ぶるの兆と爲す、果して其言の
如し。○長井定宗嘗て北條氏を論ず。略に曰く、當時天下の大政皇

兵據海岸一樹柵兵艦列其南
以備傍射義貞下馬免背向
海拜曰天子爲逆臣所遷越在
西海臣義貞不忍坐視提兵
討賊伏願海神眷臣忠義退潮
以開道因釋所佩金装刀投
之海中比曉潮大退兵艦皆漂去
頼襄十二詠之一曰左將忠貞
天地知曾沈寶劍感馮夷義貞
大喜麾衆而進諸軍從之直入
府中乘風縱火烟焰漲天義貞
慶戦高時舉族遂伏誅

朝及び覇府に出でず、北條氏陪臣を以て其權勢を恣にし、上下の
分既に亂れ、綱常顛倒す。蓋時政より以降、世々私に恩惠を行ひ、
民をして己に懐かしめ、遂に其主を辨髦にし、天下に跋扈す。既に
して積惡貫盈し、高時誅に伏し、族滅家亡す。曾子曰く、爾に出づ
る者は必爾に反ると、天道果して非ならざるなり。又曰く、北條氏
世々の姦謀枚擧に違あらず。夫の四帝を放ち、皇統を分ち、以て二
流と爲し、又攝家を別ちて五家と爲し、以て其權を奪ひしが若きは、
其罪最も大なり、其主將を覘ること、猶木偶泥塑のごとし。意ふに
己に主従の名有れば、上下の分無からんや、何ぞ其をして屢位を
易へしむるや。易に曰く、積不善の家には、必ず餘殃有りと。是を
以て後醍醐帝一たび怒り、高時誅に伏し、遂に其家を亡す、皇天の
震怒、豈畏れざらんや。

〔註解〕 陪臣。またげらい。●綱常。人倫の大道をいふ。●辨髦。
辨はかんむり、髦は子供のいふ鬚。主を輕視待し、實權あらしめ